

令和6年第443回定例会

矢吹町議会会議録

令和6年6月7日 開会

令和6年6月14日 閉会

矢吹町議会

令和6年第443回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
町政報告	5
報告第3号の上程、説明、質疑	8
報告第4号の上程、説明、質疑	9
報告第5号の上程、説明、質疑	9
報告第6号の上程、説明、質疑	10
承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案の上程、説明(議案第26号～議案第28号)	12
散会の宣告	13

第 2 号 (6月10日)

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
職務のため出席した者の職氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17
関根貴将君	17

芳賀慎也君	28
富永創造君	38
三村正一君	50
会議時間の延長	65
小島紀子君	65
散会の宣告	79

第 3 号 (6月11日)

議事日程	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
職務のため出席した者の職氏名	82
開議の宣告	83
一般質問	83
青山英樹君	83
総括質疑	102
議案・請願・陳情の付託	104
散会の宣告	104

第 4 号 (6月14日)

議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	106
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	106
職務のため出席した者の職氏名	106
開議の宣告	107
議会運営委員会委員長報告	107
議事日程の報告	108
議案第26号、第27号、請願第1号、第2号、陳情第2号、第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	108
陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	113
議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決	114

日程の追加	1 1 5
同意第 3 号の上程、説明、採決	1 1 6
同意第 4 号の上程、説明、採決	1 1 6
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
閉会の宣告	1 2 3
署名議員	1 2 5

令和 6 年 6 月 7 日（金曜日）

（第 1 号）

令和6年第443回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和6年6月7日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 報告第 3号 令和5年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
日程第 6 報告第 4号 令和5年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告について
日程第 7 報告第 5号 令和5年度矢吹町下水道事業会計予算繰越しの報告について
日程第 8 報告第 6号 出資法人の経営状況について
日程第 9 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(専決第12号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算(第1号))
日程第10 議案第25号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第11 議案の上程
第26号・第27号・第28号
(町長提案理由説明のみ)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	梅 宮 美和子 君	2番	小 島 紀 子 君
3番	芳 賀 慎 也 君	4番	関 根 貴 将 君
5番	高 久 美 秋 君	6番	鈴 木 浩 一 君
7番	富 永 創 造 君	8番	三 村 正 一 君
9番	鈴 木 隆 司 君	10番	青 山 英 樹 君
12番	角 田 秀 明 君	13番	堀 井 成 人 君
14番	藤 井 源 喜 君		

欠席議員(1名)

11番 熊 田 宏 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭 田 泰 昭 君	副 町 長	鈴 木 一 史 君
教 育 長	大 杉 和 規 君	代表監査委員	佐 藤 昇 一 君
総 務 課 長	正 木 孝 也 君	企画・デジタル推進課長	国 井 淳 一 君
まちづくり推進課長	神 山 義 久 君	会計管理者兼総合窓口課長	佐 藤 浩 彦 君
税 務 課 長	小 磯 剛 君	保健福祉課長	山 野 辺 幸 徳 君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴 木 辰 美 君	商工観光課長	柏 村 秀 一 君
都市整備課長	有 松 泰 史 君	上下水道課長	西 山 貴 夫 君
行政管理監兼危機管理監兼政策管理監	阿 部 正 人 君	教育次長兼教育振興課長	佐 藤 豊 君
生涯学習課長	渡 辺 憲 二 君	子育て支援課長	小 椋 勲 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開会の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第443回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、11番、熊田宏議員より体調不良のため本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤井源喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 芳賀慎也 議員

4番 関根貴将 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤井源喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会副委員長、10番、青山英樹議員。

〔10番 青山英樹君登壇〕

○10番（青山英樹君） 皆さん、おはようございます。

熊田委員長、体調不良ということで欠席でございますので、私、副委員長がご報告を申し上げます。

第443回矢吹町議会定例会が本日6月7日に招集になりましたので、それに先立ちまして、6月5日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画デジタル推進課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め協議いたしました結果、会議を本日6月7日から6月14日までとし、会期日程については、お手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会副委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日6月7日から6月14日までの8日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月7日から6月14日までの8日間に決定します。

なお、会期中のこの日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（藤井源喜君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会及び福島県町村議会議長会、令和6年度定期総会における議案書等の写し、請願及び陳情文書並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

先の3月定例会において議決されました発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月11日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（藤井源喜君） これより例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

佐藤代表監査委員。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を施行した日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、令和5年度2月分を3月26日に、3月分を4月24日に、令和5年度及び令和6年度4月分を5月23日にそれぞれ行いました。

上下水道事業会計につきましては、令和6年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものとして認めました。

なお、詳細につきましては報告書をご覧くださいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（藤井源喜君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

次に、私から令和6年5月27日に開催されました令和6年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会

についてご報告いたします。

臨時会提出議案の審議に先立ち、組合議会正副議長の選任に関する申合せ事項に基づき、組合議会の正副議長の選任が行われ、議長に筒井孝充白河市議会議長が、副議長に私、藤井がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案は4件であります。議案第7号及び第8号の不動産の取得については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第9号、第10号の白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります。前田武久鮫川村議会議長、大川茂税理士がそれぞれ同意されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で、令和6年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についての報告を終わります。

次に、令和6年6月3日に開催されました令和6年度福島県町村議会議長会定期総会についてご報告いたします。

定期総会の議事に先立ち、優良町村議会の表彰が行われ、会津美里町議会、小野町議会、新地町議会が、そして、町村議会議員特別功労者として2名の方々、自治功労者として12名の方々が表彰され、角田会長から優良町村議会に、そして特別功労者、自治功労者にあつてはその総代にそれぞれ表彰状、記念品が授与されました。

本定期総会の議案についてであります。報告1件、議案3件が提出されました。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として、各地方町村議会議長会から提出された23件の議題についての審議がありました。そのうち、西白河地方町村議会議長会から提出された第3号及び第4号をはじめ、各地方町村議会議長会から提出された要望についても、全件原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号及び第6号で決議、特別決議についてが提案され、原案のとおり決議されました。

なお、詳細につきましては、お手元配付の定期総会資料のとおりであります。

以上で令和6年度福島県町村議会議長会定期総会の報告を終わります。

これにて私からの報告を終了いたします。

以上で諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（藤井源喜君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴にいらっしゃいました皆さん、おはようございます。ありがとうございます。

第443回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、藤井議長をはじめ、議員の皆様へ感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第443回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1 ページをご覧ください。

初めに、矢吹町デジタル田園タウン構想事業についてであります。本町におけるこれまでのデジタル化への挑戦と成果報告とともに、展示体験コーナーを設けながら、よりデジタルを身近に感じていただけるような機会の提供として、令和6年3月3日、KOKOTTOにおいて、「わくわく！クリエイティブデジタルアートフェス In YABUKI」を開催いたしました。

第1部のトークセッションでは、地域間連携自治体である東京都狛江市と進めてきた事業成果報告、三菱商事株式会社や合同会社DMM. comなど、デジタルに精通するゲストを迎え、次世代技術と未来のまちづくりに関する基調講演やパネルディスカッションを行ないました。

また、第2部では、デジタルアーティストを講師に迎え、子供たちによるデジタルアート体験型のワークショップを行いまして、KOKOTTOを題材にプロジェクションマッピングを披露いたしました。

その他、企画展示コーナーを含めて、町内外から多くの親子連れや企業関係者など、延べ約150名の来場者があり、デジタルに触れ体験する機会の創出を図りました。

次に、住民税非課税世帯等に対する給付金支給事業についてであります。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した本事業は、令和5年12月1日で本町の住民基本台帳に登録されている世帯のうち、世帯全員の令和5年度住民税の課税状況に応じて給付金を支給するものでありまして、世帯全員が非課税の世帯には1世帯当たり7万円、均等割のみ課税されている世帯には1世帯当たり10万円を、さらに18歳未満の子供がいる世帯には、児童1名当たり5万円を加算して支給するものであります。

5月7日現在で、非課税世帯の1,611世帯に対して1億1,277万円、均等割のみ課税世帯の186世帯に対して1,860万円を給付し、うち18歳未満の子供がいる291世帯には、児童209名分、1,045万円を加算して支給しております。

次に、矢吹町の公共交通についてであります。

移動手段を持たない方の交通手段を確保し、将来を見据え、誰もが町内の移動を便利に、そして安全安心に行える交通環境を整備する施策として、既往の行き活きタクシー事業に加えまして、コミュニティバスについて令和4年12月より実証実験に取り組んでおり、令和5年4月から令和6年3月までの12か月間で延べ2,175名、日平均10.6名の利用がありました。今後は、「停留所が遠い」、「利用した時間にバスが来ない」等の利用者のご意見等を踏まえ、バスの利便性向上に関する課題解決を図るためにAI活用型のオンデマンドバスの導入に向けて取り組むなど、公共交通のさらなる充実を図ってまいります。

次に、健康センター管理運営事業の実施状況についてであります。

初めに、あゆり温泉において令和5年度の年間入館者数は7万5,629名となり、1日当たりの平均入館者数は243名となりました。令和4年度は、災害復旧工事による長期休暇のため、12月から3月の4か月間の営業であり、年間入館者数は2万6,203名、1日当たりの平均入館者数は257名でしたが、令和5年度における同時期の12月から3月の4か月間を比較すると、入館者数は3万662名で、4,459名の増加となりまして、一日当たりの平均入館者数も298名で41名の増加となりました。また、男女露天風呂の空きスペースにバレルサウナ及び水風呂をそれぞれ設置する工事を実施し、令和6年4月1日から利用を開始いたしました。利用者からは大

褒好評を得ておりまして、サウナ目当ての利用者も多く、入館者数も増加しております。

次に、温水プールでは、令和5年4月18日から6月30日まで、ろ過機交換工事のため休館となりましたが、令和5年度の入館年間入館者数は4万5,774名、1日当たりの平均入館者数は185名となりました。令和4年度の年間入館者数は4万8,683名、1日当たりの平均入館者数157名と比較しますと、年間入館者数では、2,909名減少しましたが、1日当たりの平均入館者数では28名の増加となりました。

また、トレーニングルームの利用者につきましては、令和5年度の利用者数は3,206名となり、令和4年度の利用者数2,657名と比較すると549名増加となっております。今年度において、トレーニング機器を1基増設し、さらなる利用者数の増加に努めてまいります。

次に、遊水地事業についてであります。

3月25日に第1回阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会作業部会が開催されました。作業部会のメンバーについては、地域住民の代表として三城目地区遊水地対策協議会会長及び副会長、商工会長、区長会長、三城目総区長、経営懇話会等の町内各関係機関代表者、教育委員会職務代理者、町スポーツ協会会長、光南高校、農業短期大学校等の教育機関、町行政機関課長等が参加し、平常時の遊水地内利活用について意見交換を行いました。今後も継続的に開催され、3町村の地域振興に資する持続可能な地内利活用を目指し、令和10年度の遊水地完成に合わせて活発な意見交換を進めてまいります。

次に、町独自の経済支援策についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した地域経済の活性化を図るため、町内の小規模事業者や中小企業者で組織する団体が、個人消費の喚起及び販売促進につながるイベントを実施する場合に要する経費を助成する消費喚起促進事業費助成金を2団体に対し32万1,000円交付いたしました。

また、矢吹町商工会と協力し、矢吹町プレミアム商品券第2弾といたしまして、やぶきじくんプレミアム商品券を発行しました。プレミアム付与率は前年度と同じ30%で、1枚当たり1,000円の商品券を13枚つづりで1冊とし、合計2万冊、総額2億6,000万円の事業規模となっております。発行部数2万冊に対し2万8,000冊を超える応募がありました。そのため、抽選を行い、当選者には3月25日より販売を開始しました。商品券の使用期間は3月25日から8月31日までとなっております。

次に、一般国道4号4車線化事業についてであります。5月9日に一般国道4号4車線整備促進期成同盟会総会が開催され、本年度の事業計画として本町における矢吹鏡石道路事業の推進を含め、国土交通省等への要望活動を行うことについて決定されたところであります。

総会終了後には、国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長への要望会が開催され、矢吹町としましては、矢吹鏡石道路区間における拡幅整備が町民が納得できるものとなるよう丁寧な説明を求めるとともに、事業推進に係る必要な財源と体制の両面における支援について要望を行ってまいりました。

また、5月24日、30日及び31日の計3日間で計画案に関する住民説明会が開催される予定であります。今後は、説明会において参加者より様々なご意見をいただいたことを踏まえ、国と連携し、地域住民や地権者等への丁寧な対応を行っていくとともに、地域住民が求める道路整備とするために、国や福島県等、関係機関とが一緒になって考えていくことが重要であることを提言してまいります。また、5月27日には一般国道4号4車線整備促進期成同盟会として国土交通省東北地方整備局町へ要望書の提出を行い、矢吹町としては矢吹鏡石道

路の早期着工及び令和4年度に開催された住民説明会で要望の強かった交差点の存続について要望に沿った計画の見直しを行っていただいたことへの謝意をお伝えしたところであります。引き続き国の主体的で責任を持った取り組みについて、国土交通省中央要望等への要望活動の機会を通じまして、継続的に要望してまいります。

次に、矢吹町子ども家庭センターの開設についてであります。全ての妊産婦、子供、子育て世帯が手続や相談、健診等の様々な子育て支援を切れ目なく行う施設として、令和6年4月1日に文化センター小ホール側にある会議室等を子ども家庭センターとして開設いたしました。

機能といたしましては、子育て支援課の業務に、保健福祉課で担っていた妊産婦健診、乳幼児健診などの一部の業務を加え、保健師、社会福祉士、管理栄養士などが母子保健と児童福祉の両面から切れ目ない支援を行うものであります。また、各種子育て支援サービスの情報提供をするなど、センターの設置による包括的な支援を通じて、さらなる子育て支援の充実を図ってまいります。

ここまで町政報告から8点を抜粋しまして、報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様方のさらなるご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

その他の17項目につきましては、お手元に配付いたしました第443回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 以上で町政報告は終了いたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（藤井源喜君） 日程第5、これより報告第3号 令和5年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第5、報告第3号 令和5年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、令和5年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました低所得者支援定額減税補足事業、ため池整備事業の15事業を、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、繰越計算書のとおり令和6年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第3号 令和5年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（藤井源喜君） 日程第6、これより報告第4号 令和5年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第6、報告第4号 令和5年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。

本件は、令和5年度矢吹町水道事業会計予算において計上いたしました水道施設整備管理運営事業のうち、西部第一水源電気計装設備更新に係る事業を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越計算書のとおり令和6年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第4号 令和5年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告については、公営企業法第26条第3項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（藤井源喜君） 日程第7、これより報告第5号 令和5年度矢吹町下水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第7、報告第5号 令和5年度矢吹町下水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。本件は令和5年度矢吹町下水道事業会計予算において計上いたしました公共下水道整備管理運営事業のうち、マンホールポンプ改築更新に係る事業を地方公営企業法第26条第1項の規定により、雨水総合管理計画策定に係る事業を同条第2項ただし書の規定により繰越計算書のとおり令和6年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第5号 令和5年度矢吹町下水道事業会計予算繰越しの報告については、公営企業法第26条第3項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（藤井源喜君） 日程第8、これより報告第6号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第8、報告第6号 出資法人の経営状況についてであります。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容については、令和6事業年度事業計画、令和5事業年度事業報告、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの損益計算書、令和6年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュフロー計算書及び財産目録のとおりであります。

以上報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜君） 報告第6号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため、質疑討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第9、これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第9、承認第10号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第12号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,172万4,000円を追加し、総額を84億2,372万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金8,172万4,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を低所得者支援・定額減税補足事業等により8,172万4,000円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第10、これより議案第25号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第10、議案第25号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和6年4月15日に町職員による通勤中の酒気帯び運転及び物損事故により、町民の皆様の信頼を裏切ることとなったため、私の現在の給料月額100分の10を、副町長の給料月額100分の5を一月減額するものであります。

二度とこのような事態を招くことのないよう、綱紀粛正の徹底を図るとともに、再発防止に取り組んでまいりますので、今後ともご指導ご協力をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第25号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第26号～議案第28号）

○議長（藤井源喜君） 日程第11、これより議案の上程を行います。

議案第26号、第27号及び第28号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第11、初めに議案第26号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を令和6年度も引き続き行うため所要の改正を行うものであります。

国が示した基準に基づき減免措置を行った場合、減収分が災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填される措置は令和5年までとなっておりますが、国の財政支援が延長されたため、引き続き国民健康保険税の減免を行うものであります。

次に、議案第27号 第7次矢吹町まちづくり総合計画についてであります。

第6次矢吹町まちづくり総合計画が令和5年度をもって終了することから、新たに町の最上位計画として第7次矢吹町まちづくり総合計画を定めるものであります。

これまで第6次矢吹町まちづくり総合計画の検証、住民ニーズやまちづくりに関する意見や要望等を確認するための住民アンケート、調査子育て世代や高齢者、さらに農業や商工業等の分野別にまちづくりに対する意見をいただいたまちづくりワークショップ、小中学生向けまちづくり子どもアンケートや高校生ワークショップ等、子供から大人まで幅広い世代から意見をいただき、計画策定作業に取り組み、2回にわたるパブリックコメントを経て矢吹町まちづくり総合審議会の答申を経て、計画案を取りまとめたところであります。

今回提出いたしました第7次矢吹町まちづくり総合計画は、基本構想及び前期基本計画で構成されており、町の目指すべき方向や各分野における指針を示したものであり、町の将来像を「人が集い みんなで育み・学び・支え合う さわやかな田園のまち・やぶき」と定め、人口減少等様々な課題を克服し、未来へとつながるまちづくりの政策により、魅力的で活力があり、暮らし続けたいと思える町、将来への持続可能な矢吹町を実現させるための実用書となる計画であります。

この将来像実現のため、今後8年間において基本構想で定めたまちづくりの理念、6つのまちづくりの柱を基礎に23の政策、33の施策、さらには前期基本計画で定めた重点方針及び各種事務事業の確実な遂行に努める

とともに、住民、事業者、行政等の協働により誰一人取り残さないまちづくりを推進し、目標達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議案第28号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,397万2,000円を追加し、総額を84億3,769万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、地方交付税50万円、国庫支出金706万4,000円、繰入金640万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費をふるさと思いやり基金事業等により614万6,000円の増額、民生費を障がい者自立支援事業等により636万6,000円の増額、衛生費を町民検診事業により146万円増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。ご協力誠にありがとうございました。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午前10時43分）

令和6年6月10日（月曜日）

（第2号）

令和6年第443回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和6年6月10日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	君	2番	小	島	紀子	君
3番	芳	賀	慎也	君	4番	関	根	貴将	君
5番	高	久	美秋	君	6番	鈴	木	浩一	君
7番	富	永	創造	君	8番	三	村	正一	君
9番	鈴	木	隆司	君	10番	青	山	英樹	君
11番	熊	田	宏	君	12番	角	田	秀明	君
13番	堀	井	成人	君	14番	藤	井	源喜	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭	君	副町長	鈴木一史	君
教育長	大杉和規	君	総務課長	正木孝也	君
企画・デジタル推進課長	国井淳一	君	まちづくり推進課長	神山義久	君
会計管理者兼総合窓口課長	佐藤浩彦	君	税務課長	小磯剛	君
保健福祉課長	山野辺幸徳	君	農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴木辰美	君
商工観光課長	柏村秀一	君	都市整備課長	有松泰史	君

上下水道課長	西	山	貴	夫	君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿	部	正	人	君
教育次長兼 教育振興課長	佐	藤		豊	君	生涯学習課長	渡	辺	憲	二	君
子育て支援 課長	小	椋		勲	君						

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせいたします。質問終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 関 根 貴 将 君

○議長（藤井源喜君） 通告1番、4番、関根貴将議員の一般質問を許します。

4番。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴にお越しく下さいました皆様、ありがとうございます。

3月の町議会議員選挙にて当選させていただき、2期目を迎えることができました。この任期4年間も、町民の代表であり代弁者ということを常に念頭に置き、町民のさらなる幸せと矢吹町発展のために貢献してまいりたいと思いますので、皆様、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきますが、今回の大きな項目、2点の質問は、選挙期間中に町民の皆様からお話を伺った際、高齢者や子育て世代の方々からのご意見、ご要望が多かったものを取り上げております。町政に関心を持ち、矢吹町を思う町民の方々からのご意見でありますので、私自身もしっかりと質問をさせていただきます。

大きな項目1、高齢者の移動手段充実に向けた取組について。

質問の目的。

当町においても少子高齢化が進む中、運転免許返納の推進などもあり、今後、高齢者の交通移動手段に対する取組はますます重要となると認識しており、現在及び今後取り組む交通移動手段の事業に関しては、町民そ

して何よりも高齢者の方々のことを第一に考えた事業であるべきと考え、利用者目線で満足度の高い公共福祉サービスとなる事業展開を望むため。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

平成31年2月より、高齢者の移動手段として、行き活きタクシー利用料金助成事業、令和4年12月より、矢吹町コミュニティバス実証実験運行が開始され、さらに今年度より、A I活用型オンデマンドバスの導入が実施されようとしている中、これまでの事業の課題や町民の方々からのご意見、ご要望、ご不満な点などを伺い、利用者第一という考えの下、地域の実情等も踏まえ、改善すべきは改善し、町民に愛され、感謝される交通移動手段事業となっていくべきである。

質問事項1、行き活きタクシー事業もコミュニティバス事業も、高齢者の方々には大変ありがたい事業であると同う一方、不満などの声も耳にいたします。どのようなご要望やご意見があるかをお尋ねし、それらに対する改善策をお伺いいたします。

2、今年度導入予定のA I活用型オンデマンドバスの導入事業であります、町の予算はできるだけ町の企業、事業者を利用し、経済活動を好循環させるべきであると考えますが、今回公募型プロポーザルによる選定となった経緯を伺わせていただきます。

3、現在実証実験の段階であるコミュニティバスの利用は曜日によりコースが決まっており、使い勝手が悪いといった面もあるが、料金は無料であります。ドア・ツー・ドアをうたうA I活用型オンデマンドバスに至っては、民間事業者との競合もあることから、利用料金がかかることに関し異論はございませんが、中学生以上の利用料金が400円、小学生と障害者の方は半額となっているが、高齢者や免許返納者などの方も割引や無料券の配布などを実施していただけないかと思うが、いかがお考えか伺わせていただきます。

大きな項目、2番目になります。

教育施設の充実と教育費全額無償化に向けた財源について。

質問の目的。

当町に限らず、多くの地方自治体の財政も厳しさを増している現状ではあるが、町の将来を担う子供たちへの教育支援の充実を満すためにも、いかにして財源を確保していくかという問題に向き合い、子供たちへの教育環境の充実を図りたい。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

今年度より、第7次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町第5次教育基本計画が始まり、大いに期待をするところではありますが、毎年、PTAなどから提出される要望や昨年実施された子ども議会での質問の中での課題、また全国の自治体で広がっている給食費の全額無償化など、子育て世代の方々のために、何より子供たちのためにも取り組んでほしい事業ではありますが、財源の確保に関しては厳しい状況であると思われま。そこで、昨年、農業振興課で行った新たな取組であるガバメントクラウドファンディングや、電子黒板の購入につながった企業版ふるさと納税の活用、国や県からの助成金や交付金の活用などを見据えていただき、子供たちの教育環境の充実を推し進めるべきである。

質問事項。

昨年の子ども議会の中で、夏の体育館が暑過ぎるのでエアコンを設置してほしいという子供たちからの切な

要望がありましたが、中学校と4つの小学校の体育館全体にエアコンを設置するとなると多額の予算がかかりますので、応急的な措置として、スポットクーラーなどの設置であればエアコン設置費よりは安価な予算で対処できると考えます。この財源をガバメントクラウドファンディングの活用で賄うという考えはないかお尋ねいたします。

②給食費全額無償化へ向けた財源の確保として、国や県の動向を注視しながらも、いち早い対応を取っていただきたいと願っておりますが、企業版ふるさと納税を活用し、給食費全額無償化に取り組んでいる自治体もごございます。当町での現在の取組などをお伺いいたします。

以上となります。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 皆さん、おはようございます。

傍聴に来ていただいた皆さん、ありがとうございます。

それでは、4番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、行き活きタクシー利用料金助成事業及びコミュニティバス実証実験についての要望や意見についてのおただしであります。

本町における地域公共交通の役割は、通勤・通学者や、買物客、高齢者など様々な方に対して、目的に応じて利用しやすい移動手段を提供することであり、矢吹町地域公共交通計画におきましては、「自ら移動方法を選び、快適に暮らせる、だれもが移動しやすいまち、やぶき」を基本理念として掲げ、各種事業を推進しております。

まず、行き活きタクシー利用料金助成事業につきましては、平成31年2月より実施しておりまして、令和3年度は登録者数395名、延べ利用3,295件、令和4年度は登録者数495名、延べ利用4,748件、令和5年度は登録者数579名、延べ利用6,370件でありまして、年々、利用者は増加しております。

令和3年度に実施したアンケート結果では、「この制度はありがたい。今後も継続してほしい」、「矢吹町は高齢者に対してよく対応してくれていると思います」など多数の感謝の言葉がありましたが、一方では、「呼んでもすぐに来てくれない」、「隣接する町の施設まで利用可能にしてほしい」等の課題、要望もありました。

次に、矢吹町コミュニティバスについてであります。

当該事業は令和4年12月より実証実験に取り組んでおり、令和5年度は延べ2,175名、1日当たり平均10.6名の利用でありましたが、今年度につきましては、多い日には25名の利用があるなど、徐々にではありますが、利用者数は増加してきております。

令和4年度末に実施したアンケート結果では、「高齢化に伴い、バスの運行は必要なことだと思います」、「免許を返納したら利用したい」という回答があった一方、「停留所までが遠い」、「使いたい時間にバスが来ない」等の意見もあり、バスへの期待はあるものの、まだまだ課題は多い状況となっております。

このように、行き活きタクシーについては、タクシーの運転手不足等による需要と供給のバランス問題、い

いわゆる2024年問題と全国的な課題であります。こんな問題あります。コミュニティバスにつきましては、決められた時間帯や場所でしか利用できないため、巡回型バスの利便性向上が大きな課題として明らかとなり、これらの課題解決のためにA I活用型オンデマンドバス事業に取り組むことといたしました。

A I活用型オンデマンドバスにつきましては、路線バスとタクシーの中間的な位置づけで、多様な移動ニーズへの柔軟な対応と、A Iを活用した乗り合い、ルート生成による効率的な運用が期待できるものであります。庭先まで来てもらえる、それからルートを頼んで、それに基づいて、そしてまたそれを、データ蓄積してルート生成を行っていく。こういった運行が期待できるということですね。

今年度は、デジタル田園都市国家構想の交付金を活用しまして、10月から実証実験運行を行う予定でありまして、適宜、利用者のご意見、ご要望に可能な限り対応しながら、令和7年度の本格稼働に向けて、利便性はもとより、安心してご利用いただけるよう、事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、A I活用型オンデマンドバスの導入事業において、公募型プロポーザルによる業者選定となった経緯についてのおたかしであります。

現在、本町で実施している交通関係事業につきましては、行き活きタクシーは、地元にある有限会社矢吹タクシーと、要介護状態の方や体が不自由な方向けの介護タクシーを運行している西原産業株式会社の2社と委託契約し実施しております。利用者本人負担分である500円を超えた分の運賃を事業者へ支払いをしております。

また、コミュニティバスは、将来を見据えた公共交通の構築を目指した実証実験でありまして、町内の地理等を熟知し、運行実績が豊富で信頼性の高さが必要となることから、矢吹タクシーと委託契約をしております。

一般的に、町事業の契約につきましては、法令等に基づき透明性及び競争性の確保を図るため、競争入札により行うこととなりますが、新たに導入するA I活用型オンデマンドバス事業については、持続可能な地域公共交通に資する事業者を選定するため、価格のみならず総合的な評価が必要となります。

そのため、事業者の持つ専門的な知識や技術、手法を最大限に発揮いただき、積極的な提案を促すことにより、町民の利便性のさらなる向上を図れることを期待し、公募型プロポーザルによる選定としたところであります。移動手段を持たない方をはじめ、町民の皆様がより安全安心に日常生活を送ることができるよう、公共交通体制の構築に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、A I活用型オンデマンドバスにおける利用料金についてのおたかしであります。

コミュニティバスにつきましては、本町の公共交通の構築に向けて、町民の皆様、利用者の皆様から多くの意見や要望をいただきながら、次なる一歩へと踏み出すための実証実験の運行として位置づけておりまして、利用料金は無料としております。

一方、A I活用型オンデマンドバスの利用料金につきましては、新たな公共交通との位置づけからも、利用者負担を原則とする必要があり、行き活きタクシー利用者の負担額との整合性や、民間事業者への経営圧迫とならないよう考慮しながら、先進地である喜多方市をはじめ近隣市町村の状況も参考に検討しております。

議員おたかしのとおり、高齢者や免許返納者への料金割引やクーポン等の特典につきましては、今後も実証実験を進めながら、利用者や町民の皆様のご意見を十分に伺い、関係団体、企業等との検討を深めながら、矢

吹町地域公共交通活性化協議会で協議決定してまいりたいと考えております。

今後も、A I 活用型オンデマンドバスの導入により公共交通不便地域の解消を図るとともに、町民の皆様の安全安心はもとより、快適に生活を送ることができるよう、5年、10年先、将来、未来の公共交通施策を見据えた充実強化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、関根議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴においでの皆様、ありがとうございます。

では、4番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の体育館への空調設備設置についてのおただしであります。令和5年度第17回子ども議会において、三神小学校の児童から、暑い夏でも運動ができるように、町内の小中学校体育館に冷房をつけていただけないでしょうか。との質問があり、まずは、現在の体育館の状況を調査し、災害時の避難所として最も多くの方が利用する矢吹中学校への冷房設置を優先的に計画したいと答弁させていただきました。

その本格導入に向けた取組として、現在、事業費の2分の1が補助金として交付される学校施設環境改善交付金の申請を行っており、6月下旬に採択となった場合には、来年度に実施を予定しております矢吹中学校体育館の空調整備工事に向けた調査設計に着手してまいります。

また、各学校の体育館には、議員おただしのスポットクーラーの導入の検討を図っており、6月中旬から10月中旬までの4か月間、リース契約により、矢吹中学校の体育館に2台設置し、教職員及び生徒から、実際の冷却効果について意見をいただき、活動への影響や運用上の課題などの検証を行ってまいります。

その結果、暑さ対策として一定の効果が見られた場合には、計画的に各小学校体育館への配置を検討してまいります。

なお、ガバメントクラウドファンディングの活用であります。今年度のスポットクーラーの検証を踏まえながら、各自治体の事例等を調査研究し、来年度以降、制度の活用を視野に入れた検討を進めてまいります。

今後も児童生徒、住民の皆様健康と安全を第一に考え、快適な体育館の利用環境を整備するため、様々な視点から工夫し、検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、給食費全額無償化へ向けた財源の確保についてのおただしであります。学校給食は、食育基本法及び学校給食法に基づき、実施されるものであります。安全、安心で栄養バランスの取れたおいしい給食を提供することにより、健康の保持や食事に対する感謝の気持ちの育成にもつながっております。

本町の学校給食費に対する支援につきましては、子育て支援を目的に、矢吹町学校給食費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、小中学生の保護者の皆様が負担している給食費の半額補助を令和3年4月から継続して実施しております。令和5年度については、補助対象者1,305名、補助金額3,515万5,000円の決算を見込んでおります。

また、経済的な理由でお困りの保護者の方を対象に、学校生活にかかる費用の一部を補助する就学援助制度

を設けており、令和5年度におきましては、給食費全額の支給を小学校100名、229万9,000円、中学校66名、191万5,000円実施し、負担軽減を図っているところであります。

学校給食費の無償化につきましては、保護者の家計負担や教職員の事務負担の軽減が図られるとともに、児童生徒に安定的に給食が提供されるという、大変大きなメリットがありますが、安定的で継続的に充当できる自主財源の確保が課題であります。

議員おただしの自主財源の確保として期待できる企業版ふるさと納税は、企業版矢吹町まち・ひと・しごと創生推進事業に掲げる取組について、ご賛同いただいた企業、法人の皆様からの寄附金を事業費に活用できる仕組みであります。

令和5年度は、ご賛同いただいた企業の寄附金を有効に活用し、町内全ての小中学校、全クラスに電子黒板を59台導入し、ICT教育の環境整備を図った実績があります。

しかしながら、学校給食費を全額無償化した場合、年間8,000万円の費用が必要となりますが、昨今の物価上昇による食材費の高騰に加え、関連経費である人件費や光熱水費等の様々な経費の上昇が今後も続くことが想定されること、また、寄附金として毎年度、多額の費用を永続的に確保しなければならないなどの課題があります。現在の半額補助と同じように、全額無償化した場合は、継続性が強く求められることから、企業版ふるさと納税の活用については、今後、取り組んでいる他自治体の予算額及び財源の確保に向けた取組などを調査研究してまいりたいと考えております。

給食費全額無償化については、町全体の予算を鑑みたく中で、様々な施策の事業バランスを考慮する必要があり、財源を継続的に生み出すためには、他の事業を削減するなど町政全体に与える影響は大きいものと認識しております。

ご負担をいただいております保護者の皆様のご理解をいただきながら、議論を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（関根貴将君） 町長並びに教育長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

過去の同僚議員からの一般質問からも、行き活きたクシーの利用者は年々、利用者数も増加傾向にあり、ニーズも高まっていることがうかがい知れ、アンケートの結果などからも高齢者から大変喜ばれている事業であると思います。しかしながら、現在、実証実験中のコミュニティバスの運行に関しましては、喜ばれる意見がある一方、様々な面で不満の声も少なからずあります。先ほど答弁の中でも、至らない点などについても触れていただきましたが、ランニングコストに関するものはなかったもので、伺わせていただきますが。

令和5年度ですと、運行日数が約200日余り。年間の延べ利用者数が2,175名。1日の平均利用者数は10.6名ほどとなっております。昨年度も10名ほどでございました。こうした中、予算の決算額は年間、約1,450万円でありますので、1日当たりの経費は約7万円強となっております。ガソリン代が1日1万円だとしても、かなり高額な事業となっており、利用者様、または町民の方々から、こういった経費に関することについての意

見や苦言などはあったかをお伺いさせていただきます。

町民の方からの意見、苦言があったか、なかったかでお答えいただいて結構です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

予算関係、経費に関する意見、質問というのは受けておりません。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

こうした町の予算やランニングコストなどについても、町民の方々からのご意見、ご要望、苦言などは今後取り組んでいくオンデマンドバスの運行に生かせると思いますので、質問させていただきました。

それでは、次の質問です。

今年10月より運行予定であるA I活用型オンデマンドバスに関しては、5年後、10年後を見据えた地域の公共交通計画であると認識しております。

現在、オンデマンドバスの委託に関する公募が行われている状況であると思いますが、応募をした業者は何件あり、町内の業者か、町外の業者かもお示しいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

1グループ、というか、応募については1グループでございまして、そのグループというのが、A Iシステムの構築、運営に関する事業者さんと、そこが町外でございまして。あとは車両の運行をする事業者さん、こちらのほうは町内の業者さんということで、合わせてグループとして応募をいただいて、1社でございまして。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（関根貴将君） 了解いたしました。ありがとうございます。

今回のA I活用型オンデマンドバスに関する質問で、担当課から聞き取りを行い、予算や今後について伺いました。前提となりますが、予定では今年度10月に運行が開始され、3月までの半年間での予算額は約5,500万円ほどであるとのこと。車両やシステム利用料などの初期投資などもあるため、今年度は予算がかかりますが、先ほど答弁でもあったように、国からの助成金が2分の1となっておりますので、町の持ち出しは半額となっております。しかし、来年度以降は国、県からの補助や助成は現段階ではないと伺っており、そうした中、来年度からは1か月当たり300万から500万のランニングコストがかかるのではないかとということ

でありますので、こういったことを踏まえ、幾つか質問をさせていただきます。

現段階で、おぼろげながらも決まっているのであれば、運行予定についてお尋ねいたします。年間の稼働日数は何日ほどとなり、利用可能な時間帯は何時から何時までを予定しているのか、伺わせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

今のところの計画であります。運行する曜日としましては、月曜日から金曜日。時間につきまして、8時から夕方6時というふうに検討してございます。日数に、年間ですと、今年は半年ほどの計画ですが、年間、計画考えているのは、500日稼働ぐらいに、失礼しました。

〔「2台で、500日ですね」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） はい、失礼しました。大変失礼いたしました。

〔「1台で、250でしょう」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（関根貴将君） 先ほどですね、私が聞き取った際に、来年度からのこのオンデマンドバスに関しては、1か月当たり300万から500万ぐらいかかるのではないかという、ランニングコストがかかってしまうのではないかというふうにお伝えしたのですが、まだ不確定ではあると思います。もしここまでかかりませんよということであれば、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

具体的な額、確定した額ではございません、今検討中の中でございますので、それ以上のお答えについては控えさせていただきます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

不確かな質問をしてしまったこと、申し訳ございません。

現段階では、今年の10月から3月までの半年間での予算額は、一応約5,500万ほどということだけは確定していると思われま。

先ほど、数字も述べてしまいましたけれども、ある程度、やはり多額の予算を投入するわけですので、運行前の現段階においてでも、ある程度の見通しは十分熟慮、考察されていると思います。コミュニティバスの運

行実証実験や、行き活きタクシーの利用状況などから、1日の平均利用者数や年間の売上げなど、今年、来年とは言いませんが、目標とする数値などがあれば伺わせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 何の目標になりますか。

○4番（関根貴将君） 年間の利用者に、売上げや、年間の利用者数ですね。

○議長（藤井源喜君） 何の。何のバス。

○4番（関根貴将君） オンデマンドバスでございます。A I活用型オンデマンドバスの1日の平均利用者数の目標などがあれば。よろしいですか。

○議長（藤井源喜君） はい。

答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、関根議員の追加質問にお答えします。

今、コミュニティバス、それから、行き活きタクシー、こういったのを踏まえながら、A I オンデマンドバスの見込まれるお客様の数ということでしたが、行き活きタクシーも、それからコミュニティバスも、今までの、技術的には大体、そんな進んだ技術的じゃないですよ。今度A I オンデマンドバスって、要するに、お客様から注文を受けて、それから行って帰って、それが非常に、ある意味高い技術で、それからデータ蓄積をしながらやっていくことなんで、一体どれだけお客さんが見込めるか、そしてまた初期不良がないのか。初期不良があった場合にどのような運行状況になるのかというのは、これはなかなか難しいと思います。ですから、今の状況で、運行状況で見込まれるお客さんというものを今お話しするのは、なかなか大変だと思います。もしやるとすれば、喜多方であるとか、先進地でこのぐらい乗っていますということに基づく、非常に不確かな予測しか出せないというふうに思っておりますので。

じゃ、地域公共交通計画で、A I オンデマンドバスという技術的な不確かさとか初期不良とかそういったものがかなり見込まれる、心配されるところもある中で、今やろうとしています。そこをちょっと、割り引いていただきながらお聞きいただければありがたいと思います。それじゃ、課長のほうから。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（関根貴将君） やはり、今年10月から3月で、予算額が5,500万、システム利用などと初期投資もありますが、事業としては本当に町民が望まれるものであり、私も後押ししたい気持ちはもちろんなんですが、やはりこれだけの予算を投入するからには、ある程度の事前準備といいますか、協議であったり、この辺の数値を目標としていますとかというのを、私は望んではいたのですが。まだまだ時間ありますので、今後、そのような協議を重ねていただけることを願います。

では、次の質問に伺わせていただきます。

全員協議会の中でも質問させていただきました、利用料金に関してですが、中学生以上が1回の乗車につき400円、小学生以下と障害をお持ちの方は200円となっております。現在のコミュニティバスは無料であります。しかしながら、1日の利用者は10名ほどでありますので、往復で1人800円かかってしまうオンデマンドバス

と考えると、二、三人での利用であれば民間のタクシーを使ったほうが割安になると普通は考えると思うのですが。先ほども言いましたように、民間業者との競合といった問題もありますので、なかなか料金の見直しも厳しいかと思えます。ただ、先ほどご答弁いただきましたように、この事業を請け負う業者が、行き活きたクシーなどと同一であった場合は検討していくこともできるのではないかなとも思っていますので。

それと、子供たちの学校行事や部活動での移動などの際には、このようなサービスを無料としている自治体もあると、最近のニュースや新聞などで取り上げられております。これから部活動の地域移行やクラブ化などもありますので、場所を移動する際に、そういった子供たち用として、教育委員会として、すみません、教育委員会としてではなかったです、申し訳ないです。子供たちを送迎するものとして、無料とする考えはないか、今後検討していくものか、伺わせていただきます。

地域移行に関しての部活動の送迎ということです。

○議長（藤井源喜君） 無料にするのは、中学生か。

○4番（関根貴将君） 小中ですね。

○議長（藤井源喜君） 小中で。無料にする考えがないかと。

○4番（関根貴将君） 地域移行による学校関係の部活動であったり、クラブ活動の、例えば中畑小学校から矢吹小学校に来るとか、そういう形ですね。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

今、議員さんのほうからおっしゃった内容については、そういったご意見とか要望とか承っている状況でございます。今後、教育振興課等とも協議をした中で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

数か月後に始まろうとする大きなプロジェクトに関して、ぜひとも町民に喜ばれ、ありがたがられる事業に成長し、5年後、10年後に、あのとき始めてよかったと言ってもらえることを願います。

それでは、大きな項目2点目の質問に移ります。

昨年度の子ども議会の中で、夏の暑い日には小学校の体育館が使用できないので、町内の小中学校に冷房をつけてほしいという質問がございました。過去の子ども議会の中での質問に執行部は真摯に向き合い、一昨年は通学路のグリーンベルトやカラー舗装を整備し、昨年は中畑に公園を設置したなど、子供たちに優しい矢吹町であると感心、感謝しております。今回の質問は、この小中学校に対しての冷房設備の設置に関しましては、同僚議員と質問が重なっており、同僚議員は自ら補助金の活用などを調べ担当課に示し、この後質問をいたしますので、私からは1点だけに絞り、あとは同僚議員に託したいと思えます。

スポットクーラー導入を考えていただけるとのことですが、4か月のリース料金は幾らくらいになるのか。

もし。

○議長（藤井源喜君） 数字は通告にないので。

○4番（関根貴将君） はい。分かりました。

それでは、じゃ1つだけ、よろしいでしょうか。中学校に、今回、今年の6月の中旬から10月の中旬までは、中学校で実証実験という形を取るということですが、やはり小学校も、4つの小学校の子供たちも、この暑い中、一応命を守るということで、できれば小学校へも検討していただきたいと思いますが。前に進んでいるという状況を考え、そちらは、すみません。じゃ、小学校へ検討していただけるかどうかお伺いさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

中学校だけではなく4つの小学校へというご質問でございますが、今年度まず中学校でリース契約に基づいて、スポットクーラーの状況をまず確認させていただきたいと考えております。そこで暑さ対策としまして一定の効果が見られた場合には計画的に、来年度以降、各小学校への体育館への配置については検討してまいりたいと考えております。

以上で、4番、関根議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

そうですね、クーラーに限らず、暑さ対策などしっかりしていただければと思います。

それでは、次の質問、給食費の無償化に関する質問なのですが、4年前の令和2年、第421回定例会、私の初めての一般質問の中で、やはり給食費無償化に関する質問をさせていただきました。執行部の方々の熱意と努力のおかげで、令和3年度から給食費の半額補助が実現し、子育て世代の方々から大変喜ばれたことを思い出します。

しかしながら、近隣の市町村が次々と全額無償化に取り組む中、矢吹町は全額無償化までには至っておらず、地域間の格差が生じている状態であります。国や県も無償化に向け動き出す気配はあるものの、一向に決定されない現状であり、当町の財政状況から考えても、これ以上の負担は厳しいとは認識しておりますが、やはり執行部、教育委員会には全額無償化へ向けて取り組む姿勢を見せていただきたいと思っております。企業版ふるさと納税の活用などのほかに、給食費全額無償化に取り組むとするならば、どのようなことをなすべきか、伺わせていただきたいと思っております。

ほかにどのようなことが考えられるか。

もしくは、すみません、無償化に取り組む意思はございますか。お願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税以外の取組についてのご質問でございますが、繰り返しになりますけれども、今後、取り組んでおります他自治体の予算額であったり、財源の確保に向けた取組などについて調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、4番、関根議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（関根貴将君） 誠に申し訳ございませんでした。

未来の宝である子供たちに優しい町、矢吹町の今後ますますの発展を願い、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、4番、関根貴将議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時5分です。

（午前10時51分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午前11時05分）

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（藤井源喜君） 通告2番、3番、芳賀慎也議員の一般質問を許します。

3番。

〔3番 芳賀慎也君登壇〕

○3番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

大項目で2点、質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、1点目です。矢吹町の農業の振興について。

質問の目的としましては、本町における農業振興について、現在の課題や取組等について再確認し、持続可能な地域農業の実現を目指すためでございます。

質問しようとする背景や経緯、課題についてですが、農地法は農地を効率的に利用する耕作者の権利を守ると同時に、農業生産の増大を図り食料の安定供給を確保することが目的です。しかし現状では耕作者が不足している状況、状態が続いており、農地の効率的な利用という目的が心もとない状況でございます。そのため、下限面積を廃止することで、小さい面積で農業を始めたい人を取り込み、農業従事者として担い手と呼ばれる認定農業者以外の農家を増やすことを目的とし、令和5年4月、農地法の一部改正により、農地を取得する際

の下限面積要件が撤廃され、新規就農へのハードルが下がっております。

実際に近年、県内全域において新規就農者数が増加傾向にあると、そういった報道も出ております。

しかし、高齢化に伴う農業従事者の減少傾向や担い手不足、耕作放棄地や荒廃農地の増加、TPPによる価格競争の激化等、多くの課題に対し、様々な対策を行っていく必要があると考えます。

そこで、次の3つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目、持続可能な農業の実現のために、現在町で取り組む主な施策、考えについてお伺いします。

2つ目、本町の耕作放棄地、遊休農地の面積状況についてお伺いします。

3つ目です。日本食農連携機構でのトレーニー研修を経て、今後どのようなアウトプットを考えておられるのか。

以上3つ、質問です。

続いて、大項目2点目に移ります。

2点目の質問は、消防団活動運営事業についてでございます。

質問の目的としましては、消防団を中核とした地域防災力の充実、強化のためでございます。

質問しようとする背景や経緯について。

全国各地で風水害等、大規模災害が相次いで発生し、多くの消防団員が出動しております。消防団員は、防災、災害防御活動や住民の避難誘導、被災者の救出、救助などの活動を行い、大きな成果を上げており、地域住民からも高い期待が寄せられております。

また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下型地震などの大規模地震の発生が今後危惧されており、平成16年6月に成立した国民保護法では、消防団は避難住民の誘導などの役割を担うことが規定されております。

このように、消防団は地域における消防、防災体制の中核的存在として、地域住民の安心、安全の確保のために果たす役割はますます大きくなっておりますが、全国の多くの消防団では、社会環境の変化を受けて様々な課題を抱えておるのが現状でございます。

災害が多様化、大規模化し、町民の安全、安心ニーズが高まる中、常備消防の充実強化はもとより、地域防災の要である消防団や自主防災組織等のさらなる育成、活用を図り、併せて地域の防災を支える人づくりを進めることで、町民レベルの活動を含めた地域の総合的な防災基盤を確立させる必要がございます。

本町においても、消防団員の減少、高齢化が進んでおり、消防団員の維持、確保は喫緊の課題であると捉えております。

そこで、次の3つの質問をさせていただきます。

1つ目、現在の矢吹町の消防団員の定数に対して、実際の消防団員は今、何名おられるのか。

2つ目、令和4年度に、消防団員報酬の支給先が各分団から個人へと変わりましたが、その背景についてお伺いします。

3つ目、消防団員の維持、確保に向けた町の取組についてお伺いします。

質問のほうは以上となります。ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、3番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、持続可能な農業の実現のために、町で取り組む主な施策についてのおたしであります。

現在、農業を取り巻く状況につきましては、農業従事者の高齢化、後継者不足に加え、特に近年多発しております異常気象による収穫量の減少や品質の低下等の農業リスクの高まり、エネルギー価格の上昇に伴う燃料やパイプハウス等の農業資材、農業機械等の価格高騰、電気料金高騰等、農業経営を圧迫する諸問題の影響もあり、農家数は減少傾向となっております。その結果、耕作放棄地が増加傾向にあることから、農業を継続していただくための対策が喫緊の課題であると認識しております。

この状況を受け、町では様々な取組を行っており、令和5年度には、資材高騰対策として、営農意欲の向上、農業経営の安定化を促進するため、水稻及び水稻以外の転換作物農家への助成を行ったほか、施設園芸農家への燃油高騰対策、畜産農家への飼料高騰対策、水稻農家への水利施設電気代高騰対策として、緊急的に助成事業を実施したところであります。

これに加え、令和5年度からは、認定農業者を対象とした農業機械導入に対する費用の一部補助や、国や福島県の補助事業の対象とならない50歳以上の新規就農者への就農支援助成を実施する等、様々な対策を講じております。

また、耕作放棄地解消対策といたしましては、羽鳥ダムからの慢性的な水不足により、水稻作付が困難となっていた白山・神田地区、約29ヘクタールのうち約14ヘクタールをモデル地区としまして、持続可能な農地利用を図るため、農地利用の可能性を調査した結果を広く公表したことで、新たに農業生産法人が参入したことにより、一部の耕作放棄地が解消され、今年度も周辺地区等において同様の調査に力を入れていく予定であります。町といたしましては、本町の基幹産業である農業を、持続可能な農業経営が実現できるよう、内外の農家の皆様の声に耳を傾け、町内両JAや関係機関と緊密に連携を図りながら、国や県の動向を踏まえ、将来にわたり希望や意欲を持って農業経営に取り組めるよう、農家目線に立った支援や施策を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町の耕作放棄地、遊休農地の状況等についてのおたしであります。

先ほどの答弁と重複いたしますが、農業者の高齢化や後継者不足に伴い、本町でも農家数は減少傾向にあり、その結果、耕作放棄地が増加傾向にあります。

町農業委員会では、耕作放棄地などの状況確認のために毎年8月から9月頃にかけて、町内全ての農地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、1筆ごとの農地の利用状況について、現地確認を行う農地の利用状況調査及び荒廃農地状況調査を実施しておりまして、耕作中、耕作されていないが農地として再生可能な状況、そして耕作されておらず農地としての再生が困難な状況の3区分で判定しております。

令和5年度の利用状況調査の結果につきましては、町内の約2万300筆、2,560ヘクタールの農地のうち、農地として再生可能な状況にあるのは約900筆、約110ヘクタールであり、全農地の約4%となります。農地として再生が困難な状況にある農地は約1,600筆、約150ヘクタールであり、全農地の約6%となります。残りの1万7,800筆、約2,300ヘクタールは耕作中の農地であり、全農地の約90%となります。

令和3年度に実施した調査結果と比較いたしますと、農地として再生可能な状況の農地が約23ヘクタール、

農地として再生が困難な状況の農地は約26ヘクタール増加しておりまして、相対的に耕作中の農家が約49ヘクタール減少しているという状況であります。

このように、耕作放棄地は毎年増加している状況であるため、町ではこれまで、営農の継続が困難となった農業者から、農地の借手を探してほしいとの相談を受けた場合、担当地区の農業委員や農地利用最適化推進委員が、隣接している農地の耕作者や地域の担い手の農家等に声をかけておりますが、農地の借手が見つからない状況であります。

しかし、慢性的な水不足により土地改良区から地区除外となった白山・神田地区につきましては、農地利用の可能性調査により、新たに農業生産法人が参入し、一部の耕作放棄地が解消されたという実績があります。

町といたしましては、この白山・神田地区をモデルケースとして、今後は調査地区を周辺地区にも拡大し、町内外の意欲ある農業者や新規就農者、農業生産法人、そして異業種からの新規参入者等も受け入れて、耕作放棄地の解消とともに本町の農業振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、日本食農連携機構でのトレーニー研修後のアウトプットについてのおたしであります。

一般社団法人日本食農連携機構につきましては、平成21年度に食品メーカー等と農業界の距離が遠い状況にあり、川上から川下へとその距離を縮めたいとの思いを込め、良識と調和のある食の実現に向け、次代につながる農業経営の持続的発展に貢献するため設立され、今年度で15年目を迎えます。

主な活動につきましては、食品メーカー、これ非常に、日本で代表的な大きな食品メーカーです。等と、農業のマッチング支援や農業者の経営力向上、若手農業者の育成サポート、全国の自治体からトレーニー、いわゆる研修生を受け入れながら、各地域の農業課題の解消のためのプロジェクト立案等、助言を実施しております。

町では、この自治体トレーニー制度を活用し、昨年度におきまして本町職員1名を派遣し、北は北海道から、南は高知県まで、全国16都道府県、40か所を超えるトップクラス、本当にトップクラスです。日本の農業の中で本当のトップランナーの農業生産法人ばかりですが、農業生産法人や企業、自治体等を視察、訪問しながら、様々な情報収集を行い、現在は本町農業振興のために必要な新たなプロジェクト等の調査検討を進めております。

今年度、具体的に取り組む予定の主なプロジェクトといたしまして、町内の若手農業者に向けて、農業経営や流通、販売等のマーケティング、財務計画を本格的に学ぶ機会を提供し、自身の農業経営を考えるきっかけづくりのプログラムとして、シン・魁！農業塾というものを開催する予定としております。

また、農業団地化構想では、年々増加傾向にある耕作放棄地対策として、農地利用可能性調査を実施した白山・神田地区をモデルケースに、地権者の合意を得ながら、まとまった農地を求めている大規模な農業生産法人に耕作放棄地を含む農地を紹介し、誘致することで耕作放棄地の解消を目指す、全国的にも大変珍しい農業版企業誘致を推進してまいります。

加えて、本町の交通の利便性、非常に交通の要衝であり、利便性が高いと、これを最大限に生かして、「農業観光inやぶきプロジェクト」として、基幹産業である農業から生み出される観光資源の可能性を追求することで、関係人口や交流人口の拡大を図り、さらには移住人口の増加を目指すために調査、研究を進めてまいります。

今回のトレーニー研修により得た全国各地域との先進的な農業生産法人や企業、自治体等とのネットワークを生かし、課題対策や本町に合った事例等を今後の農業施策に反映することで、今までになかった目線で課題解決に向けた取組を実施し、未来ある持続可能な農業振興を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、消防団員定数に対しての現在の消防団員数についてのおただしであります。

消防団員数について、5年前との比較であります。全国では平成30年に84万3,667名の消防団員がおりましたが、令和4年には78万3,578名となり、6万89名減少しております。

福島県においても、平成30年には3万3,149名の消防団員がおりましたが、令和4年には3万101名となり、3,048名減少しております。

本町における消防団員数につきましては、平成30年に324名、令和4年に331名と若干増えているものの、ほぼ横ばいとなっております。

消防団員の定数は、矢吹町消防団設置等に関する条例第5条の規定に基づき350名と定められております。直近の団員数は4月1日現在326名であり、内訳として一般団員が287名、機能別消防団員が39名が在籍しております。

この機能別消防団員とは、定数確保に向けた対策として平成30年に導入したもので、消防団に5年以上在籍し、退団した団員が改めて入団することができる制度でありまして、消防団在籍時の豊富な経験を生かし、火災時の初期対応や災害時の後方支援などを行い、そのうち一部の団員は式典等においてラッパの吹奏も行っております。

町といたしましては、今後も広報やぶきや、町ホームページ等を通じて消防団員の募集活動を積極的に行い、定数確保と維持に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、消防団員報酬の支給先の変更についてのおただしであります。

令和2年度に消防庁長官が主宰となり、消防団員の処遇等に関する検討会が開かれまして、消防団の現状として、消防団員数の減少、消防団の役割の多様化による負担の増加等が課題として挙げられ、消防団員の処遇改善が不可欠であるとの考えが示されました。

その後、消防庁長官より令和3年4月13日付にて、消防団員の報酬等の基準の策定等についての通達があり、処遇の改善として消防団員の報酬等の基準が示されたところであります。

報酬等の基準の内容といたしましては、火災や災害の際に支給する出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度として、出勤報酬を創設するとともに、報酬額を1日当たり7,000円から8,000円とし、活動時間等を勘案して均衡の取れた額となるように定めること。また、年額報酬については、一般団員の階級の者については、年額3万6,500円を標準的な額とし、上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して均衡の取れた額となるように定めることとされました。

団員への支給方法につきましても、個人支給を行うことで支給事務の透明性を図ることができ、団員の士気向上にもつながるため、報酬等については団員個人に直接支給すべきと示されました。

このことから、町では国から示された基準により報酬等を算出した上で、令和3年度に西白河管内の市町村や消防団本団幹部と協議を行いまして、令和4年度から消防団員の報酬等について個人支給を開始したところ

であります。

町といたしましては、今後も消防団本団幹部と連携し、消防団員の現状を踏まえた処遇改善を図り、消防団員の維持、確保につなげてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、消防団員の維持、確保に向けた町の取組についてのおただしであります。

まず、消防団員の年間の活動等ではありますが、4月に辞令交付式及び春季連合検閲、7月に消防操法支部大会、10月に秋季検閲及び火災防御訓練、1月に出初め式、3月に春季火災防御訓練に参加するほか、毎月の火災予防の夜警等を実施しており、これらに加えて火災や災害が発生すれば出動となることから、これまでの年間平均出動回数を踏まえると合計で年間約32回となります。

町では、消防団員の維持、確保に向けた処遇改善を検討するに当たり、令和5年度に消防団アンケートを実施し、消防団活動における意見や、負担に感じていることを調査いたしました。

アンケートの結果、「火災や地域防災の活動に使命感ややりがいを感じる」との意見がある一方、「消防操法大会に伴う練習が長く負担に感じる」、「式典等での拘束時間が長い」などの意見が多数寄せられました。

消防操法大会は、消防ポンプ車及び可搬ポンプの適切な操作などを競うものであり、大会に出場する団員は大会の約1か月前から毎日練習を行うことになることから、仕事や家庭に悪影響があるとの意見が多く、町では消防操法大会の実施について検討するため、本団幹部会議において意見をまとめ、消防協会白河支部合同会議で西白河管内5市町村の消防団長が協議を行い、令和6年度は消防協会白河支部において消防操法大会を実施しないことに決定いたしました。

なお、消防操法大会の代替として、今月16日に消防資機材等取扱訓練を行い、資機材等の適切な取扱いについて改めて確認することで、さらなる団員の技術及び意識の向上、町の消防体制の充実、強化を図ってまいります。

また、式典等においては、開催時間が短くなるよう検討してまいります。

町といたしましては、今後も広報やぶきや、町ホームページ等を通じて消防団員の募集活動を積極的に行うとともに、消防団員の意見を尊重し、活動環境の改善、消防団員の負担軽減を図り、団員の維持、確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、芳賀議員の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、農業振興のほうについての再質問でございますが、ご答弁のほうにもありましたように、遊休農地、耕作放棄地のほうの利活用という部分で、農業団地化構想というところで、まとまった農地を求めている大規模農業生産法人に耕作放棄地を含む農地を紹介し、ということで、白山地区のほうでやっている取組があると思います。4月の産業民生常任委員会のほうの研修会、常任委員会の研修会のほうで、私1回質問しているんですけども、矢吹町の新規就農者が昨年度増えたと、6名だと、たしか。人数は伺っておりますが、その6名に限らず、過去これまでに耕作放棄地、農家さんの方から町のほうで把握している耕作放棄地を新規就農者

さんに結びつけたという事例はこれまでありますか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、芳賀議員の再質問にお答えしたいと思います。

新規就農者等に耕作放棄地を紹介した事例があるかというような質問かと思えますけれども、まず、下限面積が撤廃されて、都道府県は以前ですと50アール以上の農地を取得ということでございましたが、こちらが撤廃されました。撤廃以降、これまでに農業委員会のほうに約7件、約1ヘクタールの実績がございますので、小規模農家が参入しているものと捉えてございます。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

私が今回、この一般質問をするきっかけになったのが、先ほどもありましたように、産業民生常任委員会の農振課さんのほうの説明を聞いて、いろいろ、すごい、将来的に明るくなっていくのかなという希望が見えたので質問させていただいているんですけども。一番興味を持ったのが、この3つ目の質問の、トレーニー研修という部分の今後の取組という部分が、非常に楽しみな事業であると思ひまして、今回の一般質問にする際の事前打合せでもその担当の方が非常に自信をみなぎらせて、大丈夫ですということですのですごい心強い印象を受けました。そのトレーニー研修で得たアウトプットという部分で確認させて、いろいろな今後、取組をされていく中で、一つちょっと、面白いというか気になったものが、シン・魁！農業塾という開催となっております。今までに魁！農業塾というところで、ぐるぐるノーカーズさん等が発足した経緯があるんですけども、今回新たにこのシン、シン・ゴジラみたいなね、シン・魁！農業塾というふうに、ちょっとこう押し出した真の目的を教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 3番、芳賀議員の再質問にお答えしたいと思います。

シン・魁！農業塾ということでございますが、こちらにつきましては、15年ほど前にですね、魁！農業塾ということで、若手農業者向けの勉強会などを実施していたと私も伺っております。

今回、新たにシンということで、どうやれば持続可能な農業が展開できるかということで、まずはもうかる農業を実現することが必要だろうと考えてございます。こちらにつきましては、若い農業者の経営育成プログラムということで実施したいと考えておひまして、自身の農業経営を改めて考え直してもらうきっかけをつくらたり、農業経営、流通、販売等のマーケティング、財務計画等を学んでいただきまして、自立した農業経営体を目指していただきたいと考えてございます。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

今の、シン・魁！農業塾、あれですね、一から、最後まで、しっかり販売まで自分で、若手の農業者を育てるというプロジェクト、しっかりやっていただきたい。私もできる限りの応援をさせて、協力ですね、させていきたいと思います。

それでは、農業のほうで最後の質問なんですけど、今回のトレーニー研修というところで、先ほど担当課長のほうからもありましたけれども、持続可能な農業を今後矢吹町で続けていくために、矢吹町の基幹産業である農業をしっかりと今後も、20年、30年、50年、100年と続けていくために、このトレーニー研修の継続。今1名の方が研修終了していましたが、恐らく町長の答弁になるんだと思うんですけども、今後、継続して人材を派遣していく考えはございますか。確認します。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 3番、芳賀議員の追加質問にお答えします。

食農連携機構へのトレーニー派遣というのは、全国の中でも、なかなか言っても受けてくれないところがありますが、ただ幸い私は食農連携機構の理事長以下と昔から付き合いがありますので、かつ非常に真剣にやってもらっています。今回もトレーニー1人派遣させてもらいましたが、今お話いただいたように、一皮も二皮もむけて帰ってきましたよね。ぜひ、そういう人を何人も派遣したいというふうに思っています。

ただ、問題は先方さんのほうでそれだけの人間を受けられるかどうかということが1つと、それからもう一つは我々も実は、農業振興課さんは今、遊水地の問題で大変、いろんな意味でマンパワーも含めて逼迫しております、第1号を出したときも大変な決断を要した。でも本人が非常によく頑張って行ったり来たりしながらやってくれたんですが、ただ私の希望としては続けて出したいと思っております。何とか人のやりくりをしながら、何せ実は鈴木辰美課長も行きたいと言っているんで、行きたいけれども、課長に行かれちゃったんでは私ちょっと非常に困っちゃうので、ちょっとその辺もよく考えながら検討したいと思います。

しかし、矢吹の農業について、あとは先ほど、ちょっと説明お話ししましたが、全国のトップ農業者と、トップ農業者ね、この人たちは日本の農業を守るために自分たちがずっと積み重ねたノウハウをどんどん出してくれるんですよ。隠さない。だからやる気のある人だったら本当に育てて帰ってきます。また、さっき研修というやっぱり非常に和やかな研修もあるけれども、これはすごいハードスケジュールで、全国を渡り歩いてきて、吸収したい、あるいは吸収する力のある人だったらもう、本当に育てて帰ってきてくれると私は期待しています。ですから、さっきのようないろんなこう課題はあるんですが、ぜひ出したいというふうに思っています。

ぜひ皆様のご協力、ご理解も得ながら、そういった、やっぱり人材なんです。全ては人材です。特に、そういったいい事例をいっぱい見てきた人材は矢吹の宝になってくれると思っておりますので、原動力に。ぜひ議員の皆様含めて、ご協力をいただければありがたいなと思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） 町長、トレーニー研修、今後も出していきたいということ、ありがとうございます。矢吹の農業が明るい農業であるために、よろしくお願いいたします。

それでは、今、人材の問題という部分が、ちょっと次の、消防団のほうのほうに、再質問のほうにもつながってくるんですけども。続いて、消防団の活動運営事業について再質問させていただきます。

消防団員の定数を質問させていただきましたが、350名の定員というところで、答弁の中に矢吹町消防団設置等に関する条例、第5条の規定に基づいて、というところで、ちょっとすみません、私この第5条の規定のほう内容把握してなくて申し訳ないんですけども。この定員350名というのはずっと変わっていないですか。どこかで定数見直しとかあったのかどうか。最初から350名だったのかは。お伺いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

定数については、変更してきてございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） 定数のほうの調整しているということで、ありがとうございます。

もちろん、町民の数、人口が減っているの、その辺の消防団員の定数というのもそれに比例してちょっとずつ削減とか考えていかなければいけないのかなという部分で、この消防団員の団員数についての内訳を見るともう明白なんですけれども、350名の定員に対して現在4月1日時点で326名の団員数。一般団員が287名。機能別消防団員が39名というところで、実際この機能別消防団を抜くと287名なので、マイナス63名ぐらいが今欠員しているような状況。

私の地元の消防団も定員割れして大変なんです、いっぱいすごい。新しい新規団員がなかなか入ってくれなくて。どこの分団もそうだと思うんですけども、部長が終わると抜けるのではなくて、また末席に行って、定数は何とか確保しているけれども、新しい団員がなかなか増えてくれないという部分は多分、第1分団隊、第2分団隊、第3分団隊、どれも同じなのかなと思っております。

そこで、機能別消防団というところで、そこについての質問なんですけれども、一応機能別消防団は基本的には、消防団OBの方が自主的に参加していただいて、火事のときに駆けつけるというような制度ですけども。機能別消防団の方は、火事になった場合は自分の、何だろう、地元の消防団のところに行って手伝うというので合っていますか。活動の内容としては。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

機能別消防団につきましては、地域での活動、地元の活動のみということになっていきますので、そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） 機能別消防団員、地域、地元の部分のというところで、活動というところですけども。機能別消防団の方からよく聞くのが、ポンプ車が三鷹市から毎年新しく支給させていただいておりますが、自分のいた分団の消防車が新しくなっていると使い方がさっぱり分からない、というような声があつて。各分団、その地元の機能別の方と個別に水はじきの練習、水はじきというか操作方法とやっているような分団もあるんですけども、その辺の機能別消防団のポンプ車の取扱いについては、町は、取扱いというか、その辺は各部に、例えば、そういう機会を持って各部やったださいみたいな声かけ、声かけというか、何かそういった呼びかけは考えておられるかどうかお伺いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 神山義久君登壇]

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

機能別、一般団員、区別しないで、各分団のほうで定期的な資機材等の操作、研修については行っていただくように日頃から協議させていただいているところであります。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

消防団アンケートを実施し、消防団活動における意見等、負担に感じていること等を調査した内容です。消防操法大会に伴う部分、消防操法大会は年に1回、2年に1回かな、たしか、だったと思うんですけども。大会に出場する団員は1か月前から毎日練習を行っていたと、今までのあれが、流れがあつて。ここ、コロナ前からはできていないんだと思うんですけども、このアンケート調査の結果を踏まえて、矢吹町は消防操法大会を実施しないことを決定した。これはですね、新しく入りたいと考えている団員にとっては非常に、なかなか今、仕事も忙しい、3交代しています、土日も関係ないというような方も多い中で、こういったアンケートを取って、今の、現在の消防団の活動に対しての問題、課題等について吸い上げて、こうやってアウトプットして消防操法大会を実施しないという決断は英断だったと思います。こういった取組の中で、新規消防団員が増えていくことが望ましいと思います。

そこでなんです、機能別消防団の、また戻るんですけども、新規団員の確保ももちろんしっかりとやっていく中で、私はやっぱりこの機能別消防団、消防団の今までのOBの方を、しっかりとこの機能別消防団とい

う部分が今後、非常に重要な役割になってくるのかなど。現在の消防団員は、町内に勤めている方であれば、日中の昼間火事があってもサイレンが、町の防災無線が鳴るので分かりますけれども、町外に働いている方も結構おられると思うんですよ。そういった方は、日中帯、日中だったり仕事中は矢吹で火事があっても、メールが届きますけれども、町外からの駆けつけというのはなかなか厳しいのかなど。そこで、やっぱり、町内で働いているOBの方、消防団OBの方にしっかりと声をかけして機能別消防団を充実していく必要があると思いますが、町のほうのその辺の考えをお聞かせ願います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 3番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

芳賀議員おただしのとおり、非常に大事だと、重要な役割を担っていただいているという認識を持ってございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

○3番（芳賀慎也君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、3番、芳賀慎也議員の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議いたします。

再開は13時、午後1時からです。

（午前11時52分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 富永創造君

○議長（藤井源喜君） 通告3番、7番、富永創造議員の一般質問を許します。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴にいらしている、傍聴者の皆さん、ありがとうございます。

では、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きい項目の1、農業振興の取組についてであります。

日本食農連携機構との連携協定によって、本町農業の何が変わるのか。本町の農業振興の新たな突破口となってくれる。本腰で農業振興に取り組む本気度が伝わってきております。そう思えたのは、令和6年4月1日に一般社団法人日本食農連携機構と本町との間で包括連携協定が正式に結ばれたことによります。また、本町職員が、日本食農連携機構の研修に1年ほど参加し、農業を取り巻く課題解決のためのプロジェクトを持ち帰

ったとも聞いております。

この連携、協力の下、本町農業の振興推進のための諸施策に取り組み、本町の農業における課題解決を図っていくものと期待したいと思っております。農業は、「さわやかな田園のまち・やぶき」にふさわしい本町の基幹産業の一つであり、重要な地域資源でもあります。にもかかわらず、農業環境は厳しく、様々な課題が突きつけられております。

所得向上、耕作放棄地や担い手不足の解消、付加価値を持つ特産品の開発、ブランド化、六次化商品の開発など、本町にとっては喫緊の課題であると言えます。

もうかる農業、新たな食産業、食の安全・安心、農村再生地域づくりへの大きな貢献がこの連携協定によって期待できるのではと思っております。

以上が、今回の連携協定に対する私の勝手な思いと期待でしかありませんが、実際はどうか、以下の質問で町の考えをただしたいと思えます。

質問1、包括連携に至った背景は何か。

2、農業を取り巻く課題解決として、具体的にいかなるサポートが得られると考えているのか。

町の支援体制はどうあるべきか、所見をお伺いいたします。

次に、大きなテーマの2ですか。

タウンプロモーションとしてのふるさと納税制度利活用についてであります。

ふるさと納税制度を利用したタウンプロモーション、地域の魅力アピール活動の現状の課題と今後の取組をお尋ねいたします。

ふるさと納税制度は平成20年度からスタートして、今年で17年目になります。この制度は本町にとっての重要な財源の確保、町の魅力発信、地域活性化の重要なツールとしての認識をお持ちであることを、過去の町長答弁で語られております。

地域への愛着とブランド力の向上を図り、地域内外への発信をより効果的なものとするための活動、タウンプロモーションにふるさと納税制度をうまくかみ合わせ、寄附する側と受ける側とのウィン・ウィンの関係を構築している地方自治体がますます増えてきております。

本町もその一つであると言えます。さらに一層の努力を払って、矢吹町の魅力ある姿を内外に強くイメージできるようなタウンプロモーション活動を、ふるさと納税制度の下で推進すべきであると考えます。

現状の課題としては、情報発信母体、本町の窓口でもある公式ホームページからのふるさと納税のアクセスに現状の課題があると思います。公式ホームページの最初のページ、見ますと、どの画面を眺めてもふるさと納税の表示はありません。勘に頼って、同じ画面、上の段にあるまちづくりをクリックした後に、ふるさと納税の文字を右隅っこに発見しました。さらにその文字をクリック、開いた画面上に控え目に、ふるさと思いやり基金（ふるさと納税）の表示がありました。さらにクリックして、ここで町の魅力をアピールする数枚の風景写真が画面に現れ、画面下には返礼品サイト、例えばさとふる、ふるさとチョイスといったリンク先のアドレスと続いておりました。流れが、この辺までになるとクリックするのが面倒になってきまして、時間がもったいなくなってしまう、力が尽きてしまう、町の特産品や推しの品々が私の頭の中でかすんで消えてしまっておりました。これは私だけの印象でしょうか。

公式ホームページが町のタウンプロモーションのツールとして、一層のふるさと納税の利活用にももっと生かされるものと考えられるのですが、その点、本当に惜しいという感想であります。

本町のふるさと納税の中身の充実を図ろうと、ほかの自治体の取組を参考にすることは有意義なことであります。昨年は、川南町にふるさと納税関連で、職員が研修で訪問されていることは町の積極的な姿勢を感じます。

そこで質問ですが、1、ふるさと納税へのアクセス方法や画面の内容の改善についての考えをお尋ねいたします。

2、タウンプロモーション活動の柱の一つとして、ふるさと納税制度を、今以上に積極的かつ重点的に活用する考えはあるか。

3、返礼品の拡充や掘り起こし、そして商品開発等に関して、川南町での研修から何を学ぶことができたのか。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、一般社団法人日本食農連携機構との包括連携機構協定に至った背景についてのおたけであります。

令和4年度に、矢吹町の農家を対象に情報交換会と研修会を開催するに当たり、日本食農連携機構に講師を依頼し、様々な取組についてご講演をいただいたところ、参加者の皆様から、目からうろこが落ちた等、大変有意義であった等の大きな反響があったことから、本町の課題解決に取り組むために、北海道から九州まで、全国的なネットワークを有する日本食農連携機構と緊密な協力が重要であると考えたところであります。

町では、日本食農連携機構の活動の一つである、自治体トレーニー制度を活用し、昨年度に職員1名を派遣したところであります。

トレーニー研修では、全国各地へ出向き、先進的な農業生産法人や企業、自治体への視察、各種研修会、研究会に参加しながら、本町の強み、弱みを再確認することなど、様々な情報収集を行うことができ、大変貴重な経験や体験についての報告がされたところであります。

また、本町農業の課題につきまして、中長期的な目線で解決するために、日本食農連携機構が有するネットワークや知的・人的資源を有効に活用し、情報交換をしながら連携することが大変有意義であります。

今後の農業施策においても、今までの経験等の助言を受けながら、目標を達成することができる可能性があるとの報告も受けたところであり、自治体トレーニー制度の活用をきっかけとして、包括連携協定を締結することとなりました。

富永議員おたけのとおり、新しい目線により農業振興の新たな突破口となり得る可能性があるため、今回の包括連携協定に至ったところであります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、具体的なサポートについてのおたけであります。

昨年度、本町職員が自治体トレーニー制度を活用し、全国各地へ視察等を行いながら、本町の農業の課題や

強み、弱みを再認識したことにより、課題解決のための新しいプロジェクトの企画、立案を現在進めているところであります。

具体的には、包括連携協定書の協力内容といたしまして、1つ目は、農業における担い手の育成、販売促進、新商品開発に関すること、2つ目は、食に関わる観光及び産業振興に関すること、3つ目は、地産地消を核に安全安心な食づくりに関することなど、多岐にわたり農業振興に関する連携協力を得ることができるものと考えております。

特に、日本食農連携機構が有する食と農に関する幅広い情報やネットワーク、さらに知的・人的資源については大規模な先進的農業生産法人や食品加工事業者、流通事業者、全国各自治体等があり、非常に心強い助言やサポートが受けられるものと考えております。

このことから、新しい目線で未来のある持続可能な農業振興を目指す上で、本町の農業課題を解決するため、今回の包括連携協定を双方にとって有意義なものとしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町の支援体制についてのおただしであります。

今回の包括連携協定の目指すところは、お互いが持つ情報やネットワーク等、知的・人的資源を活用しながら、本町における農業振興の課題解決に向けて連携、協力し、目標達成を図ることです。

先ほどの答弁のとおり、本町職員が自治体トレーニー制度、自治体トレーニー研修で全国各地へ視察や研修において学び、感じたことを農業振興のための新たな施策等に反映させるためには、今回の包括連携協定の取組は、非常に重要であると考えております。

町といたしましては、日本食農連携機構と連携することで、地域農業の課題に積極的に取り組み、「日本の農業を成長産業に！自立した産業に！」という理念の達成に向け、お互いの役割分担を明確にすることで連携を強化していきたいと考えております。

しかしながら、これらの取組により地域農業の課題が短期間で解決することは難しいと考えております。双方の組織が有する特徴を生かし緊密な連携を図りながら、将来に向け中長期的な課題解決の取組を遂行してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税へのアクセス方法や画面等の改善についてのおただしであります。

本町では、平成20年度に矢吹町ふるさと思いやり基金条例を制定し、ふるさとである矢吹を離れ、全国で活躍されている方や、本町のまちづくりに共感いただける方など、ふるさと納税の趣旨に賛同いただいた皆様から、これまでに多くの寄附を頂いております。

令和5年度の実績は速報値ではありますが、寄附件数は860件、寄附額は1,033万2,000円となっております。

これまでのふるさと納税に関するPR活動については、リピーター獲得に向け、感謝を伝える内容のサンクスカード、矢吹町を知ってもらい、新規の寄附につなげるための、矢吹町ふるさと納税のご案内ガイドを作成したほか、各種イベントへ参加し、現地で返礼品のPR活動を行ってまいりました。

また、毎年、寄附の駆け込み需要が集中する年末に向けては、町ホームページやSNS等の更新頻度を上げるなど、PRを行っておりますが、今年度については、さらに情報発信を強化するため、町ホームページのトップページに寄附サイトへ簡単にアクセスができるバナーを設置いたします。

加えて、現在、令和7年度に向けて町ホームページの改修を行っており、この改修に合わせて寄附サイトに

アクセスしやすく、分かりやすいページの作成を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、タウンプロモーション活動における、ふるさと納税制度の活用についてのおたただしですが、これまで、タウンプロモーションのツールとして、町の開拓の歴史や四季の風景、町内で開催されたイベント、町オリジナル日本酒、開拓のうたのPR動画を作成したほか、UターンやIターンによって町に移住した方の声をまとめた移住PR動画、町内の観光地や飲食店、施設を巡り、食と人に触れながら、町内での観光を疑似体験できる観光PR動画など、計18本の公式の動画を作成し、町ホームページやYouTubeなどのソーシャルメディアで公開してまいりました。

町といたしましても、タウンプロモーションの一環として、動画などによるふるさと納税の積極的なPR活動の重要性は十分認識しております。

今後は、まず町を知り、興味を持ってもらう、関心を持ってもらうためには、どのようなツールが効果的であるかを検討しながら、アプローチしたいターゲット層によってPR媒体を変えるなど、ふるさと納税の寄附につながるようプロモーションを行うとともに、ふるさと納税を通じて矢吹産農産物のおいしさや加工品などの特産品が持つブランド力のPR、町の魅力発信に一層取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、川南町での研修から学んだ方策についてのおたただしであります。

本町の友好市町である宮崎県川南町は、令和4年度のふるさと納税の寄附件数が23万1,032件、寄附額が約37億円の実績がある自治体であり、今回ふるさと納税の取組を学ぶために、昨年11月に川南町に職員を派遣し、研修を受けてまいりました。

川南町からは、寄附額増加のためには返礼品の登録数を増やすことが重要であり、そのためには1つ目として専門の部署を設置すること、2つ目として、今ある商品や登録が難しいと思っていた商品の見直しを行うことなどの助言をいただきました。

川南町からの助言等も踏まえ、令和6年度からは商工観光課内にふるさと納税係を新設するとともに、返礼品提供事業者と密に連携を図り、新たな返礼品や既存商品の内容量を変えた商品を充実させるなど、返礼品の登録数の拡充を進めております。

また、これまでの手法では登録が難しかった事業者についても、事業者訪問や事業者ニーズに合わせた発送方法等の提案を行うことで、新規の返礼品についても登録が進んでおり、現時点で13商品が新規登録となっております。

このような取組を実施した結果、今年度は既に、5月末時点で寄附件数は105件、寄附額は117万7,000円となり、昨年同月の寄附額11万8,000円と比較すると約10倍の伸び率となっております。

今年度は、ふるさと納税の目標寄附額を3,000万円と設定しており、達成のために限定品も含めた返礼品数を令和5年度の69商品から150商品まで拡充してまいります。

また、返礼品の魅力をより分かりやすく伝えるため、ポータルサイト上の返礼品画像の変更やインフルエンサーを活用したPR、インターネットの検索傾向から本町の返礼品への関心が高いと認められる方々へ直接アプローチする、新たな広告の実施を予定しており、これらに係る費用を6月の補正予算に計上しているところであります。

町といたしましては、目標寄附額を達成し、自主財源の確保を図るため、川南町で学んだことを生かしながら、今後も継続して、返礼品数の拡充やピーター獲得、新規寄附につながるPR活動を行い、タウンプロモーションとしてのふるさと納税についても、しっかりと取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございます。

まず、この日本食農連携機構と本町との契約、これによって様々、今起きている農業面での課題、これを解決していこうという、そういう目標があるということでありますけれども。まず、私それ本当に期待は大きいです。といいますのは、私議員になって、平成28年、これ山形、鶴岡なんですけれども、そこの道の駅にあったチラシ、ずっと持っていました。これ、このタイトル、食と農のビジネス塾となっております。恐らく、今回町もこのようなことで進めていくのかなと、そんなイメージとして考えております。さらにこういったチラシも持っているわけですが、これは平成30年、第22回福島大学地域創造支援センター、地域フォーラムということで、西白河4町村地域活性化フォーラムというのがございました。この中でも、やはり、食農学類ということで、福島大学に新しく増設する学科ということで、PRも兼ねて、恐らくこういったフォーラムを開催したのかなと思っております。もうそれぞれ、こういったチラシを含めて、非常に本町、矢吹町にもずっと期待しておりまして、ようやく立ち上がっていくんだなという、そういう気持ちであります。

そこで、この連携によって、恐らく重要視されているのは、農業経営、これが、これの変革ではないかなと私は思っていますが、どうでしょうか。お考えをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問へお答えしたいと思います。

先ほどの芳賀議員の答弁と一部重複いたしますが、やはり農業経営は重要だろうと町としても考えております。農業を持続するためには、もうかる農業を実現する必要があると考えておりますので、先ほど答弁したとおり、シン・魁！農業塾ということで、若い農業経営者の育成プログラムを検討してございます。こちらにつきましては、冬場に開催を予定しておりまして、若い農業者に、自分自身の農業経営を見直すきっかけをつくっていただきたいと。農業経営や流通、販売のマーケティング、財務計画等を学んでいただきまして、自立した農業経営を実践できる農家を育成したいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（富永創造君） 若い人たち、就農を考えている人たち、その門戸を開き、さらにその後の経営、農業経営としてしっかりともうかる農業を目指してもらいたいという、非常に素晴らしいことだと思います。

そういった中で、小さな質問ですけれども、今JAとか営農指導員とかもおりますけれども、何が違うのか。どんなふう、その点、お尋ねしたいと思います。すみません、基本的なことで。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問へお答えしたいと思います。

JAの営農指導員と何が違うのかという質問かと思えますけれども、私も営農指導員がどういう業務をやっているか、十分把握していない部分がございますけれども、営農指導員につきましては、どちらかという営農、農業のその作物の育成とか、そちらのほうに重きを置いた指導をされているのかなと思っています。

今回、町としましては、農家の皆さんが、営農につきましてはそういう営農指導員などの指導を受けながら、経営について見詰め直していただきたいと思ひまして、経営、若い農業者の育成プログラムを立ち上げたいと考えているところでございます。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（富永創造君） 今の、答弁の中で、JAの農業指導者との連携というのも考えているという、その関連で、とすれば、農業経営大学校、または福島にある大学、そういったところも含めてプログラム、またはカリキュラム、そういったものを考えてつくろうとしているのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

農業短期大学校についても、当然町としては連携すべきと考えてございます。今回、先ほど答弁にもありました、シン・魁！農業塾でございますが、こちらにつきましても、ぜひ農業短期大学校の学生たちにも参加していただきたいと考えておりますので、これから農業短期大学校のほうと協議をさせていただきたいと考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（富永創造君） そういった地元にある機関との連携、非常にいいことだと思っております。地域の子供たちにも、いい影響が出るなと思います。連携をして、プログラムとかプロジェクトを進めるに当たって、募集をかけますよね。どういった方に募集をかけるのか。興味のある方全員ウエルカムだと。そう考えているのか。それとも、やる気のある農家または新規就農を考えている人たち、また専業農家、様々な方たち。やはり農業に興味を持っている方もおられると思います。今回このプログラム及びプロジェクトを進めるに当たって、この呼びかけ、どのように対象者をどうするか。どう考えているのか。お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問へお答えしたいと思います。

どのような方をプログラムに参加していただくのかというご質問かと思いますが、こちらにつきましては、町も認定農業者や新規就農者等がございますので、そちらの方を中心に声をかけてさせていただきまして、やる気のある農家の方に、ぜひとも参加していただきたいと考えております。自分の経営を見直していただきまして、将来的に自立した農業経営ができる農家を育成したいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（富永創造君） そういった対象者も、手を挙げていただくというのは非常に大切なことで。あってほしいですね、多くね。そういった中で、そうですね、研修生ということで、トレーニーという言葉を使っているわけですが、そういったプログラムづくり、そしてプロジェクトづくり、というのをトレーニーと食農連携機構とはどのようなチームなのかな。それとも、どういう形としてイメージしたらいいのか。ちょっとそこら辺の説明、お願いできればと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

これからプロジェクトを進めていく中で、トレーニーということで、昨年1年間研修に参加した職員を中心に農業振興課として取り組むプロジェクトを5点ほど、今年度につきましては取り組んでいこうかということで目標に掲げてございます。

その中の先ほど答弁にもございました一つが、シン・魁！農業塾でございますし、農業団地化構想とかですね、あとは農業観光inやぶきプロジェクトなどがございますが、それ以外にも矢吹三鷹交流拡大プロジェクト、矢吹アグリイノベーションプロジェクトなど検討してございまして、こちらにつきましてはトレーニーを中心に農業振興課として取り組んでいきますし、食農連携機構にはそういった全国の先進事例等のアイデアなどについてご支援をいただくような形で考えてございます。

そちらにつきましては、連携協定に基づいて食農連携機構と役割分担をしながら本プロジェクトを進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（富永創造君） 言葉で1点、トレーニーというのは研修生ですよ。私このプロジェクトとかプログラ

ムをつくるに当たって、トレーニーではなくて、コーディネーターとかプロデューサーとか、そういう言葉がふさわしいのではないかなと思うんですけども、その点お考えをおたしします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

トレーニー、研修生ということで、こちらにつきましてはあくまでも、日本食農連携機構に職員を1年間派遣して、日本食農連携機構からするとトレーニー、研修生ということでございますので、今回プロジェクト進行するに当たっては、どういう名称がちょっと妥当なのか今後検討させていただきますけれども、プロジェクトリーダーとかですね、そういう名称をちょっと今後検討させていただきたいと思えますので、ご理解いただければと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（富永創造君） プロジェクトの一つということで、農業観光inやぶきプロジェクトというのを同僚議員の中で触れられておりました。これ、関係人口とか交流人口を増やすという狙いがあると思えます。現在、この町では三鷹の子供たちが来て、田植、稲刈り等の交流または関係ということで、いい交流の流れをつくっているなど思っております。そのほかにも幾つかありますけれども、これがこの農業観光ということになるのでしょうか。具体的にもし言えるのであればお尋ねしたいと思えますが。どのように、そういった計画持っているのか。説明願います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えしたいと思えます。

三鷹のほうと子供交流ということでグリーンツーリズムを実施してございます。こちらにつきましては、田植、稲刈りの体験をしていただいておりますけれども、今年度につきましても140名の応募がございまして、40名ということで抽せんに来ていただいております。こちらにつきましては、引き続き、人数の拡大等についてもちょっと検討させていただきたいと考えております。

また、農業観光inやぶきということで、こちらはこれからプロジェクト、スタートするわけですけれども、今イメージしているものと、観光農園ですとか、ワーケーション、あと農泊とかですね、貸し農園などができないかということで、今、可能性について今後検討させていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（富永創造君） 本当に夢がある内容であるなと思いました。農業という幅が広がるなと思っておりす。そういった中から、新たな就職、農業新規就農者が増えるきっかけになっていくのかなとも思っております。

それで、古い資料になってしまいますけれども、さらにイメージ把握ということで、平成28年に手にしたチラシですね。この中を見ますと、講座のスケジュールということで、8月から2月まで、大体月3回から4回、講座を開いております。その中にもマーケティングとか、販売力強化講座とか、ここは山形なんで、庄内の在来作物、この町にあってはその特産物とか、そういうふうになっていくと思うんですよね。あと食品加工工場開設の実際とか。やはり今、触れられた、今回推進しようとする内容、いわゆるプログラムですね。そういったものに言葉としては共通しているなというのがあると。この町のほうでやはりこうした講座として参加される方に薦めていくのか。そこら辺をお尋ねいたします。まだ計画中かな。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

そちらの山形県の事例ということで今お伺いしましたが、共通する部分もあろうかと思っておりますし、矢吹町は矢吹町の特徴を生かした持続可能な農業を目指す必要があるかと思っておりますので、その点につきましては幅広くいろんな方と協力をしながら、参加者のほうを募集していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（富永創造君） この契約をきっかけにして、ぜひこの町も、日本の農業を成長産業の一つと、基幹産業なんですから、それぐらいに言えるくらい、また誇りを持てるくらい、そのようなプログラム、そしてプロジェクトを完結して行ってほしいと思っております。まずは実行性があります。

続きまして、ふるさと納税、これプロモーション関連でどう利活用するのかという、に関して質問をさせていただきます。

今日の朝、早速町のホームページをクリックしました。ちゃんと最初の画面、上にふるさと納税とどーんと載っていた。これ質問を考えるときはなかったんですよね。とすると、もちろんそれはいいことだと思えますよ。

この町のほうでバナーとか、その中身を変えたり、よりよくしたり、作成する、それをやっているのか、できるのか、その点お伺いいたします。いわゆる委託ではなくて、町の業務の一つということで、ふるさと納税に絞るか。その部分に関しての画面の新たな作成、ちょっとこれはもう少しよくしたいねという、そういうふうなことで作成ができていくのか、それとも委託なのか。その点お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

トップページのふるさと納税の画像が、自分たちの自前でできるのかどうかというところではありますが、今ある、表示されているバナー程度であれば自前でできます。

先ほど町長が答弁しているとおおり、今年度、ホームページのトップページの改修を予定しておりますので、またその中で、改めてどういった方法がいいのかについても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございますか。

7番。

○7番（富永創造君） このプロモーションとして矢吹町の魅力を発信する、そのツールとして、まさにこのポータルサイトというんですか、それを魅力あるもの、興味あるものとして見てもらうのは、やはり大切なことだろうなと思っております。そんなところで、簡単にクリック1回、2回くらいで、返礼品コーナーかな、ああいったところに行く、またその途中で町の魅力、写真になっていたり、または動画、そういったものをもっともっと充実していくという答弁内容であります。ぜひ最初の画面で、ふるさと納税をクリックしたら、町の魅力ある点を動画として、動画でこう出せたらいいのかなと。さらに、動画にも、中学生とか高校生とか入ってもらって、町のいい点をPRしてもらう、これもなかなか魅力あることではないかなと私は思っていますけれども、どのように考えておりますか。お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今後の動画のプロモーションのやり方についてのご指摘かと思いますが、行政の方法、PR動画については先ほども申し上げましたとおおり、18本の動画を作成しているところでもあります。ただし、行政の動画というのはなかなかアクセス数が伸びていないのも現状であります。したがって、先ほどの町長答弁の中でも申し上げましたが、現在はインフルエンサーの方を活用したPRが今伸びております。インフルエンサーというのは、SNS等で影響力が大きくて、ビジネスとして情報を発信している方ではありますが、今後そういったインフルエンサーの方を利用して、活用して、PRできるような返礼品をPRして、さらには町がPRできるような動画についても検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（富永創造君） やぶきじくンだけではなくて、インフルエンサーとして、もっともっと増やしてくれるであろうと期待したいと思っております。そんなところで、それでしてね、いわゆる返礼品の商品を増やそうというふうに考えていると思うんですけども、私はこれテーマがあつていいと思うんです。

一つは、健康をテーマにした関連の商品。それから、もう一つは、体験型、今ゴルフプレーヤーチケットで

すか、あれが体験型の一つということで、画面上では見ることができます。もう少し、体験型も充実させてい
いのではないかなと思っておりますけれども、いわゆるテーマを持つ、そして返礼品のほうをどういうものに
しようかと、考えたらいいのではないかと。

例えば、健康面ということであれば、町がまだ玄米がなかったような気がするんですよ。例えば、玄米に興
味を持っておられる方もいます。あと無洗米なんていうのもありますけれどもね。あと、野菜関係でも新鮮な
ものであれば、幾つかを束にして、束と言ったらいいのかな、まとめた商品にすると。やっぱり、野菜を食べ
ていただくというのは健康のもとなんで。例えばの話ですよ。テーマを持って、商品を区別してPRするとい
うのも一つではないかなと思っておりますけれども、この点に関してどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

返礼品について、テーマを持って取り組んではどうかということのご質問であります。体験型につきまし
ては、ご指摘のとおりゴルフの利用券を中心に行っておりまして、昨年度からは町内の店舗で使えるP a y P
a y商品券というものを始めております。これについては、矢吹町に来て、商品券として利用していただく
いうもので、最近出ておりますので、こういった取組も進めてまいりたいと。

それから、先ほど玄米とか精米というお話もありましたが、川南町に行って話を聞いてきてよかったもの
として、例えばお米であればいろんな数量のやり方あります。2キロ、5キロ、10キロ、さらにお米ですから、
玄米、精米、それから無洗米、そういったいろんな返礼品のやり方がありますので、まずは数を増やすこと
ということでご教示いただいているところでもありますので、そういった点からも今後町としても返礼品の拡充に
努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（富永創造君） 質問はございません。

ぜひ、プロモーション、魅力発信とともに、農業からの特産物というかな、商品、そういったものがどんど
ん増えて広がっていれば、さらにこの町の魅力は広く全国に伝わっていくであろうし、さらに農業のプロジェ
クトが充実すれば、輸出、そこまで向かっていくであろうと私は期待しております。今後もよろしく願いい
たします。

貴重な答弁ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、7番、富永創造議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は午後2時10分からとします。

（午後 1時54分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

◇ 三 村 正 一 君

○議長（藤井源喜君） 通告4番、8番、三村正一議員の一般質問を許します。

8番。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席においでの方皆さん、傍聴ありがとうございます。頑張ります。

それでは、通告いたしました質問をいたします。

一番初めに、健康センターの運営について質問をいたします。

町民の健康増進と交流の場として設置されている健康センターの運営について、当初計画どおり執行され、予算の適正執行状況を確認することにより、地方自治法第2条14、住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果を挙げるそういった執行に寄与してまいりたいと思います。

質問しようとする背景、経緯、課題等でございますが、令和5年5月よりコロナが5類相当となり、健康センターの運営について、通常どおりの営業が可能となりました。

浴場の畳敷きや平成6年4月よりのバレルサウナの設置等により、設備の充実を図られてきております。運営の適正化を確認することにより、住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果を挙げる執行に寄与してまいりたいと思います。

質問事項ですが、1つ目は、令和5年度の健康センターの決算見込みについて、あゆり温泉、温泉プール等、場所別の計画、実績等をお尋ねいたします。

2番目の質問でございますが、町民の健康増進が健康センターの運営目的の一つであります。健康増進が図られているか、健康保険料等について、削減効果等についてお尋ねをいたします。

あゆり温泉、健康センターの3番目ですが、あゆり温泉の敷地の擁壁は建築基準法不適合状態であり、改修について令和8年度からの計画であります。多額の費用と期間を要し、町民の生活にも大きな影響を及ぼす案件であるので、単に擁壁の改修のみでなく、建物等の老朽化も進んでおり、消防署跡地等の空き地もあることから施設の再整備、リニューアル等についての考えをお尋ねいたします。

大きな項目の2番でございますが、複合施設KOKOTTOの管理運営についてお尋ねをいたします。

質問の目的ですが、複合施設KOKOTTOについて令和2年10月にオープンし3年を経過いたしました。建設計画時の中央公民館、図書館、子育て支援の利用人員、運営費用計画と、この3年間の実績について確認し、今後の適正な運営に寄与したい。

質問しようとする背景と経緯でございますが、新型コロナウイルス対策や物価高騰の影響等で建設当初の計画とどのくらいの差異が出たのか主な原因を確認し、さらなる町民の利用の向上と福祉向上を図る複合施設建設時の費用計画が適正、妥当であったかを確認し、今後の参考にしたい。

質問事項でございますが、1点目は、建設計画時の中央公民館、図書館、子育て支援の利用人員、運営費用

計画と、令和3年度、4年度、2年間の実績についてお尋ねをいたします。

2つ目の質問ですが、KOKOTTOの運営について、利用者の意見等をどのような方法で把握し、対応しているのかをお尋ねします。

3つ目でございますが、移転前の中央公民館、図書館の歳入歳出予算、決算と、令和3年度、令和4年度の歳入歳出額とその明細、差異の理由をお尋ねいたします。

大きな質問の3番ですが、町内幼稚園、小学校の規模適正化の検討についてお尋ねをいたします。

質問の目的でございますが、町立幼稚園の統合についての適正規模・適正配置基本計画の策定は、町内小学校の規模適正化の検討後に併合して進めることについての考えをお尋ねしたい。

質問しようとする背景でございますが、学校規模適正化検討委員会による町立幼稚園の統合についての答申がなされ、今年度は適正規模・適正配置基本計画の策定がなされます。

また、今年度より学校規模適正化検討委員会による町内小学校の適正規模、適正化の検討が始まります。

将来の少子化に向けた教育環境の充実、整備検討は必要であると考えておりますが、幼稚園と小学校の適正規模・適正配置については、地域、地区の活性化や施設の再利用等の関連があるので、併合を併せて進むべきではないでしょうかというような背景がございます。

質問の事項でございますが、今年度より、学校規模適正化検討委員会による町内小学校の規模適正化の検討をされますが、その後はどのような進め方をするのかをお尋ねいたします。

2つ目の質問ですが、幼稚園と小学校の適正規模・適正配置については、地域、地区の活性化や地区の再利用との関連があるので個別の計画ではなく、幼稚園、小学校の学校施設整備の基本計画は併合して進めることが住民の理解醸成につながると考えますが、町の考えを伺います。

3つ目の質問でございますが、教育施設整備の財源として、基金積立の現在残高と基金積立方針はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

以上、3項目をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和5年度の健康センターの決算見込みについてのおただしであります。

令和5年度指定管理料における当初予算額は総額8,694万円であり、内訳といたしましては、あゆり温泉に関する予算額は5,832万9,000円、温水プールは2,826万5,000円、屋内ゲートボール場は34万6,000円であります。

次に、決算見込額につきましては、総額7,995万6,000円であり、あゆり温泉は5,277万7,000円、温水プールは2,664万円、屋内ゲートボール場は53万9,000円であります。

次に、健康センターの運営状況についてであります。あゆり温泉において、令和5年度の年間入館者数は7万5,629名であり、1日当たりの平均入館者数は243名となっております。

令和4年度は、災害復旧工事による長期休館の影響で12月から3月までの4か月間の営業であったため、年

間入館者数は2万6,203名、1日当たりの平均入館者数は257名でした。

なお、令和5年度における同時期の12月から3月までの4か月間を比較しますと、入館者数は3万662名であり、4,459名の増加となり、1日当たりの平均入館者数も298名で41名の増加となりました。

また、内風呂洗い場の畳敷きの認知度が広まり、家族連れから、まるで高級旅館のようだと子供を安心して連れてこられるなどと好評を得ております。

令和6年4月に導入しましたバレルサウナにつきましても、広報やぶき及び町ホームページや指定管理者のホームページのほか、施設利用者がSNS等へ投稿し情報発信がなされたことで、それらを見た方がサウナ目当てで利用し、また、その利用者が情報発信してくださるといった好循環が生まれたこともあり、若年層の利用者が増えております。

次に、温水プールにつきましては、令和5年4月18日から6月30日まで、ろ過機交換のための休館となりましたが、令和5年度の年間入館者数は4万5,774名、1日当たりの平均入館者数は185名となっております。

令和4年度の年間入館者数である4万8,683名、1日当たりの平均入館者数157名と比較しますと、年間入館者数では2,909名減少しましたが、1日当たりの平均入館者数では28名の増加となっております。

これは、ろ過機設備の更新により水質が改善され1年ほど経過した現在も、透明度が高いことから利用者より好評を得ていることや、親子向けイベント等の実施により利用者の増加につながったものと捉えております。

今後も引き続き、施設の魅力を生かした利活用の検討や親子向けイベント等を行い、入館者のさらなる増加と満足度の向上に向けた取組を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民の健康増進が図られているか、健康保険料等の削減効果等についてのおただしであります。

健康センター利用者に関する国民健康保険等の療養給付費等の削減効果等につきましては、診療報酬の増額改定や被保険者の高齢化により療養給付費は増額傾向にあるため、健康センターの利用による医療費の削減効果を数値により客観的に検証するということは大変困難であります。

一般論ではありますが、健康センターのあゆり温泉については、泉質がアルカリ性単純温泉であり、特に炭酸水素イオンが多いことから美人の湯として知られており、神経痛、筋肉関節痛、打ち身、くじき、冷え性、疲労回復などの症状を緩和する効果があるとされており、

加えて、温泉の浴槽は自宅浴と比べ大変広いので、全身がお湯につかることで血流がよくなり、疲労物質の分解や代謝のサイクルを早め、疲労回復効果を高めるともされており、

また、温水プールにつきましては、水中での浮力の影響により、陸上でウォーキングをした場合と比べ、筋肉や間接に余計な負担をかけずに運動することができ、高齢の方でも体に無理なく運動をすることができるほか、水圧や水の抵抗、水温の効用により健康の維持、増進に非常に効果的であります。

その他、町といたしましては、健康センターが高齢者等のサロンの場となり、高齢者等の外出の機会やコミュニケーションの増加により社会との関わりが拡充することで、ひきこもり防止やフレイル予防等の効果も期待しております。

今後は、保健事業との連携により地域住民の健康意識を高めるため、疲労、ストレス測定システムの導入などのデジタル機器等を用いた事業の検討を行うほか、来月より、温水プール内のトレーニングルームに増設予定でありますランニングマシン1基や、子供向けの水泳教室など町民のさらなる健康増進に寄与する施設とし

て運用してまいりたいので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、あゆり温泉の擁壁改修計画と施設の再配置及びリニューアル等についてのおただしであります。

あゆり温泉敷地内の擁壁は、擁壁の厚さや水抜き穴が基準に合っておらず、建築基準法不適合状態にあったことから構造計算を行った結果、強度も不足しており改修工事が必要となっております。

また、擁壁の改修を行わなければ、あゆり温泉の大規模改修工事などの建築確認申請を行うことができない状況にもあります。

擁壁の改修工事につきましては、令和5年度に基本設計を策定し、令和8年度に実施設計を行い、令和9年度から工事に着手するという計画となっております。

基本設計に基づく擁壁の改修工事につきましては、旧矢吹消防署敷地内で白河地方広域市町村圏消防本部が設置し運用している無線基地局が、工事の支障になる可能性があるほか、土地改良区の用水路敷が隣接するなど、関係機関との協議が必要であるため、今年度から来年度にかけて協議を進めてまいります。

なお、擁壁の改修工事費用につきましては、現段階の概算額で2億3,220万円と見込んでおります。

議員おただしの健康センターの再配置やリニューアル等につきましては、老朽化している各施設の利用状況等から各施設の必要性を検証し、さきの擁壁改修工事の基本設計と合わせ、PFI事業の導入について調査、検討を行い、矢吹町健康センター運営審議会に意見を求めながら、よりよい施設の在り方について検討してまいります。

今後も、町民の健康増進、町観光資源の一翼を担えるような魅力ある施設となるよう施設利用者のニーズを把握するとともに、今年度において料金の見直し検討を行うなど、運営の適正化にも取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、複合施設KOKOTTO建設計画時の中央公民館、図書館、子育て支援の利用人員、運営費用計画と、令和3年度、4年度の2年間の実績についてのおただしであります。建設計画時の平成28年度の利用者数につきましては、旧中央公民館は2万723名、旧図書館は2万231名、総計4万954名となっております。

令和3年度の利用者数につきましては、中央公民館は2万6,106名、図書館は4万9,627名、未来くるステーションは1,906名、総計7万7,639名となっております。

令和4年度につきましては、中央公民館は2万7,662名、図書館は5万970名、未来くるステーションは2,459名、総計8万1,091名となっております。

運営費につきましては、当初計画では、4つの機能を合わせた人件費分として約4,650万円、施設の維持管理費として約4,100万円、総額約8,750万円を見込んでおりましたが、実績につきましては、令和3年度は、人件費分3,685万8,000円、施設の維持管理費等6,306万5,000円、総額約9,992万3,000円、令和4年度は、人件費分2,567万1,000円、施設の維持管理費等8,042万1,000円、総額約1億609万2,000円となっておりますので、ご

理解とご協力をお願いいたします。

次に、KOKOTTOの運営について、利用者の意見等をどのような方法で把握し対応しているのかについてのおただしであります。令和3年度より、KOKOTTO内エントランスホールにアンケートボックスを設置し、利用者の皆様からのご意見等をお聞きしております。

アンケートの質問項目につきましては、1、利用手続の容易さ、2、施設を利用できる曜日、3、施設を利用できる時間帯、4、施設の利用しやすさ、5、職員の対応の親切さ、6、備え付けられている器具、備品の種類、7、使用料金、8、施設を利用した全般的な満足度の計8項目への回答と、中央公民館、図書館、未来くるステーションの各施設のサービスにおける気づいた点について、記載をお願いしております。

これまでに47名の方から回答があり、施設環境の充実や利便性の向上に活用させていただいております。

また、中央公民館や図書館、未来くるステーション各施設にて事業実施後のアンケートを行い、参加者の声の把握に努めるとともに、受付時や電話等により町内外の皆様からいただきましたご意見等につきましても、安全性の観点から即時性が求められるものや、修繕等で時間を要するものなど、状況に応じて適切に対応しております。

加えて、矢吹町複合施設運営会議や矢吹町社会教育委員の会、矢吹町文化振興審議会等を通して、委員の方よりご意見をいただき、事業の充実を図っております。

今後も、皆様からいただいたご意見等につきまして、真摯に受け止め、誠実に対応し、よりよい施設となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中央公民館、図書館の移転前と令和3年度、令和4年度の歳入歳出とその明細と差異の理由についてのおただしであります。移転前については、令和元年度の数値となりますが、歳入につきましては、公民館使用料25万5,114円、電話使用料、コピー代6万2,700円、図書館電話使用料、コピー代5,120円であり、総額32万5,040円となっております。

歳出につきましては、公民館費2,924万1,131円、指定管理を行っていた図書館は2,852万1,731円であり、総額5,776万2,862円となっております。

令和3年度の歳入につきましては、公民館使用料38万9,300円、電話使用料、コピー代23万2,255円、図書館カード、図書館コピー代2万8,260円であり、総額64万9,815円となっております。

歳出につきましては、公民館費1,660万2,359円、複合施設費4,406万3,138円、図書館費3,624万5,666円、子育て世代活動支援費301万2,103円であり、総額で9,992万3,266円となっております。

令和4年度の歳入につきましては、公民館使用料48万9,310円、電話使用料、コピー代27万4,350円、図書館カード、図書館コピー代2万3,700円であり、総額78万7,360円となっております。

歳出につきましては、公民館費1,478万9,076円、複合施設費4,815万7,926円、図書館費4,012万9,399円、子育て世代活動支援費302万4,600円であり、総額で1億6,092万2,541円となっております。

差異理由につきましては、複合施設は新たに子育て支援機能が加わり、さらに図書館の蔵書が充実され、機能的な調理室や防音室が組み込まれるなど、魅力ある施設として住民サービスの向上が図られており、これらの管理運営費の増が大きな差の要因と考えられます。

しかしながら、複合施設の目的は、中心市街地や本町の復旧復興を町内外に広くアピールするとともに、さ

らなる活性化に寄与することを目的として、多くの人々が利用し交流することによって活気やにぎわいを生み出す、本町のシンボルとなる施設として整備されており、その実績として来館者数の増加につながっているのではないかと思います。

今後も、施設運営について、利用状況等の精査を行うとともに、適正な施設運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、小学校の適正規模・適正配置についてのおたただしであります。現在、町立幼稚園及び町立小学校に関する適正規模・適正配置につきましては、矢吹町学校規模適正化委員会を中心に議論を深めております。

令和4年度、5年度は、将来の幼稚園児数が小学校児童数よりも、減少の影響が先に現れてくる推計から、幼稚園の適正規模・適正配置について、小学校より先に協議してまいりました。

現在、矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画（案）のパブリックコメントを実施しているところであり、幼稚園については、一定の方向性が整理されたことから、小学校の適正規模・適正配置について、幼稚園の基本計画の内容を踏まえながら、具体的な協議を進めていく予定であります。

学校規模適正化委員会では、将来の児童数の見込みや、現在の施設の老朽化状況、ランニングコストなどを小学校ごと示しながら、これからの町の将来を担う子供たちが望む教育とは何か、学校生活、学校運営など、学校規模に応じた利点や課題などの議論を進めていきたいと考えております。

また、地区別の説明会やアンケート調査、中学生との意見交換などを行う予定をしており、その中で様々な意見をいただきたいと考えております。

一つ一つのご意見については、子供たちを主役に検討し、子育て世代、地域住民の意見を尊重しながら、丁寧な対応により、合意形成を図り、基本方針を策定してまいります。来年度には、その内容をさらに深めた基本計画の策定を予定しており、各協議の段階に応じ、議員の皆様にご報告させていただきます。

小学校の将来の在り方の方向性が住民合意の下、定まった後には、計画実現に向けた新たな組織を立ち上げ、取組を進めてまいります。

今年度、これから協議を進めていく段階ではありますが、議員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様の見意見を尊重し、幼稚園、小学校と地域の連携により、望ましい教育、楽しい学校を目指し進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、幼稚園、小学校の教育施設整備の基本計画についてのおたただしであります。現在、幼稚園の近隣に各小学校が配置されており、学区ごとに幼稚園、小学校との交流が図られております。

議員おただしのとおり、幼稚園と小学校を個別の計画ではなく、併せた計画として進めていくことは、地域住民の方々から理解を得るためにも必要だと考えております。

まだ、協議はこれからですが、矢吹町学校規模適正化委員会には、新たに、保育園長、認定子ども園長を加え、幼稚園長、小学校長、保護者、地区の代表者など、これまでの委員の方々にも引き続き参画していただき、これまでの経緯を踏まえた意見、多様な意見をいただく予定であります。

また、これまで当該委員会においても、幼稚園の在り方を検討していく中で、小学校はどうするのかなどのご意見を伺っており、幼稚園と小学校の在り方を共に考えていくことについては、重視してまいりたいと考えております。

地域コミュニティの核でもある小学校、幼稚園の今後の方向性については、地域の多様な活動や交流の場としても利用されていることもあり、説明会等では将来の方向性について、小学校の内容に加え、幼稚園の内容を併せた資料等を検討してまいります。

各小学校、幼稚園では、保護者、地域の皆様のご理解とご協力の下、様々な支援をいただいております、大変感謝しております。

小学校の適正規模・適正配置については、丁寧に慎重に検討を深め、町民の皆様からの意見を重視しながら、子供たちを主役とした議論を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、教育施設整備の財源についてのおたかしであります。現在、本町には、町の公共施設等の整備及び維持保全を対象に運用しております矢吹町公共施設等整備基金があり、6月1日現在の残高は1億7,820万6,157円です。

矢吹町公共施設等整備基金の積立方針といたしましては、矢吹町公共施設等総合管理計画において、施設廃止等に伴う土地売却費や、一般会計剰余金のおおむね10%以上を計画的に積立てすることと示されており、毎年度、基金への積立が行われております。

近年は人件費、物価が高騰していることから、整備に係る事業費は、過去の施設整備と比較し相当上昇することが見込まれており、将来の教育施設の整備に当たっては、補助事業などを活用しながら、できる限り費用を抑えた事業費の精査を行い、計画してまいります。

今後とも、町の教育環境の充実に向け努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、健康センターについての質問をさせていただきます。

ご答弁の中に、あゆり温泉、令和5年度、予算額が5,832万9,000円で、温水プールが2,826万5,000円ということで、総額で8,694万円というような予算で運営を行ったところでございますが、決算見込みでは、総額で7,995万6,000円となっております。差し引きますと約700万円が不足するわけですが、この不足した700万円は、どのような方法で穴埋めなさるのかをお尋ねします。

○議長（藤井源喜君） 三村議員、不足ではなくて、予算余ることになります。

○8番（三村正一君） あ、そうか。

○議長（藤井源喜君） 予算がですね。

○8番（三村正一君） はい。

○議長（藤井源喜君） じゃ、もう一度質問をお願いします。

○8番（三村正一君） 700万円剰余が出るわけなんです、これについてはどのような形で戻ってくるのか、そのまま行きっ放しになるのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

令和5年度の予算額と決算額というところでございますが、予算額8,694万に対しまして、決算額が7,995万6,000円でございますので、減額補正させていただいたというところでございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） ありがとうございます。

その前に、あゆり温泉、非常に、関係者の皆さんの努力によって、最近、利用する方々が増えているということで、先ほど町長から説明ありましたように、畳とかバレルサウナとかということで、私も大変、家族、あゆり温泉には行っているんですけども、知らない顔の人がかなり多く来ているなというふうな感じで受けておりますので、関係者の皆さんのご努力にまずは感謝を申し上げてから質問したいと思います、続きます。

それで、今後も引き続き、あゆり温泉、施設の魅力を生かした利活用の検討や親子向けのイベント等を行うということでございますが、具体的にはどのような取組を行う予定なのか、分かる範囲でご答弁いただければと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、イベント関係というところのお話だったかと思いますが、まず健康センター関係でございますが、カラオケ大会、あるいは水中歩行エクササイズの教室、あと大人向けということで、こちら温水プールのほうになります。ジム機器、トレーニングマシン等の充実というところで考えてございます。

また、家族連れというところでは、ブレイクダンスの教室の継続、あと夏休みの子供向けイベントの開催、あるいはバーベキュー、通年を通して営業というところを検討しているというところでございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） ぜひそういったイベントをやりまして、多くの町民に寄ってもらって利用してもらおうということで、そういった方向に進んでいただくようお願いを申し上げたいと思います。

それで、町民の方と最近、私、町民でない方がちょっと見分けがつかないんですが、あゆり温泉の利用者の中で、町内と西郡の方、それから西郡以外の鏡石とか玉川村とかそちらの方面の方ということで、そういった、前にアンケート等を行っていたような経過があるんですが、その結果がありましたら、そういった利用者数と割合を教えていただければと思います。

○議長（藤井源喜君） 三村議員すみません、そこは通告に載ってはいないので、通告に沿った質問をお願いしたいと思います。

○8番（三村正一君） あゆり温泉の年間入館者数は7万5,629名ということでございましたが、この内訳についてお尋ねをしたいと思います。町外、町内の方の内訳について、分かる範囲でお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） それでは、答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問についてお答えいたします。

ちょっと年間通じて集計ないんですが、令和6年1月に、町内、町外ということで集計してございます。こちら、あゆり温泉ですが、町内が42%、町外が58%という割合になってございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） それで、料金の値上げも検討なさっているということでご答弁ありましたけれども、あゆり温泉の料金が収入額で7万5,629人の入場者数で割ると286円になる。それから、プールのほうが入場者数で割ると116円になるということなんですが、プールの入場料はそんなに安いものなのかどうかお尋ねしたいと思います。どういうことなのか。

○議長（藤井源喜君） プールの入場料についてということ。

○8番（三村正一君） はい。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えします。

温水プールの1人当たりの料金ということですが、定期券使っている方もおりますので、単純に1人当たりというところはなかなか出しづらいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 大変申し訳ないんですが、定期券の値段と一般の1回入場の値段というのを分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

あゆり温泉の入浴料の料金ということで……

○8番（三村正一君） あゆりじゃなくて、プールです。

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） プール、すみません。

プールの定期券ということでございますが、大人が6か月1万円、老人の方、60歳以上70歳未満の方が6か月で6,000円、高齢者、70歳以上の方が6か月で4,000円、高校生が6か月で6,000円、小中学生が6か月で4,000円、障害者が6か月で4,000円という料金になってございます。

○8番（三村正一君） 分かりました。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 料金見直しの際に、私も高齢者の部類で、安く200円で、退職金で入っている立場なんです。ある程度は上げていくのは仕方がないのかなとは思いますが。

200円を入れると、2,000円で12枚という186円ぐらいにしかならないんですね。そこから今度、温泉側では、入湯税というのを払っているというようなことになると、大変な歩留りが非常に悪いというようなことで、ある程度、近隣市町村並みに上げることはいいんですけども、その際に、今まで町内の高齢者に付与していた200円のプレミアムというか、サービス券の部分、その部分はポイント付与みたいな形で、町内の商店会等でポイント付与みたいな形でやっていただくことも、一つ検討いただければいいのかなと思ったりしているんですが、やはり、その辺のご検討をお願いしながら進めていただきたいと私は考えております。

そういった中で質問ですが、大規模改修の件で質問をさせていただきます。

非常に大きな金額が予定されるということで、そういった中で、健康センター運営審議会以外にも健康センター運営審議会で検討するというようなご答弁でございましたが、それ以外にも、広く町民の声を反映された検討をすべきかなと考えておりますけれども、町の考えは、その辺の考えはあるかなしやについてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えしたいと思います。

より多くのご意見、健康センターのご意見というところで、幅広く、可能な限り、町民の声ということで反映できるように努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 健康センター、最後の質問になるかなと思うんですけども、医療費について、削減効果を数値によって客観的に検証するのは大変困難だというようなご答弁ございました。確かにそのとおりだと思います。

私、今回の質問をする際に、調べておりましたら、国交省の都市局まちづくり推進課のほうで、令和6年4月、今年4月に、エリアマネジメントの評価のガイドラインというのが示されております。

これはエリアですから、まちづくり関係のエリアだと思いますが、公共施設のマネジメントにも当てはめて、そういった評価項目ができるのではないのかなと思いますので、一つ、その点は、こういったものを今後も参考になったらいかがかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

国交省ですね、発表している公共施設のエリアマネジメントというところで、内容のほう、調整してみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 複合施設KOKOTTOについてお尋ねしたいと思います。

複合施設KOKOTTOについては、非常に利用者が多く増えてきたなというふうにご報告がございました。私もKOKOTTOに行き行って利用している立場でございますが、非常に中に入って、入っている人も明るく感じるんですね。皆さんがそれぞれ生き生きとしているような感じが受けられるということですが、その中で、図書館と公民館と未来くるステーションについては、利用人員がカウントされているんですが、広場というかロビーで、高校生の方ター生懸命勉強なさっているんですね。そういった人のカウントはなされているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ロビーで子供たち、学生が勉強する姿が見えるというところで、KOKOTTOの利用件数の人数にカウントされてございます。

以上で、8番、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 報告あったより、そのロビーの人はカウントしていないという答えを期待して、もっと増えるのかなと思っていたんですが、カウントされているということなので、ちょっと残念がっております。

それで、KOKOTTOの経費、運営管理費についてのご答弁いただきましたが、そういった中で、最初の説明で人件費計画が、令和3年度4,650万円で、実際は3,680万だということで、970万円が安く上がったというか経費が少なかったと。それで維持管理費関係、これは令和3年度では4,100万の維持管理費の減額で、実際は6,300万、管理費がかかっているということのご報告がございましたので、これで2,200万ほど維持管理費が多くかかっているというようなことなんですが、これについては、どのような内容でこういった差異が出たのか、数字だけでありましたので、中身について分かればお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 数字、ちょっともう一回いいですか。

○8番（三村正一君） 人数じゃなくてあれですね。運営費につきましては、4つの機能で人件費分として4,650万円、計画ですね。それで施設の維持管理費が4,100万円で総額8,750万円を見込んでおりましたが、令和3年度は、人件費が3,685万8,000円、施設の維持管理費が6,306万5,000円、総額9,992万3,000円というようなご答弁をいただいておりますが、これらについて、計画との差異については、どのような内容で、特に、維持管理費のほう、人件費もそうなんですが、約1,000万と2,200万ということのプラスとマイナスございましたので、その辺について、もし分かる範囲でご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 維持管理費が増えた理由ということによろしいですか。

○8番（三村正一君） そうですね。

あと、人件費は余った理由。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

施設の維持管理費につきましては、光熱水費、代行業務委託料等が込まれておりまして、当初の数字と比較が2,000万ほど比較があるということなんですけれども、その数字に関しましては、光熱水費、燃料費、通信運搬代行委託料等々がございまして、数字的に細かく精査できておりませんので、確認して、三村議員のほうに回答とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、8番、三村議員の再質問の答弁といたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 同じところで大変申し訳ないんですが、4年度の人件費計画というの載っていないで、4年度の計画は、ちょっと明細が答弁になかったんですけれども、実績だけは2,567万1,000円と維持管理費が8,042万1,000円ということで、人件費は少なくなって、前年度より3,680万から2,500万ということで1,100万少なくなって、ところが施設維持費というのが、当初の計画が前年度の4,100万から8,042万1,000円ということで、約4,000万ほど維持管理費が増額になっているんですが、前年と比べても約1,700万増額になっているんですが、これらの明細についてお尋ねをいたします。

○議長（藤井源喜君） 三村議員、すみません。

先ほど後で答弁をしたいということもありましたので、ここも4年度ということで同じ範疇に入るかと思ひます。後でという……

○8番（三村正一君） そのような答弁をいただきたいと思ひます。

議長からそういうふうに言われても、私、質問している。私、質問しているんだから。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） それでは、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

数字的には細かい部分を今持ち合わせていませんので、後ほど提示できればと思ひっております。

以上で、8番、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） KOKOTTOの運営について、アンケートボックスを設置してご意見を伺っているというようなご答弁いただきました。それで、47名からの回答があったということで、施設環境の充実や利便性

の向上に活用させていただいておりますということですが、各施設のサービスにおける気づいた点というのは、ちょっと気になったものですから、そういった記載があった中、どのような気づいた点があったのかと具体的にはどのような改善を図られたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 質問は1つになります。

○8番（三村正一君） だから1つずつ聞きます。

気づいた点についてのアンケートの記載について、どのような内容があったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

アンケートの質問項目の中にあります利用手続の容易さ、あと施設を利用できる時間帯等のアンケートの回答がございました。その中では、今年度から予約システムを変更するなど、町民の予約する なんかを向上してきたところでございます。

以上、8番、三村正一議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問の答弁がちょっと方向が違っているので、もう一度答弁をさせます。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

気づいた点というところなんですけれども、やはり利用の手続の、容易にしてくれというふうな形のところがありましたものですから、それを改善するに当たっては、インターネット等での予約状況を今年度から利用しやすくしたところでございます。

以上、8番、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 複合施設、非常に町民から期待されておりますので、今後とも運営に万全を期していただきたいと思います。

それでは、幼稚園と小学校の適正規模について質問をいたしたいと思います。

幼稚園の答弁書の中に、幼稚園の基本計画の内容を踏まえながら具体的な協議を進めていくということで、小学校の適正規模については、そういったことで一緒に大体進んでいくというようなご答弁をいただきました。

その中で、ご答弁の中に将来の児童数の見込みや現在施設の老朽化の状況ここまでは分かるんですが、小学校のランニングコストというのは、どのようなことなんでしょうか。お尋ねしたいと思います、1つずつ。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ランニングコストでございますが、将来的に、今電気代等がかなり高くなっているような状況もありますの

で、今かかっている費用面なども、検討委員会の中でも示しながら協議を進めていきたいと考えております。

以上、8番、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 私は、ランニングコストは費用対効果とか、費用をなるべく、無駄な費用は削減していくんだというような感じのことなのかなとは思ったんですが、ランニングコストというと運転していく中でのコストだから、それによって、小学生の児童の教育面についての1人当たりのコストが幾らになるということ計算していくと大変なことになるなという思いで質問をさせていただきました。

それから、もう一つ最後のほうに、望ましい教育、楽しい学校を目指してまいりますということなんでしょう、望ましい教育と楽しい学校とか、子供たちが望む教育というのは小学校の教育目標なんですか。お尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今現在、各小学校のほうにおきましても、それぞれの学校で、それぞれが教育目標を掲げて、その教育目標の実現に向けた形で教育に取り組んでおります。

それが統合という形で1つになったときに、町としてどのような子供たちを育てていくのか、どんな力を子供たちに身につけさせていくのか、その部分についてはしっかりと考えながら、その学校の目指す方向性を示しておくことが必要なのではないかというふうに考えております。

子供たちを主役としたという部分につきましては、子供たちにどんな力を身につけさせておきたいのか、親御さんのいろんな統合に向けたご意見もあると思いますけれども、子供たちにとってそのことがどうなのか、そういった視点をしっかりと持ちながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上で、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 第5次教育基本計画の実施計画について、全国学力テスト、それから福島学力テストの目標値をそれぞれ平均以上と計画されましたこと、私の思いと同じです。ありがとうございます。

目標達成に向けて、児童生徒たちに目標に向けての活動と関係者のご協力をお願い申し上げたいと思います。

それで、統合についての考え方について、国からの統合の指針等はあるのかについてお尋ねをしたいと思えます。

国の指針等、統合についてあるのかということでございます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

国で示している指針等があるのかとのおたがしでございますが、平成27年に文部科学省のほうで、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引というものが示されております。

以上で、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 近隣市町村関係、西郡、東郡いろいろあるんですが、今後進んでいるところかなりあると思います。そういったところで統合の状況と統合の規模について、分かれば、分かる範囲でご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今手元に資料等ございませんが、3年前に大信のほうで全ての小学校が一つに統合されたという状況であったり、あと中学校の部分だと、五箇中が中央中と統合されたとかという情報は把握しております。

今後、各市町村の状況については調査して、矢吹に取り入れるべきところがあるのかどうかなど、いろいろ検討はさせていただきたいと考えております。

以上で、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 私も、ここ矢吹の小学校1つにするのがいいのか、2つぐらいのほうがいいのかということ、私もいろいろ考えたりしたんですけども、何か基準があると考えやすいのかなという思いで質問をさせていただきました。

マンモスになることが全ていいとは、子供たちにおいてはちょっと無理なのかなと思ったりしたものですから、そんな考えでございます。

整備基金の積立て、町長ご答弁いただきましたが、これから建てていくというと、小学校でも、それから統合幼稚園でも最低10億ぐらいはかかるんじゃないのかなと思うんですけども、今の積立金で大丈夫なのかどうかについての今のところの考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今年度、これから協議を進めていく段階でございますが、まだ費用面については、どのような方向性になるか、かなり変わってくるものと考えておりますので、今後、課題として させていただきますと思います。

以上で、8番、三村議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（三村正一君） 以上で、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、8番、三村正一議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は3時50分です。

(午後 3時38分)

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

(午後 3時50分)

◎会議時間の延長

○議長（藤井源喜君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認め、時間を延長します。

◇ 小 島 紀 子 君

○議長（藤井源喜君） 通告5番、2番、小島紀子議員の一般質問を許します。

2番。

〔2番 小島紀子君登壇〕

○2番（小島紀子君） 3月町議会に選挙以来、初当選ということで、本当にひよっこなので、まずここに立っていること自体が緊張の極みなんですけれども、これから質問すること光栄に思います。どうぞよろしく願います。

質問の1、主題、矢吹町歴史民俗資料館整備検討事業について。

今年度より新しく始まります令和6年から9年度までの4年間、第7次矢吹町まちづくり総合計画基本構想前期基本計画、教育大綱、第5次矢吹町教育振興基本計画の中に矢吹町歴史民俗資料館整備検討事業項目があります。

町の文化財保護に関する方針をお伺いいたします。

2017年、平成29年1月、矢吹町文化協会会員が中心となり、矢吹町歴史民俗資料館建設に向けて495名の署名を集め、またそのとき結成されました矢吹町歴史民俗資料館建設を願う会は、町と議会に要望書、陳情書をそれぞれ提出しました。

同年3月、定例議会において歴史民俗資料館建設が満場一致で採択されました。これで矢吹町にも念願の歴史民俗資料館ができると大いに期待しました。

翌2018年、平成30年2月、文化財保護審議会などに当時の教育振興課長よりデジタルアーカイブ化を進め、

その後、資料館建設を検討する。しばらくは、矢吹中学校旧D棟を収蔵庫とするが、予算を取ってその環境整備を整えるとの説明がありました。

旧D棟は、文化財保護審議会でも何度も言っていますが、あくまで収蔵庫であって資料館ではありません。資料館にするのにふさわしいのは、その後も旧図書館ではないかと、複数の町議会さんが議会で質問してくださいましたが、残念ながら旧図書館が資料館になることはありませんでした。

その代わりとして町は様々な代替案を提示しています。例えば、令和8年から18年に三神地区の教育施設などを活用した歴史民俗資料館の整備、令和18年以降、旧運動公園を活用した歴史民俗資料館の整備、そのほかにも令和6年、今年になってしまいますが、6年4月以降、令和7年10月以降など提案されております。

また、令和5年に学芸員さんが1名採用されましたが、週1回で1人での作業ですので、仕事ですので、整理分類もなかなか進みません。また、エアコンといっても暖房入っていませんので、冬は寒過ぎて仕事に支障が出るなどしています。

質問事項として3点あります。

歴史民俗資料館建設検討事業費の令和5年度予算594万1,000円と、令和6年度予算248万1,000円のおおのの内訳と減額された理由をお知らせください。

2番、歴史民俗資料館建設は必要とお考えですか。必要とあれば、いつ頃予算化され、完成するのかをお伺いいたします。

3番、学芸員の職場環境改善策をお尋ねいたします。

大きな項目の2番として、町内小学校、中学校体育館への空調設備設置についてお尋ねします。

地球温暖化によりますます暑さが厳しくなる中での運動は、非常に危険が伴います。体育館で安全に活動できるように、また災害時の避難場所としての体育館の空調設備設置についてお考えをお伺いいたします。

議員運動3日目に三神地区を走っていますと、三神明新地区にて、2名の少年より体育館にクーラーをつけてもらえませんかのご要望をいただきました。

帰宅後、いろいろとネットで調べましたところ、体育館への空調設置と断熱性の確保について国からの補助が出るということが分かりました。

空調設置については、学校施設環境改善交付金というものがありまして、その対象として、設置に関する費用の一部に国庫補助が充てられる。補助の算定割合は、屋内（体育館等）に新設する場合は2分の1（来年の2025年まで）となっております。対象工事費の下限は400万円、上限は7,000万円。該当の建物に断熱性がある要件とし、断熱性のない屋内運動場については空調設置と併せて断熱性確保のための工事経費についても補助対象となる。これは文部科学省のホームページより抜粋いたしましたとあります。

さらに文科省は、災害発生時の避難場所として利用される多くの既存体育館の冷暖房効率の悪さを指摘しており、体育館本体の建替えや全面的な改修工事に併せ、体育館へ空調設置する際は断熱性能を確保するよう要請しております。各地方団体においても対策を検討し、教育環境改善に取り組むよう、同じく同ホームページより抜粋なんですけれども、要請しております。

また、令和5年第17回矢吹町子ども議会一般質問の中で、先ほど関根議員からも質問がございましたが、当時の三神小学校6年生が、「暑い夏でも運動ができるように、町内の小中学校の体育館に冷房をつけていただ

けないでしょうか」と発言されております。

あと、ほかにも調べまして、従来品に比べて5分の1以下の設置費用で済む空調装置やスポット的に冷やす簡易型の装置もございます。

以上のことを鑑みて、我が町でも前向きに検討されることをお願いいたします。

質問事項なんですが、1点、小学校、中学校体育館へ空調設備設置についてのお考えを伺います。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 2番、小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、歴史民俗資料館整備検討事業費の令和5年度と令和6年度の予算についてのおたただしですが、予算の内訳といたしましては、令和5年度は会計年度任用職員報酬費等200万円、収蔵庫内の整理に伴う協力者謝礼として60万円、その他消耗品、光熱費等28万円、委託料306万1,000円、合計594万1,000円であります。

令和6年度は会計年度任用職員報酬等76万2,000円、協力者謝礼100万円、その他消耗品、光熱水費43万円、委託料28万9,000円、合計248万1,000円となっております。

令和6年度予算が令和5年度に比べ346万円減額となっている主な理由につきましては、令和5年度においては、学芸員を会計年度任用職員として週5日の勤務により予算計上しておりましたが、令和6年度は、当該学芸員が他自治体の文化財専門研究員として兼務しているため、作業が可能である週1日として予算計上したこと、また、令和5年度に学芸員を任用できなかった場合に備えて計上していた歴史民俗資料館の資料整理業務委託費の予算が令和6年度では不要のため減額したことの2点であります。

それぞれの減額分につきましては、会計年度任用職員報酬等123万8,000円、委託料のうち歴史民俗資料館資料整理業務に係る272万円となっておりますが、歴史民俗収蔵庫内の資料整理及び環境改善のための予算につきましては、文化財保護審議会の委員などに協力をいただき、資料の整理などに取り組むことを検討しており、その協力者謝礼として、前年度の60万円から40万円増の100万円を計上しております。

また、収蔵庫内の適切な管理上必要となる消耗品等につきましても、昨年度の15万円から15万円増の30万円を計上し、歴史民俗資料館整備事業の検討及び収蔵庫内の適切な環境改善に向け進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、歴史民俗資料館建設についてのおたただしですが、町の歴史民俗資料につきましては、町文化財の調査、研究を行う上で保護すべき貴重な資源であり、歴史民俗資料の展示は、町の歴史を知る機会の提供となるとともに、町民の教養や文化の向上等に資するため、展示施設の必要性については認識しております。

現在、町では、令和5年7月より、週1回学芸員による歴史民俗資料の現状把握と目録の整理を進めており、基本の調査を終了したところであります。引き続き学芸員による資料整理を進めるとともに、町として歴史民俗資料館の整備に向けた具体的な計画を検討しなくてはならないと考えております。

短期的な計画といたしましては、ふるさとの館における文化財展示のリニューアルにより、町民の皆様は町の歴史に興味を持っていただき、文化に親しみ、その知識理解を深める生涯学習の場を提供してまいります。

また、中長期的には、学芸員と協力者による資料の整理と分析を進め、併せて歴史民俗資料館及び収蔵庫の施設の規模と環境、施設利用者数の見込み、維持管理費の見込み等の調査研究を進めてまいります。

このようなことから、歴史民俗資料館の整備につきましては、今後、多くの時間を要することが見込まれ、現時点では予算の計上及び完成見込みについてはお示しできませんが、文化財保護審議会等を通し、検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学芸員の職場環境改善策についてのおたただしであります。現在、学芸員においては、歴史民俗資料収蔵庫にて、資料の調査、整備を行っていただいております。

歴史民俗資料収蔵庫については、機械警備機器の設置、火災報知器の設置、空調設備の設置、紫外線などから歴史資料を保護するための暗幕カーテンの設置、電話配線工事を随時行ってきたところであり、給排水設備については現在使用できませんが、水道メーターまでの工事と下水道の汚水ます工事を完了しております。

火気を伴う暖房設備については、収蔵されている民俗資料保護の観点から設置できないこともあり、冬期間の作業について不便をおかけしていたため、ふるさとの森芸術村ふるさとの館伝習室にて作業を行っていただいております。

今後につきましては、歴史民俗資料収蔵庫内での作業のための空調設備の設置等の環境改善を進めるとともに、民俗資料の整理、保存の観点からも、町内の他の現有施設の活用も含め、学芸員の方と協議を行い、作業時の環境改善を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、小中学校の体育館への空調設備の設置についてのおたただしであります。関根議員の答弁と重複いたしますが、町内の小中学校の体育館にはエアコンが設置されておらず、夏季における室温の上昇により、授業や学校行事で利用する際や、災害時に避難所として使用する際に、熱中症等の健康被害などが懸念されております。

昨年度の子ども議会においても、空調設備設置について質問をいただいております。子供たちの健康と学習環境の改善を図るためにも、要望を真摯に受け止め、対応する必要があると考えております。

議員おただしのとおり、国の学校施設環境改善交付金を活用することにより、空調設備設置費及び断熱化工事費の2分の1が補助されますので、財政負担が軽減できることから空調設備の導入に際しては、当該交付金を活用することが望ましいと考えております。

現在、当該交付金の採択に向けた申請を行っており、6月下旬に採択となった場合には、来年度に実施を予定しております。矢吹中学校体育館の空調整備工事に向けた調査設計に着手してまいります。

また、矢吹中学校に試験的にスポットクーラーを2台、4か月のリース契約により導入し、その効果を検証する準備を進めております。

スポットクーラーは、エアコンに比べて設置コストやランニングコストが低く、移動が可能であるため、特定エリアの冷却には効果があるものと認識しており、体育館内では、どの程度の効果が発揮できるのか検証してまいりたいと考えております。

今後の整備方針といたしまして、中学校の体育館は面積が大きく、避難所としての重要度が高いことから、国の交付金を活用しながら、広い範囲を効率的に冷却できる適切な空調設備を導入し、快適な環境を確保する必要があると考えております。

また、面積が比較的小さい小学校の体育館については、試験導入の効果を検証し、一定の効果が認められた場合には計画的にスポットクーラーの配置を検討してまいります。

児童生徒、住民の皆様の健康と安全を第一に考え、快適な環境を整備するため、空調設備の種類や手法を含め、他自治体の事例等を参考に、導入に向けた準備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） ご答弁ありがとうございました。

先に、2番のクーラーのほうの、空調の問題について、先に再質問してよろしいでしょうか。すみません、よろしく願いいたします。

矢吹町の去年の子ども議会、11月にありました去年の子ども議会の答弁の中で、教育長さんの答弁の中で、体育館の冷房設置率は全国で11.9%、福島県では1.7%です。全国の多くの小中学生が三神小の皆さんと同じように、暑さのため体育館で運動ができず、残念な思いをしていることと思いますというようなことで、どのような冷房設備を何台設置する必要があるか、これらの事前調査を行うことも必要となりますということを答弁されております。

それと、あと再質問のところで、その6年生のお子様再質問ということで、いつからどのような調査を行い、調査が終わった後、どのような計画で取組を進めていくか。そして、いつ設置予定なのかなど、具体的に教えていただきたいです。来年はどのようにするのでしょうか。来年は今、今年になりますけれども、早急な対応をお願いいたしますということで再質問されております。これを真摯に受け止めて、町の対応、よろしく願いいたします。

それと、スポット型クーラーということなんですけれども、それと、あと、費用が5分の1で済みますという事は、大きな体育館を全部冷やすのではなくて、下だけを冷やすというシステムもあります。

そういうことも併せて検討して下さるとありがたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 小島議員、すみません。お願い、要望ではなくて質問をお願いします。

○2番（小島紀子君） それにおきまして、町はどう考えているか質問いたします。

○議長（藤井源喜君） もう一回、どこの部分についてということになりますか。

○2番（小島紀子君） 今後の町の方針ですね。どういったことを方針としてされているかということをお尋ね申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 一般質問の答弁の中に出ているものではなくて。

○2番（小島紀子君） 新たに考えていることございませんかということ。

○議長（藤井源喜君） それ以外にですか。

○2番（小島紀子君） はい。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど教育長さん答弁しましたとおり、繰り返しになりますけれども、スポットクーラー、または空調設備の整備については、事業の実施に向けて、しっかりと手順を踏みながら前向きに進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○2番（小島紀子君） ありがとうございます。

○議長（藤井源喜君） ちょっとお待ちください。

再質問はございませんか。

○2番（小島紀子君） ありがとう……、2番。

○議長（藤井源喜君） はい、議長、2番というふうに。

○2番（小島紀子君） はい、議長、2番。

○議長（藤井源喜君） 2番。

○2番（小島紀子君） 失礼いたしました。

具体的に、大がかりなものは大変かもしれませんが、でも、スポットクーラーというようなことは、私も見に行っていて、幾らぐらいで売っているのかなと見ました。そうしましたら、10万円以下で売っているんですね。そういうこともありまして、スポットクーラーの活用ということは可能でしょうか、どうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

スポットクーラーの配置につきましては、比較的小さい小学校の体育館については、ある程度効果が出るものだと考えております。

そのため今年度検証作業を行わせていただきまして、来年度以降、計画的に配置に向けて検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） ご答弁ありがとうございます。

前向きな発言、ありがとうございます。

今の検討しますということなんですけれども、今年はやらないということにも聞き取れる可能性もあるんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

今年度につきましては、まずはこのスポットクーラーの性能の状況について、中学校にリースで2台配置する計画をしておりますので、そこで効果を見極めながらというところで考えております。

設置については、来年度以降というところで、小学校については計画をそうしておりますので、今年度については、設置の予定は今のところ考えておりません。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） 答弁ありがとうございます。

そうしますと、例えば事故が起こってしまったとか。去年の暑さと同じように、今年もすごい暑さが予想されます。そのときに事故が起こってしまった。そういうことでは遅過ぎると思うんですね。

そういうこともありまして、例えば違うことで、何かほかの方法で、空調ということを考えられませんか。それをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

なかなかやっぱりスポットクーラーが配置できない。では、どのような形で体育館で運動できるような状況をつくっていくのかというところですけども、私の体験上なんですけれども、体育館は、やっぱり結構、熱が籠もることが、日差しを受けてどんどん夏場は高くなっていきます。そういったことから、例えば学校にある暗幕をすることによって入ってくる熱というものは遮ることができるでしょうし、また学校のほうには扇風機もありますので、そういったものもちょっと用いながら、そして、窓を開けつつ空調をすることによって、温度を下げていくということではできていくのかなというふうに思いますので、その辺も学校さんたちと協議をしながら行っていきたいというふうに思います。

また、なお、各学校に熱中症など指数を測る器械というか器具が配置されていて、それを持って体育館であるとか、校庭であるとか、今どのような状況なのか、今どのような指数なのか、それを把握しつつ、運動をしていい状況かしてはいけない状況なのかそれを判断して、体育であるとか、休み時間の外遊びとか、そういったものを実施しておりますので、そういった部分についても改めて県からの通知等もありますので、子供の健康を第一にしながらやっていきたいというふうに考えております。

以上で、小島議員への再質問への回答とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） 今年は、小学校は無理。あとは、中学校は大丈夫ということなんですか。そういうふうに受け止めてよろしいですか。そうしますと、来年度以降については、小学校はされるということで受け

止めもよろしいでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

お見込みのとおりでございます。そのように努力してまいります。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） 誠にありがとうございました。

町の対応の仕方というのが子供さんたちよく見えています。私もよく見えていますので、ぜひとも言ったことは有言実行でやってください。またできなかつたら、また再々質問させていただきますし、子供さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

1番に戻りまして、矢吹町歴史民俗資料館整備検討事業についておたじいたします。

先ほど予算の点で内訳として、令和5年度に関してなんですが、会計年度任用職員報酬など200万円、これは週5回で予定しましたが、週1回となったため76万2,000円にしました。協力者謝礼60万円が100万円となりましたが、まず1点として、この協力者謝礼というのは、去年は学芸員さんお一人、去年というか、お一人様なので、協力者謝礼というのは発生していないはずなんですが、その点、これはどうなっていますか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

協力者謝礼として60万円についてなんですけれども、協力者についてはおりませんでしたので、予算の執行はしてございません。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） 同じく予算について令和5年度、委託料として306万1,000円。それが令和6年予算としては28万9,000円となっております。令和5年度の306万1,000円の委託料の内訳をご提示ください。よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

委託料でございます。委託料につきましては、施設機械警備委託料、消防用設備委託料、施設清掃委託料、

収蔵庫資料整備委託料の金額となっております。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） すみません、今のところなんですが、委託料306万もかかるようなものなんですか。もうちょっと細かく、306万もそんなにかかるんでしょうか掃除料とか。そういうことで、言われたんですけども、これでは納得できないので。

○議長（藤井源喜君） 小島議員、ただいまの質問は、令和5年度の予算の内訳の中で委託料の306万1,000円、これをもう少し具体的な数字をもって説明をしてくださいということによろしいですか。

○2番（小島紀子君） そういうことです。

内訳ですね。内訳と費用、金額と。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

委託料でございます施設機械整備委託料、令和5年度につきましては23万1,000円、こちらについては予算を執行してございます。消防用設備委託料、予算で4万4,000円、こちらは予算を執行してございます。施設清掃委託料6万円、こちらについては予算は執行してございません。収蔵庫資料整理業務委託料272万円、こちらについても予算を執行してございません。

以上、2番、小島議員の再質問の答弁といたします。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） そうしますと、それだけでそんなにかかっていないのに、この委託料306万を予算として計上したということによろしいですか。決算書には、またそれを差引いたものが出てくるということで、そう理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 2番、小島議員の再質問に答弁いたします。

収蔵庫資料整理業務委託料272万につきましては、令和5年度に学芸員を任用できなかった場合に備えて、民俗資料館の資料整理業務委託に充てるつもりで予算を計上したものですから、学芸員を週1回雇えたことによって、予算を執行していないという形になってございます。

以上、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

追加ですみません。答弁がなかった部分がありますので答えさせていただきます。

その中で予算の執行された部分については、警備委託料と消防用の設備委託料で27万5,000円ほどになって

ございます。執行されなかった予算につきましては、清掃委託料の6万6,000円と収蔵庫資料整理業務委託料の272万円となります。

大変失礼いたしました。令和5年度の決算額につきましては27万5,000円となる見込みでございます。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） 令和5年、合計が541万1,000円の予算を計上したわけなんですけれども、全然使わなくて、そんなに残してしまう理由は何でしょうか。こういうことはあるんですか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

歴史民俗資料館整理業務委託料に係る272万円につきましては、学芸員が任用できなかった場合に、収蔵庫資料館の資料整理のために備えていた予算でありますので、学芸員が令和5年7月から作業が開始されたため、その委託費用については、予算のほうは使わないというふうな形になってございます。執行しなかったと、学芸員により資料が整理されるため委託費は使用しなかったという形になります。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） 昨年度、学芸員さん1人雇用しました。でも、会計年度任用職員報酬という形なので週1回、そうしますと、令和6年度の予算で76万ということなんですけれども、そのくらいしかかからない。

昨年度、実は、学芸員さんが募集したんですね。募集って、職員募集の中に応募したわけなんですよ。一般職で採られたために落ちたしまったということがあります。そういうことに関して、学芸員さん、今の方はここにも書いてありますように、白河の方なので常住していただくことはできません。新たに、新たにというんですか、学芸員さんを雇ってくださると思っていたんですけれども、そういう予算も取っていたのに、なぜ落としてしまったという、だから一般職で採られないで、専門職で採られればよかったのと思うんですが、すごい高い能力をお持ちの方だったので、その経緯についてちょっとお知らせ願いますか。

○議長（藤井源喜君） 小島議員、今、学芸員の採用、落ちてしまったということですが、今回の一般質問の中では処遇の改善という部分で、お話を、多分一般質問の中でも出ていると思うので、そういったものに関連したところで再質問をいただけますか。

○2番（小島紀子君） では、いいですか。

○議長（藤井源喜君） はい、質問してください。

2番。

○2番（小島紀子君） それでは、学芸員さんの職場環境改善策をお尋ねしますということで、それに伴いまして、事前にD棟収蔵庫を見学してまいりました。

それに関してお伝えいたします。

自分が思っていた以上に、きれいになりつつはあります。ところが、1つ問題がありまして、上下水道が全く使えていないという事実が分かりました。そうしますと、学芸員さん、そこで作業されてもトイレにも行けない、トイレは中学校に借りに行きますということでした。あとは、土器とか洗うこともできない。そういう状況で、お仕事が可能とお考えでしょうか。

それで、ふるさとの森でお仕事をされているんですが、暖房等よりもまず水の問題ですね。それをどうお考えでしょうか。処遇ということでお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

〔生涯学習課長 渡辺憲二君登壇〕

○生涯学習課長（渡辺憲二君） それでは、2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

学芸員の処遇改善というところではございますが、上下水道設備工事が整備されていないということではございますが、歴史民俗資料収蔵庫は文化財を保管するための倉庫でありますので、上下水道施設がなくても資料保管には支障はございません。しかしながら、現在の収蔵庫内の文化財について整理がされておらず、民具の清掃に水道を利用することが必要となる場面がございますので、今後については、予算を確保するような形で取り組んでいきたいと思っております。

また、教育長の答弁でもありましたが、収蔵庫内は火気厳禁の施設でございます。作業をする上でのストーブ、ファンヒーターはご利用できませんので、それに代わるような空調設備を整えながら、文化財の清掃作業、書類の整理がスムーズに行えるような環境改善に取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） まず、最低限のライフラインというんですかね、自然の摂理もありますので、そちらは当然といたしますか、私は文化財保護審議委員になっていたんですけれども、そのときにも、あと議員さん方にも説明ということで、時の教育振興課の国井課長さんからの説明等の中で整備されていますということは、説明されていると思うんですが、私も実際行って見て、びっくりしちゃったんですね。そういうことをしてありますという段階で、それで、一千何百何十万とか、一千七何十万使いました。じゃ、その一千七何十万はどこに消えてしまったのでしょうか。それをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 小島議員、通告にない質問に該当すると思っております。

○2番（小島紀子君） 分かりました。

じゃ、上下水道に関してなんですけれども、どういう質問をしていいのか分からないですけれども。

トイレはいつ使えるようになるんですか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

[生涯学習課長 渡辺憲二君登壇]

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

いつトイレが使えるのかという質問でございます。こちらについては、学芸員の作業状況もございます。今後、進み状況を確認しながら、その場での資料整理の場の確保が必要になった場合に、そのときに予算のほうを確保させていただいて、水道、トイレのほうを利用できるように、努力したいと思っております。

以上、2番の小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○2番（小島紀子君） どういう質問をしていいんだか、もう頭……

○議長（藤井源喜君） ちょっと待ってください。

○2番（小島紀子君） すみません、ごめんなさい。

○議長（藤井源喜君） じゃ、整理をしていただいて。

○2番（小島紀子君） 整理してもらいます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） まず、本当に最低限、あるべきところがない、あるべきものがない、水が使えない。電気はあります。でも水が使えないということは、もう本当に最低限のことであるし、私たちには、一般町民願う会文化財保護審議員の皆さんには、議員さんの皆さんにも使えていますよ、使えますよというふうに答弁してあったはずだとは思いますが、それは虚偽ということになりますか。

これは駄目ですか。

○議長（藤井源喜君） はい、それは通告にないことですので。

○2番（小島紀子君） ないから駄目なんですか。

○議長（藤井源喜君） 通告に従って、通告の目的、それから経過、課題、質問事項に沿ったところ、それから答弁の中で特に拾えるところ、そういったところについての再質問をお願いします。

○2番（小島紀子君） 分かりました。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございますか。

2番。

○2番（小島紀子君） 3番ということで、学芸員の職場環境改善策をお伺いいたします。

今現状で水がないということだったんですけれども、今後、町としては、どういうふうに、方針としてやっていけばいいのか、そういうことを、職場環境を改善するためにどういうふうにしていけばいいのかということをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

渡辺生涯学習課長。

[生涯学習課長 渡辺憲二君登壇]

○生涯学習課長（渡辺憲二君） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

水道の環境改善ではございますが、教育長の答弁にもありましたとおり、作業時の環境改善を進めてまいりますので、直ちに現地のほうを確認して、施設整備を図ってまいりたいと思いますので、ご理解とご協力のほ

うをよろしくお願いたします。

以上、2番、小島議員の再質問の回答とさせていただきます。

○2番（小島紀子君） ありがとうございます。

○議長（藤井源喜君） ちょっとまだ先に進みませんから。

再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） 令和3年12月20日、願う会が町長に対し要望書を出しました。その中に、平成30年からエアコン、その回答というか返されたペーパーの中に、平成30年、エアコン、暗幕カーテン、機械整備、火災報知器。令和元年、電話配線。令和3年ですので、予定として施設掃除、学芸員作業所、見学場所整備、令和4年予定。学芸員1名を新たに採用し、次の業務に取り込む。

○議長（藤井源喜君） 通告の中に関連しているものがあって、そのものであれば一般質問はできますが。

○2番（小島紀子君） すみません。これは学芸員の職場環境に関することです。

○議長（藤井源喜君） 学芸員の職場環境改善に関する。

○2番（小島紀子君） そうです。

○議長（藤井源喜君） では、続けてください。

○2番（小島紀子君） そういうご提案がありました。それで学芸員さんのお仕事として、その中に書いてあるのは、資料の整理分類、既存の施設を活用した公開展示、デジタルアーカイブの推進、資料館整備に向けた検討を学芸員さんをお願いしたいということが書いてありました。

昨日、ちょっと試算してみたんですね。学芸員お一人で週1回お仕事をされます。そのときに、どれだけの仕事を1人で、どれだけかかるんだろう試算しました。

現状としては、学芸員さんから出された作業量として、文書、書籍のクリーニング、封筒の入替え、目録整理、2人の作業員で約3か月。そうしますと、これを1人でやるとすると、1人では2.5年かかります。民俗資料のクリーニング、目録作成、同じく2人の作業員で約3か月。これも2.5年かかります、1人でやると、1人で週1でやると。収蔵図書整理、2人で1か月ということで0.8年かかります。写真目録作成、2人で1か月、これも0.8年かかります。考古資料や発掘調査資料の洗浄、ネーミング、分類、接合、照合、収納、これは2人で14か月。つまり、1か月に20日働けるとしまして14か月、掛ける2人なので560日かかります、2人でも。これを1人でやるとすると11.7年かかるんです。そうしますと、今の環境の中では、週1回1人では合計約18年かかります。そのほかに、先ほど言いましたことをクミします、それを1人でやらせるというのはちょっと無理ではないでしょうか。

それについて、どうお考えかお尋ねいたします。

これは、職場環境改善策ということでご質問しております。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

今現在、1名の学芸員の方に週1回という形で来ていただいています。昨年度の7月から雇用させていただいて、この方なんですけれども、本当に有能な方で知識も経験も豊富であり、矢吹町の出身ということもあって、本当に熱意を持って、週1日だけなんですけれども、熱意を持ってやっていただいている、私の得た感じとしては、本当にその短い時間の中で効率よくやっていただいているなというふうに思います。

また、県内でも知られている方でもありますし、人脈もあります。いろんな部分で、これから矢吹町の文化財保護に向けて大切な人になっていくのではないかなというふうに考えております。

ですので、その方を週1日という形ではありますけれども、雇用しつつ、先ほど答弁させていただきましたけれども、協力者を募って、その協力のほうの協力者の謝金として増額させていただいて100万円を計上させていただいておりますので、文化財保護審議会の方々とか、そういった文化財に関して興味関心のある方々に協力をいただきながら、その作業のほうも短縮できるように進めていければ、学芸員さんの働く環境の改善にもつながっていくのではないかとというふうに考えております。

以上で、2番、小島議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） ありがとうございます。

文化財保護審議委員のメンバーの方たちにお手伝いしていただいとありますが、専門職でなければいけないところもあります。なので、学芸員さんを、もしくは新たに雇うとか。あと矢吹町の職員の中にも、学芸員さん2名持っていらっしゃる方がいらっしゃいます。

それと、あとは学芸員さんの資格を持っていなくても、文化的なことに関して関心のあられる職員の方複数いらっしゃいます。そういう方をピックアップしてというんですかね。そうしますと、学芸員さんも雇っていただきたいと思います。

それで、なぜかという、学芸員さんのお仕事というのは、ただ公開、展示するばかりではなくて、そこに常駐していただいて、それで、皆さんのご質問にお答えする。それで、その資料をすぐ提出する、出してあげる。そういうこともお仕事の一環、まずまず、これはほんのささいなことなんですけれども、ただ単に分類、保存すればいいだけのものではないので、そういうことも加味して、本当に専門職という学芸員さんを雇っていただきたいと思います。それで、その方を中心にしてやっていただきたいと思います。それで、そういうことになります。

それで、新しい学芸員さんの雇用に関しては質問して……

○議長（藤井源喜君） 通告の中では処遇改善ということでお願いします。

○2番（小島紀子君） 処遇改善ということで、新しい学芸員さんを雇用する。それも専門職でということは、お考えですか。ご答弁願います。

○議長（藤井源喜君） 小島議員、通告の中では、職場環境の改善等ということですので、学芸員を直接的に採用するかどうかというところを、町に今ここで問いただして、それを答弁するというのはちょっと難しいのかなというふうに思います。ですから、また別の機会にぜひそういう話があればということで、残りの時間もちょっと少ないですが、もし、かいつまんでそういったところの話で再質問があれば、お願いしたいと思います。

再質問はございませんか。

2番。

○2番（小島紀子君） いろいろとありがとうございました。

教育委員会、私は文化財保護審議委員、文化財振興審議会、社会教育の会のメンバー、それが文化的なことをやっている会のメンバーなんですけれども、それで、まずは教育委員会の在り方というのをもう一度再確認していただきたいと思うんですね。教育委員会のメンバーの方たちの意見というのは、物すごい反映されるわけなんです。それで旧D棟……

〔議長、残り少ないからやらないと〕と呼ぶ者あり〕

○2番（小島紀子君） すみません。

○議長（藤井源喜君） あと1分切っています。30秒です。

○2番（小島紀子君） 旧図書館が教育施設から外れたときに、教育委員会のメンバーの方お一人がおっしゃっています文化財も大切、重要です。先人が残してきたあかしです。町にとっても非常に大切な責務、そういうことで、様々な立場の方々が町の文化財の必要性を求め、ついて議論を重ねられたことに対し、教育委員会は重く受け止め……終了ですか。

○議長（藤井源喜君） 終了です。

○2番（小島紀子君） じゃ、次回また質問させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、2番、小島紀子議員の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 5時03分）

令和6年6月11日（火曜日）

（第3号）

令和6年第443回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和6年6月11日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第26号・第27号・第28号

請願第1号・第2号

陳情第2号・第3号・第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美	和	子	君	2番	小	島	紀	子	君
3番	芳	賀	慎	也	君	4番	関	根	貴	将	君	
5番	高	久	美	秋	君	6番	鈴	木	浩	一	君	
7番	富	永	創	造	君	8番	三	村	正	一	君	
9番	鈴	木	隆	司	君	10番	青	山	英	樹	君	
11番	熊	田		宏	君	12番	角	田	秀	明	君	
13番	堀	井	成	人	君	14番	藤	井	源	喜	君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	蛭	田	泰	昭	君	副	町	長	鈴	木	一	史	君			
教	育	長	大	杉	和	規	君	総	務	課	長	正	木	孝	也	君	
企	画	・	デ	ジ	タ			ま	ち	づ	く	り					
推	進	課	長	国	井	淳	一	君	推	進	課	長	神	山	義	久	君
会	計	管	理	者	兼				税	務	課	長	小	磯		剛	君
総	合	窓	口	課	長	佐	藤	浩	彦	君							

保健福祉課長	山 野 辺	幸 徳 君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	鈴 木 辰 美 君
商工観光課長	柏 村	秀 一 君	都市整備課長	有 松 泰 史 君
上下水道課長	西 山	貴 夫 君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部 正 人 君
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤	豊 君	生涯学習課長	渡 辺 憲 二 君
子育て支援 課 長	小 椋	勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（藤井源喜君） 通告6番、10番、青山英樹議員の一般質問を許します。

10番。

〔10番 青山英樹君登壇〕

○10番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴席にお越しになられた皆様方、早朝よりお越しいただきまして心よりお礼を申し上げます。改めて皆様方に敬意を表すとともに、感謝を申し述べます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大項目が3点ほどございます。そして、それぞれにつきまして小項目としまして3点ございます。

まず、大項目1点目でございますが、役場庁舎で働く皆様方、職員の方々、日々町民のために鋭意努力して努めておられます。ただ、社会的にデジタル化が進む中で、様々な住民のニーズも増えてまいりました。業務多様化による職員負担増等の課題と対応についてという主題でもって、質問をさせていただきます。

今、申し上げましたように、それぞれの住民、町民の皆様方のニーズが多様化していく中で、多くの幅広い町民ニーズに対応した行政サービスが必要となり、職員の皆様方の負担も様々な形で今までにないような形態もあり、増えてきているという状況にあります。

これも一つには社会の変容と申しますか、少子高齢化による人材不足が地方自治体で慢性化しているという報道がされておまして、実際に職員の転職や介護による退職、庁舎を退職される方とか、多くの自治体で目立っているようになってきておまして、職員1人当たりの業務量が増加することから様々な事務ミスも起きるようになり、改革に乗り出す自治体も増えているのが実態でございます。特に仕事の属人化が進んで、特定の職員に業務が偏ることがないか懸念するところでございます。

当町におきましても、数年前には入庁1年目で転職の方がおまして、令和4年度では継続年数12年、10年、5年、4年、1年半といった職員5名が庁舎を退職されております。また、昨年度も数名の若い方が辞められており、今年1月1日付で2名の採用があり、今年度も10月1日付での採用を若干募集しているような状況でございます。

このような状況を鑑みますと、当町におきましても業務量から見てその適正な人員数は不足しているのかどうか、また近年の当町における事務的なミス等も目につくことから、仕事の属人化による弊害といったような理由からなのか、そのような懸念もあり、お尋ねをする次第でございます。

3点ほど質問させていただきます。

まず1点目、この数年来、若い職員や中軸となる職員が定年退職を待たずに退職するケースが見られます。ある自治体の職員は民間だけでなく別の自治体に転職する職員も多く、まさに地方自治体同士で人を取り合っている状況だということもございます。介護で退職する職員も毎年1人はいるというような、自治体で述べられている職員もございました。当町ではこのような動向があるのかどうか、お知らせいただきたく願うところでございます。

2点目としまして、また他の自治体の職員は「役所の仕事は基本的に前例踏襲と属人化。しかし、変化を起さなければ採用難、離職はますます進む」と言う、他の自治体の職員もおられます。当町業務におきまして属人化といった状況、あるいは職員本人が仕事の属人化による負担増を感じているなどについて、把握されているのかどうかをお尋ねいたします。

3点目としまして、長期休暇を取られる職員が幾人か見受けられます。職員数の不足または多様化する業務によって、職員1人にかかる負担が増えて、仕事の属人化やあるいは孤立感などからの心理的安全性の問題で休養が必要になるなどの状況があるのかどうか、所感をお尋ねするところでございます。

大きな項目2番目でございますが、財政についてお尋ねをいたします。

健全化指標というものがあって、それを守ることによって財政の健全化が図られるという側面はございますが、もう一つ、財務諸表4表というものがございます。平成18年、9年からでしょうか。公表するように指導を受けて以降、矢吹町におきましても財務諸表4表というものが公開されております。その公開されている財務諸表4表でございますが、いわゆる数値だけが公表されておまして、それに対しての分析が最近公表されたものにはなかったものですから、数値だけでは分からないものですから、その分析内容につきましてお尋ねをするというのが、この主な狙いでございます。

少子高齢化という社会背景の下に児童福祉、高齢者福祉等の福祉業務に大きな経費を要する傾向は変わらず、また人口減少が進む中での働き手確保の問題などから、経済成長分野の伸びが以前ほど見込まれないことや、税収の減少などの懸念材料が山積する中、自治体の財政状況がどうなっていくかは大きな関心を持つべき事案であります。

そこで、財務諸表4表を利活用した当町の財政に関して、財務諸表4表から読み取れる情報を分析し、各指標等による自治体の平均値との比較などを通して財政状況をお示し願い、お伺いするところでございます。

3点ほどお尋ねいたします。ちょっと専門的な言葉ではございますが、後ほど説明などをしながら進めていきたいと思っております。

資産形成度として歳入総額に対する資産の比率を算定し、これまでに形成されたストックとしての資産が歳入の何年分に相当するかを表す歳入額対資産比率、平均的な値は3.0から7年ということでございますが、高いほど社会資本の整備が充実しているという数値でございます。この歳入額対資産比率及び有形固定資産のうち、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか、老朽化の進み具合を表す有形固定資産減価

償却率、資産老朽化比率ともいいますが、平均的な値は30から50%、高いほど老朽化が進むものでございますが、これらの数値はどのようになっているのかを伺います。

2点目として、持続可能性、いわゆる健全性として地方債、借金を経常的に確保できる資金で返済した場合に、何年で返済できるかを表す地方債の償還可能年数、平均的な値は3年から9年でございますが、この値が小さければ小さいほど借金の経常的収支に対する負担は軽く、債務償還能力が高いという数値でありまして、この数値をお示し願います。

3点目、どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているのか、資産が効率的に活用されているのかを表す行政コスト対公共資産比率の全体と目的別を尋ねるところでございます。平均的な値は10から30%、低いほど効率的に資産を活用しているということになります。また、弾力性として行政コスト対税収等比率、自律性として受益者負担の割合についてもお知らせ願いたく存じております。

そして、大項目3点目、最後でございますが、中長期的な財政計画、財政シミュレーションについてという点についてお尋ねいたします。

3月定例議会におきましても一般質問で質問した経緯がございますが、第7次矢吹町まちづくり総合計画、町の最上位計画でありまして、これに従って町の運営が行われていくわけでございますが、この基本構想、前期基本計画の行財政部門には、財政運営の収支や起債残高の償還計画などが示されておりました。答弁では6月に第7次矢吹町行財政改革大綱で示す旨の回答であったと認識しております。

しかしながら、過去の矢吹町行財政改革大綱を見ても、矢吹町行財政改革実行計画を見ても、具体的な中長期的な財政の収支に関する記述は、起債の償還に関する残高の経過的なシミュレーションなどは記載がなく、これらがいつどの時点でどのような手法でどのような内容で示されるのかが分からない状況にあります。

令和6年度期末においては、財政調整基金が約3億円の残高と見込まれ、何か不測の事態があった場合にはとても対応できない状況に陥る危険性もあります。人口減少時代に突入したことから、その減少割合による税収減も予想されることから、新たな起債の抑制、事業の見直し等は必須であると考えます。収入を増加させることと支出を削減することは当然のなすべきこと、当たり前であります。収入の増加には企業誘致や人口の増加が必要であり、当然に追い求めるべきところであり、相手があることから、町の決定ですぐに成果が出るものでもありません。町の一存でできることは支出の削減ということになってきます。これらにどう向き合っていくのかなど、お尋ねをいたします。

まず、3点のうちの1点目、当町においての将来的な人口減少が予測されている中、これに基づいた税収の見込額、収支予測、起債残高の償還計画等を含む財政計画、財政シミュレーションをお示し願います。

2点目、3月の第441回定例会での令和6年度当初予算では、令和6年度の期首における財政調整基金の残高は8億5,000万円ほどであったかと思えます。そして、ここから4億9,000万円を取り崩して、令和6年度期末では見込額が3億5,000万円の財政調整基金残高になるとのことであったかと思えます。

しかしながら、3月以降、令和5年度の補正予算で財政調整基金をおよそ3,300万円ほど取り崩したことから、残高は約3億2,000万円となったかと思えますが、令和7年度の期首の段階で3億2,000万円というこの残高で令和7年度はどう予算を組むのか、お尋ね申し上げます。

最後に、先ほども申し上げましたが、いわゆる収入が減ってくるというようなときにおきましては、企業誘

致等でもって税収と人口を増やすなり収入を増やすことを考える一方、削減とかそういったものもなければなりません。いわゆる事業の精査をして、必要なもの、要らないものをある程度精査しながら取捨選択をしていく、集中と選択が必要となります。そういう観点から、支出の削減に関するどのような方法なりの所感をお尋ねするところでございます。

以上、ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴に来られた皆さん、ありがとうございます。励みになります。

それでは、10番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、職員の早期退職に関する動向についてのおただしであります。

本町職員の退職者数は、令和5年度は3名、うち定年退職でない早期退職者数は3名、令和4年度は6名、うち早期退職者数は5名、令和3年度は3名、うち早期退職者は1名となっております。この3年間の早期退職者につきましては、減少、増加を繰り返している状況であります。

10年前の平成26年度の早期退職の状況と比較しますと、早期退職者は増加しており、また、退職時の年齢を比較すると若年の退職者が多い傾向にあります。

この3年間における早期退職者の退職理由につきましては、結婚や家業を継ぐこと、通勤時間の問題などの家庭の事情によるもの、体調不良などの身体的事情によるものなどを把握しておりますが、議員おただしの家族への介護を起因とした早期退職は、これまでに本町では該当がありません。

なお、本町では職員が介護休暇を取得できる制度があり、要介護状態にある家族を職員が介護するために、短期間でも休暇を取得することができるなど、介護と仕事を両立することができる体制を構築しております。この3年間で職員2名が本休暇を取得しております。

自治体における若年層の早期退職の傾向は、令和6年4月21日付福島民報で報じられましたが、総務省公表の令和4年度地方公務員の退職状況等調査によれば、自治体退職者はこの10年で約2倍となっており、また、その3分の2が若手職員とのことであり、若年層の早期退職は全国的な課題となっております。

本町では、今後も引き続き社会情勢の変化により、複雑化、多様化する業務に的確に対応できる体制整備を進めるとともに、職員の家庭状況や身体的な状況などにも柔軟に対応できるよう、働き方改革による勤務環境の見直しや職員研修制度の充実を図ることで、職員が定年まで働き続けたいと思える魅力とやりがいのある職場環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、業務における属人化の状況や属人化による職員の仕事への負担感についてのおただしであります。

まず、本町では組織内の活性化と職員の成長などを目的とした人事異動を主事、副主査及び主査までの一般職は原則3年程度の間隔で実施しております。また、管理監督職の職員につきましては、社会情勢、法律改正による組織的な対応及び町の主要政策への対応、当該職員の勤務経験、業務への適性などから、配属された年数に限らず、適材適所により人事異動を実施しております。

一方、会計年度任用職員につきましては、各部署で発生した事業を起点に配属先及び業務内容が決定しているものが多く、長期にわたる事業の場合には業務が属人化する傾向にあり、職員のモチベーションの維持や組織の活性化の面で問題があったことから、今年度において一部の会計年度任用職員に対し配置換えを行ったところであります。

また、人事異動につきましては、異動者数が多くなるほど、一時的ではありますが業務進捗の停滞、住民サービスの低下を招くおそれがあるということから、職場内における異動する職員と異動しない職員のバランスは、特に配慮が必要なものであると考えております。

一般的に自治体職員は税務、保健福祉、農業、商工業、建設、教育など幅広い行政分野に関する知識、経験等が求められることから、ゼネラリスト、いわゆる幅広く業務を経験する職員ですね、ゼネラリストとしてのキャリア形成を目的に、短期での人事ローテーションを実施しております。

一方で、事業効果の最大化を目指すため、スペシャリストとして人事ローテーションを行わず、長期にわたって同じ業務を担当する場合があります。

本町では、業務についてマニュアルを整備するなど、属人化を防ぐよう取り組んでいるほか、自己申告制度を活用し、毎年、業務への適性、職場環境、異動希望の有無、異動希望部署などを申告する仕組みとして実施しておりまして、職員の業務負担状況の把握を行い、人事異動の資料として活用しております。

また、人材育成考課制度では年4回以上の上司と部下との面談を実施しておりまして、面談において上司は部下の業務負担の状況及びストレス状況を把握するよう、努めているところであります。

本町といたしましては、業務の属人化により職員の負担増にならないよう、引き続き様々な人事制度を運用しながら、職員の業務負担状況の把握及びストレスケアに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、長期休暇の状況及び職員の心理的安全性についてのおただしであります。

まず、本町の令和5年度における1か月以上の病気休暇取得者数は3名でありまして、内訳は心の病気が2名、身体の故障が1名であります。令和4年度における1か月以上の病気休暇取得者数は2名でありまして、内訳は心の病気が2名であります。

心の病気の休暇取得におけるその病名等につきましては、休暇を取得した当該職員のプライバシーに関する情報であること、また取得件数が限られるということから、取得した職員を特定する、または病名を推測されるおそれがあることから、この場で発言することは差し控えたいと思います。一般的に心の病気とは、うつ病、適応障害などがあります。

心の病気を発症する大きな要因といたしましては、心理的負担等のストレスが知られておりまして、本町ではストレス対策の取組として、平成22年から矢吹町職員安全衛生委員会を組織し、全職員を対象にストレスに対するセルフケア研修とストレスチェックを実施しております。研修会では心の病気を知る、自分で対策するセルフケア、そして組織で対応するラインケアなどを研修のテーマに取り組んでおります。

また、ストレスチェックの結果が良好でない職員につきましては、本町が指定する産業医との面談を実施し、心のケアに取り組んでいるところであります。

議員おただしの仕事の属人化によりストレスを感じる職員や孤立感を感じる職員は、本町では少ないものと

考えておりますが、孤立感を感じやすい立場である新採用の職員につきましては、庁内の先輩職員が新採用職員に対して指導、助言を行うメンター制度というものを導入しておりまして、相談しやすい職場づくりに努めております。

また、仕事への不安感や業務量等を上司が把握する機会として、人材育成考課制度において年4回の面談を実施し、業務の再配分など、業務が多過ぎるところとか少な過ぎるところをもう一回見直すということですね、再配分など必要な措置を講じ、職員負担の平準化にも取り組んでおります。

一方で、住民ニーズの多様化、あるいは不当要求、最近、世上様々に報道されておりますが、カスタマーハラスメント等の問題ですね、不当要求への対応などにより職員の心理的負担は増しておりまして、組織としてこうした事態に適切に対応し、職員の心理的安全性をいかに保っていくか、本町の大きな課題の一つであると捉えております。

今後も、職員の心理的安全性の確保につながるよう、研修会やストレスチェック、面談などに取り組み、働きやすい職場づくりに努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと失礼します。

失礼しました。

次に、令和4年度の歳入額対資産比率及び有形固定資産減価償却率、資産老朽化比率についてのおたただしであります。

まず、歳入額対資産比率につきましては、これまでに形成された資産が当該年度の歳入額の何年分に相当するかを表す指標です。本町の令和4年度の値は2.79年であり、令和3年度の2.9年より若干短くなっております。

なお、毎年、総務省の統一ルールに基づき調査が実施される決算統計では、地方公共団体を人口や産業構造によって分類し、類似団体として指標や数値を比較することがありますが、福島県内では会津坂下町、会津美里町、三春町が本町の類似団体と言われております。これら3団体を含めた全国の類似団体の令和3年度の歳入額対資産比率の平均値は約3.5年となっております、本町は類似団体より若干低い値となっております。

次に、有形固定資産減価償却率についてであります。有形固定資産減価償却率は、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を算出することで、資産の老朽化、古くなっているということですね、老朽化の進行率を把握することができるもので、本町の令和4年度の割合は55.0%となっております。令和3年度の割合が53.6%であったことから、指標上では1.4%ほど老朽化が進行したということとなります。一方、類似団体の令和3年度の割合は約65%となっており、類似団体と比べると老朽化率は本町では抑えられている状況と言えると思います。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地方債の償還可能年数についてのおたただしであります。債務償還可能年数は実質債務が償還財源の何年分であるかを示す指標であり、経常的な通常の業務活動の黒字分を債務の償還に充当した場合、普通に黒字分を借金、債務の償還に充てた場合に何年で現在の借金、債務を償還できるか、返済できるかを表す理論値であります。本町の令和4年度の値は13.31年で、通常の経常的な業務活動の黒字分で借金、債務を返済できると。令和3年度の12.17年と比べて1.14年償還可能年数が延びております。

この主な要因であります。主な要因といたしましては地方債の、町の借金ですね、地方債の現在高等が毎

年の計画的な返済により約6億減少しております。これは借金、債務が返済したという、そして一方、全国的な傾向として臨時財政対策債というものがあります。この発行可能額が国によって実は全国的に大幅に減額されていると。国からの様々な交付金とかそういった自治体に対する助成措置があるわけですが、これが大幅に減額されているということでもあります。

臨時財政対策債は、地方交付税の原資不足の一部を市町村が借入れし、返済で支払う元利償還金を国が後で年度に全額を地方交付税で措置する、地方交付税で代わってあげるということですね。ですから、大変その自治体にとってはありがたい、利便性の高い財源であります。これが国の財政の問題であったり、またよく言われておりますのはコロナが一巡したとか、それから様々な自然災害が大体一巡してきたということもあって、かなり今絞られております。その臨時財政対策債は、地方交付税と同様に用途が特定されていない財源ですので、大幅に減額されたということで、先ほどちょっと今お話をしておりますが、償還に充てられる財源が減少したということが、償還可能年数が延びたことに大きく影響しているものと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行政コスト対公共資産比率、行政コスト対税収等比率、受益者負担の割合についてのおただしであります。まず、どれだけ資産でどれだけ行政サービスを提供しているかを把握するための指標である行政コスト対公共資産比率ですが、本町の令和4年度の比率は全体で35.8%となっております。目的別では、これについてはなかなかそれぞれの分野で相当性格が違いますので、一概に言えないところはあります。生活インフラ、国土保全が10.8%、教育が14.3%、福祉が154.8%、環境衛生が397.4%、産業振興が684.9%、消防が186.0%、総務が71.7%という比率になっております。

次に、行政活動の弾力性を測定するための指標である行政コスト対税収等比率ですが、本町の令和4年度の比率は98.4%でありまして、令和3年度の94.5%から約4%上昇しております。

なお、行政コスト対税収等比率は、100%を下回ると企業会計で言ういわゆる黒字経営を表すもので、さきの答弁で紹介した類似団体の令和3年度の行政コスト対税収等比率の平均は98.0%となっております。今申し上げましたように、本町の令和4年度は98.4%ということで、100%を下回る、先ほどのような考え方でいえば黒字ということになるかと思えます。

次に、行政活動の自律性を測定するための指標である受益者負担の割合であります。令和4年度の割合は2.8%でありまして、類似団体の令和3年度の受益者負担の割合の平均は4.6%であることから、類似団体と比べると2%ほど低い状況であります。

これにつきましては、矢吹町での現在の公共サービスについての様々な施設の利用料がやはり大変安いということは皆さん、近隣のと比べて例えば温泉にしても何しても感じられるかと思えますが、それがこういうところに出てきているんですね。受益者負担が非常に低いので、これが他の団体と比べると類似団体4.6%で、矢吹町は2.8%ということで大変低い。

このことは若干付言いたしますと、やはり施設があつて、これが受益者負担が低ければこの施設はなかなか維持できない。料金をほとんどもらっていない、あるいは低くもらっているということになりますので、今後これは皆さんにいろいろご相談していく必要があるかと思えます。矢吹町は恐らく大変そういった、大変いいことなんですよ、公共サービスが安く提供できる、ただそれが持続できるかどうかということだと思えます、

財政の問題を考える。そういうことで、実態としては先ほどのように類似団体と比べるとかなり受益者負担は低いということになっております。

財務諸表を分析し、資産や行政コスト、受益者負担等の状況について、本町と類似団体との比較をすることで、本町の財務状況が的確に把握できることから、引き続き財務諸表の分析を行い、適正かつ健全な財政運営に生かしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、人口減少が予測される中での財政計画や財政シミュレーションについてのおただしであります。

国勢調査による本町の人口は平成7年の1万9,075名をピークとしまして、令和2年が1万7,287名と、25年間で約9.4%減少している状況にあり、今後、人口減少や少子高齢化の進行などによる人口構造の変化によって、税収の減少や社会保障費の増加など、将来的な財政負担の増加が懸念される場所でもあります。ただ、後ほど申し上げますが、これは全国的な状況、大変な悩みでありますので、また後ほどご説明いたします。

このような状況において、今後の本町の財政運営での見通しではありますが、まず収入面においては、町の歳入額の25%以上を占める地方税では、東日本大震災の影響により、平成23年度は20億100万円と一時的に落ち込みましたが、それ以降は年々増加傾向にあり、令和4年度の決算では23億9,000万円ということで、過去最高の収入額となりました。地方税ではかなり増えてきているというところですね。だから、今のところは人口減少による影響は顕在化していないように思われます。これはほかにも徴税関係についての様々な取組であるとか、様々な要因がございます。基本的には、しかし落ちていないということです。これは本町の強みである立地条件のよさや、これまで重点的に取り組んできた子育て世帯に選ばれるまちづくりなどの施策により、転入者が転出者を上回る社会増により、想定よりも人口減少が鈍化していることが要因の一つと考えられます。

これはまた後ほどお話ししますが、直近では転入より転出という、出ていく方々より入ってくる方々を差引くと154名増えていて、これまでは大体10名とか5名が　　なんですけれども、ここ直近で非常に増えてきております。それが1つ大きな特徴であります。また後ほど説明いたします。

しかしながら、今後の生産年齢人口の減少によって、個人住民税、軽自動車税、たばこ税においては、毎年緩やかに減少していくものと見込んでおります。

また、歳入では地方税の次に大きな割合を占める地方交付税についても、地方税と同様に人口減少の影響を受けるものであり、特に地方交付税の算定時に用いられる基準財政収入額には人口増減比率が大きく影響を及ぼすことから、減少幅は地方税より大きくなるものと見込んでおります。

なお、福島県が実施している財政診断を令和4年度に受診した結果では、令和13年度には地方税と地方交付税を合わせて約3億円から4億円程度減少するものと試算されております。将来の話ですね。

次に、歳出面についてであります。歳出については、人口減少によって行政サービスに係る費用の減少が見込まれる一方、公共施設の老朽化による改修費用の増加、これが大変大きいんですね。高齢化の進行による社会保障費等の扶助費の増加も懸念されるとともに、近年頻発、激甚化する自然災害や新たな感染症の発生などの不測の事態へ対応に係る費用については、予測が困難な状況であります。

また、起債残高、借金ですね、借金のほうの償還計画であります。令和4年度末の起債残高は約77億7,000万円となっております。令和3年度末の80億円に比べて約2億3,000万円減少しております。返済しているということですね、減らしていると。直近の令和5年度末につきましては約74億5,000万円までの減少を

見込んでおりますが、ただこれは今後、健康センターの今、見込まれております擁壁の改修工事、それから大規模な事業が予定されていることから、借入額の一時的な増額により起債残高が同程度の水準にまた戻ってしまうと、推移するという事は考えられることであります。

次に、起債の返済に支払われる公債費につきましては、計画的に繰上償還返済を、これは繰上償還、要するに繰り上げて返済している、これを行っていることもありまして、支出額はここ数年、毎年7億円後半から8億円と横ばいで推移しておりまして、今後、大規模な事業が控えておりますが、同程度の水準で推移させていく必要があるものと考えております。

ちょっと失礼します。

失礼しました。

財政シミュレーションは、あくまでもこれまでの実績を基準に、一定のルールの下で算出しているものでありまして、不確実な要素は反映できないことから、必ずしも試算どおりになるものではありませんが、人口減少による歳入の減少や、高齢化による社会保障費等の歳出増を見据え、歳入の確保と歳出の削減、起債の抑制に取り組み、収支残高を債務の返済と基金の積立てに充当することで、常に不測の事態に対応できる強い財政基盤の確立を目指すことは非常に重要であると考えております。これは青山議員のおっしゃるとおりであるというふうに思っております。

その一方で、令和6年4月に、民間組織、人口戦略会議が将来的に消滅の可能性があるとみなした市町村を公表し、県内では33市町村が該当する中、本町は消滅可能性がある自治体には該当しませんでした。これは4月25日に発表されまして、県内の市町村長首長の皆さんが一部で大パニックを起こしたぐらい、非常に影響のあったものでありますが、やはり消滅市町村と言われてしまったら、なかなか若い人たち来てくれない、若い人たちが残ってくれない、大変これは厳しい内容でありました。むしろこれは国がやるべき話ですが、自治体の名前を出してしまったのが大変だったと思います。ただ、幸い我が矢吹町につきましては消滅自治体というふうには言われず、むしろいいほうからの、上位のほうに入っておりますので、これについてはむしろこういったものは大変ありがたかったかなというふうに思います。

また、民間企業が実施している街の幸福度自治体ランキングでは、昨年度、本町が県内1位となり、住みこちランキングでも、7月の発表、7月のプレスリリースでしたね、昨年、4位を獲得するなど、人口減少という暗い話題の中でも、矢吹町については将来に希望を持てるデータも公表されております。

何よりも若い人たちにこのお話をすると、せんだって矢吹中学校でもそういうふうな話もしましたが、非常に子供たちが喜んでくれるし、子供たちが矢吹町について非常に興味を持ってくれるということが大変大きなプラスではないかと思っております。

これらのデータや外部からの評価は、人口減少問題に正面から立ち向かい、矢吹町の将来をよりよくするため、新たな挑戦とたゆまぬ努力を続けることで得られるものであります。将来にわたって持続可能なよい行政サービスが提供できるよう、引き続き財政の健全化に取り組んでいく、これが大変重要だと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、令和7年度当初予算編成についてのおただしであります。令和6年度当初予算では、集中と選択により、子育て分野、DXの推進及びオンデマンドバス等に係る事業へ優先的に予算を配分した一方で、その他

の事業においては、費用対効果や優先順位等を十分に検討しながら予算の編成に努めてまいりましたが、結果として不足する財源を充当するため、4億9,000万を財政調整基金から一般会計へ繰り入れたところであります。

令和6年度の事業がスタートしたばかりですので、現時点では今年度末の状況を申し上げることはできませんけれども、まずは予算計上している財政調整基金の繰入額を4億9,000万円から、これ予算計上ですので、実際にどうなるかはまだこれからであります、4億9,000万円から少しでも削減できるよう、知恵と工夫により行政サービスの質を維持しつつも、事業統合等の合理化を進め、可能な限り歳出の抑制に努めていきたいと考えております。

また、ふるさと納税や、ガバメントクラウドファンディング、これは昨年、農業振興課のほうで農業対策のために、実際にもう既に全国の農業関係では初めての試みでしたが、ふるさと納税の仕組みを利用してお金を集める、お願いすると。この例えば農業を救いましょうというようなことに賛同していただいた方に、お金を集めさせていただくということですが、こういった取組を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく手数料、使用料の見直しを検討するなど、自主財源の確保に努め、今年度中からできる限りの手段を講じて、令和7年度予算では集中と選択及び知恵と工夫に基づいた予算編成に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になります。支出の削減に関する所感についてのおただしであります。本町では、平成23年の東日本大震災をはじめ、令和元年の大変な損害をもたらしました東日本台風、そして令和3年及び令和4年の矢吹町ではかなりの被害をもたらしました福島県沖地震等の未曾有の災害への対応、そしてさらには新型コロナウイルス感染症対策等において、町民の命や暮らしを守るため、これまで国や福島県からの交付金を財源として活用し、積極的に事業を実施してきたところであります。

一方で、人件費や燃料等の物価高騰、扶助費である社会補償費の億単位の伸びなど、特にコロナ禍の前と後では社会経済情勢が大きく変化しております。こうした中、交付金や地方交付税の財源不足を補うために発行されてきた、先ほどもお話ししました臨時財政対策債等の措置が全国的に減額されてきているということで、これまでと同様に国や県からの交付金等を財源として見込んでいくことはなかなか難しいということから、本町の財政を取り巻く状況は年々厳しくなるものと予想しております。

そのため、今後、全ての事務事業についての緊急度、重要度などの観点から検証し、効果が小さいもの、あるいは、については、縮小や廃止の検討です、検討をしていくなど、これまでに災害や新型コロナウイルス感染症対策等で増加した歳出の削減に努めてまいりたいと考えております。国のほうではコロナと災害で地方自治体の財政が水膨れしていると、もらい癖がついているなどという話も言われております。それに対策、対応していかななくてはいけないということがあります。

しかしながら、ただ単に削減するだけでは町の将来に対して希望を持つことができません。このような局面にあっても、私は歳出の削減を検討する上では、本町の持続可能な発展を見据えて集中と選択により、未来に向けての投資、これは行っていかなければならないと考えております。具体的にはDX、デジタル、これはもう誰一人取り残さないためにはどうしても必要なものであると思っています。あるいは子育て支援、そしてまた福祉関係においても、必要なものについては相当程度頑張っていかなきゃいかんと思っています。

そして、これからの弱者対策として、非常に重要な免許を返納する人たちがどんどんこれから増えていく。だから3年後、5年後、10年後を見据えて、まずは行き活きたクシーをした、コミュニティバスをやった、そして今年A I オンデマンドバスという庭先までバスが行って、免許を返納しても様々な活動が、お年寄りもそれから例えばスポ少の子供たちも、それから学童の皆さんが様々なことをできる、そういった足を確保していくことが非常に重要だということで、これは何としてでもやらなくてはいけないということでありますので、こういったものについて、しっかりと考えていきたいと思っております。

福島県の現住調査月報に基づく令和4年12月から令和5年11月末までのデータでは、本町の転入超過が、先ほど少し触れました本町への転入超過というのは、引っ越してきて入ってきてくれた人たちの人数が引っ越して出た人、あるいは例えば進学、就職なんかで出ちゃった人、それを差し引いてプラスの154名であります。前年はプラス14名でしたので、10倍以上になっております。そういった入ってきてくれる方々が大変大きく増えているということは大変ありがたいことだし、これまでの取組の成果が着実に表れてきてきているのかなと考えております。

これまでの取組や成果、これからも、先ほど申し上げましたが、しかしこれほどにかこれからも努力を続けて、矢吹町は子育てあるいは福祉、高齢者も含めて様々なことについて一生懸命やっていると、かつ元気がよくて将来につながっているという、そういったことをしっかりやっけていかないと、これはどんどんむしろ落ちていく。ここをどれだけしっかりと厳しい財政の中でやっけていけるかというのが大事だと思っております。

ようやく芽が出てきた取組、芽が出てきて育ってきた取組を、今は苦しくても5年後、10年後の矢吹町の明るい未来につながるよう、大切に育てていく必要があると考えております。

未来は変えられると、未来は今の取組が未来につながっていく、そこで変えていけるというふうに私は思っております。今の取組、努力が町の将来にいい影響を与えていく。集中と選択により、歳出の削減を図るとともに、矢吹町の将来のために投資をすることで、本町が目指す選ばれる町、魅力ある町の実現に向けて努力を重ねてまいりたいと思っております。皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

以上で、10番、青山議員への答弁とさせていただきます。長くなりまして失礼いたしました。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） ご答弁ありがとうございました。

ところどころで逐条解説のような詳しいところもありまして、結構、分かりやすく説明していただきまして助かりました。

再質問をさせていただきます。

まず、最初に質問しました職員の皆様方の働いている環境等についての質問になりますが、業務多様化の部分についてお尋ねをしたいと思います。

一番関心があるといいますか、心配しているような状況ではありますけれども、今月の3日あたりでも京都新聞のほうでも報道されているように、総務省の調査によると、21年度に心の不調で1か月以上の病気休暇を取得したり休職したりした地方公務員は全国で3万8,000人に上った。業務量の多さ、職場の人間関係などが

背景にあると見られているというような、まずそういうようなことがございます。

そういったものというものに関して、矢吹町でも様々な取組をしているということでございましたが、その辺というのは具体的に把握できているのかできていないのか、そこをまずお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔「質問の趣旨がちょっと」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） そうですか。

ちよつともいえます。今の質問の趣旨がちょっと分からなかったので、もう一度質問をしていただけますか。

○10番（青山英樹君） 趣旨。

○議長（藤井源喜君） もう一度質問をお願いします。

○10番（青山英樹君） そうですか。

もう一度申しますが、要するに私の質問としましては、職場におけるその属人化によつての影響とか、そういったもので退職される方とか、働く側の方々がストレスを感じたりとか、そういったものによつての弊害として辞められている方が多くあるのかなという点におきまして、全国的な傾向を踏まえた上で、そういったことが当町にも該当するのかどうかということでお尋ねをしたわけでございます。

いわゆる長期休暇をしたり、あるいは早期退職したりというその背景に、業務量の多さとか職場の人間関係とか、そういったものというものが新聞などでは報道されておりますが、そういったことというものが当町でもあるのかどうかというのを把握されているのかどうかということをお聞きしているわけでございます。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

本町でその業務量の多様化や属人化を理由に退職しているというケースはございません。町長答弁でもございましたように、様々な個人個人の事情はございますが、今、青山議員さんおっしゃったような理由での退職事例というのはございません。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） 同じ傾向の質問になりますけれども、デジタルDX化の、デジタルトランスフォーメーション等の新たな業務とかが増えてきている状況にありまして、本来であれば効率化につながっていくべきそういう業務のデジタル化、そういったもの、煩雑な業務が結構多いかと思っておりますけれども、かえって現場の負担を重くしているなんというような傾向というものがあるって、それが負担となってストレスを感じたりとか、そういったものというものもあるのかどうかというものも、現場ではどうなんだろうといった思いがあるんですけども、いかがどのように把握されておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

DXの推進によりまして、職員の新たな負担が生じていくのではないかとというようなところではありますが、当然、住民のための新たなサービスというところで、様々なDXに取り組んでおります。そういった関係で、職員の負担というところについても当然、新たなサービスを始めることによりまして増えているところもございます。ただ、その新たに増えた部分につきましては、システム間の連動というところでただいま取り組んでおりまして、そういった形で職員の負担を減らすような取組を今、進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、町から情報発信をする際に町のホームページであったり、公式LINEであったりとか防災無線であったりとかメールであったりとか、様々な方法で情報提供をしております。そういったところで当然負担は、それぞれに情報発信するための負担は増えてまいります。それを一元管理をして1つのフォーマットから一斉に発信をするような、そういったシステムを構築するなど、そういったシステム間の連携について取り組むことによりまして、職員の負担の軽減を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） 様々なことを図っているということでありがたく思いますけれども、答弁の中で、各部署で発生した事業を起点に配属先及び業務内容が決定しているものが多く、長期にわたる事業の場合には業務が属人化する傾向にありというようなことを分析されておりますけれども、この属人化する傾向というものが分かったというようなことですが、どのようにしてこういったものというのが把握されているのかをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

今ほど青山議員さんおっしゃった部分につきましては、先ほどの町長答弁の中で属人化という言葉は答弁をさせていただいた部分につきましては、会計年度任用職員の業務についての答弁でございます。

会計年度任用職員につきましては、原則1年単位の任用期間という制度でございます。町のほうでの必要性、また本人の継続意思という部分の希望を取りながら再度の任用というのを行って、長年在籍している会計年度任用職員さんもおっしゃいます。そういった場合において、これまでは部署の異動というのではなく、あくまで補助業務ですので、同じ業務をやっていたいただいていた傾向にあります。

そうしていきますと、業務に対して習熟、質が上がっていく、習熟していきますので、その人だけが分かるような状況というの生まれてくる傾向にあります。それを属人化というのか専任化というのかは言い方によりますけれども、そういった属人化なり専任化した方についても、課題としましては組織の活性化であったり、

その人しか分からないような状況、また職員が頼り過ぎてしまうというようなことがないように、今年度の4月1日の異動において、一部の会計年度任用職員さんの異動を行ったという答弁の内容でございました。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） 会計年度任用職員についてというところでのご答弁でありましたけれども、一般職員さんに関してというのはどうなのでしょう、その属人化とかそういったものについての把握というのはどういったような手法でもって行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

一般職員につきましては、町長の答弁にもございましたが、毎年の自主申告制度であったり、人材育成の部分では、人材育成考課制度の年4回以上の面談というところでの上司との面談の中での確認というところで行っております。職員についてそういった属人化を起こさないためにも、主事から主査までの一般職についてはおおむね3年でのローテーション、管理監督職については適性を見てというところでの、先ほどの町長答弁のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） メンター制度を導入したりとかということで取り組んでおられるということで、非常に評価できる内容かと思えます。全国的にも、メンタル面とかその心の病気とか精神的な安全性とか、そういった問題が結構報道なんかでは出てくるところでございますが、その一つとして制度上は組織としては重要なことなんでしょうけれども、人事考課とかそういったものでもって、そういう働く意欲とかそういったものがなかなか構築されないで悩んでしまうというようなことがあるというところがございます、全国でも人事考課を外すところも結構増えてきているんですね。

会津若松市などでも、やはり職員同士が属人化とかそういった問題で組織立てて、6つの課でもって解決に向けて庁舎内で話し合おうとやったというような中におきまして、今申し上げたように、人事考課とかそういったもの、コミュニケーションが取れる取れないとかといった問題、そういったものが原因としてというようなことがあるんですけれども、当町においてはそういったことというのは、やっぱり確認されていないのかどうかの確認をお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

人事考課制度につきましては、まず大前提として地方公務員法に定められる法定のものでございます。これが問題なのは形骸化してしまうことだと思います。ですので、本町は平成27年の施行からスタートして、他自治体と異なるのは、人材育成考課制度という名称でその職員をただ単に評価する、もしくはモチベーションを下げるような、従来から言われていたような課題というところを、制度を立ち上げるときに十分検討しまして、この制度を使って本当の趣旨であるその人材を育成する、評価によって気づきを与えるという部分を制度上組み込んでございます。その特徴の一つとして、その面談の多さであるとか、評価をするとき求められる職員像に近づけるように上司が部下に気づきを与えるような面談を行うなど、毎年管理監督職研修を行ったり、考課者訓練というところも行ってございます。

今後も、重要なのは評価を受ける側もそういった制度である事を十分理解し、評価するほう、されるほうが制度を十分理解することが重要だと考えておりますので、今後も研修等でその辺は全庁的に理解を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） また、答弁の中で住民ニーズの多様化や不当要求への対応などにより、職員の心理的負担は増しており、組織としてこうした事態に適切に対応し、職員の心理的安全性をいかに保っていくかが大きな本町の課題というふうに述べておられます。こういう住民ニーズの多様化あるいはDX化とか、様々な業務量が増えていくという中であっての職員の心理的負担が増しているというような答弁にありましたけれども、どのような方法でもって把握していくのか。実際には本人の自主申告というものでしょうけれども、当然管理職として監督する側としては、どういった面についてコミュニケーションを取っていったりとか、手法として具体的なものとしては、先ほど申し上げた自主申告以外にどういったものがあるのか、双方向でのものというのがあるのかどうか、そこをちょっと具体的にあればお示しいただきたいと思います。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

職員の心理的負担、安全性というところの確認というおただしかと思いますが、その点につきましては繰り返しになりますけれども、先ほど来の面談であったり、あと日々のコミュニケーションというところを重要視してございます。

これまで長年コロナ禍でマスクをお互いにしたような中で、非常に言葉を交わす、職場で表情も分からない、毎日特に無駄話もせずマスクしている状態ですので、職員の顔も見えないような状況でございました。その際に、やはり表情が分からなくて何を悩んでいるのかも分からないというような状況でしたので、コロナ禍の中においてもできるだけ声がけをするようにということで全庁的に取り組んでまいりましたが、まだ後遺症といえますか、まだそのコロナ禍の流れが残っていますので、意識的に職員に声がけをして、職員の心理的などところかを確認するよう管理監督職、心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） 確認になるかもしれませんが、今、現状におきまして、とにかく人が足りないなんていうようなそういった部署というのは、これとっては見当たらないということではよろしいでしょうか。そのように認識されているのかどうか確認します。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

本町の人員、職員の定員適正化計画、第4次適正化計画において、令和5年度の職員数の目標値は160人でございました。条例定数は170でありますけれども、160人を目指して、ずっと減ってきた職員を震災以降マンパワー不足になったというところで微増させてきて、令和5年度の目標値は160と設定しておりましたが、今、議員からご質問あったように若手の都合による退職とか、そういったものもございます。予見できない退職者というのもおまして、なかなか目標値というのが達成できずにおりました。令和6年度スタートとしましては156名で、今年度の目標も160なので、計画より4名少ない中でのスタートとなっております。

ご質問にありましたように中途採用であったりということで、今年度も10月1日の中途採用を検討してございます。そういった工夫の中でできるだけ目標値に近づけつつ、重点的に政策的な必要性とかそういったところを鑑みての人員配置としてございますので、現状としては特に人員不足というふうな考えではございません。

ただし、不慮のお休みとか入った場合には、そこは協力的横断体制ということで、総務課からも会計年度さんを送ったり、またはその課内での係官の異動とか、そういった工夫でもって横断体制を構築しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） 答弁ありがとうございます。

対応策を聞かれてよかったかなと思います。ストレスチェックとか面談とかそういったものをコミュニケーションを取りながら、よい職場環境の下に住民サービスに邁進していただきたいなというふうに思います。

次に、財政等についてお尋ねをいたします。

ちょっと気になりましたのは、いわゆる地方債の償還可能年数についてなんです。これが、令和4年度は13.31年、令和3年度が12.17年に比べて1.14年償還可能年数が伸びているということでございます。これの数値が大きければ大きいほど、その負債の返済のための資産が確保できているかどうかというものは、やっぱりこれは留意しなくちゃいけない部分なんです。平均的な値は3年から9年なんて言われておりますけれども、こういった状況を踏まえて、これ一般会計のほうの部分についてのものだとは思うんですけども、ちょっと確認したかったんですけども、これは企業会計なんかについてもこれは算入されているのかどうか、ちょっ

とお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

こちらの数値は一般会計のみでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） 一般会計のみの数値ということで、会計には特別会計、企業会計もございます。企業会計ですと上下水道、上水道、下水道合わせると45億ほどの借金あるわけでございますが、中学校建設、平成19年の頃でしょうか。当時の上下水道会計ですと、借換えをしながら返済する期間が延びるというようなことがあって、結果としていまだに残高が減ってこない、なかなか大きく減らないような状況がございます。

そういったことを踏まえていきますと、やはり財政シミュレーションなり第7次とかにやっぱり繰り返し入れてほしいなというふうに思って、どういうふうな返済になっていくのかなということがやはり懸念されて、心配なんです。そういうことから、そのシミュレーション的なものに関して、これといった今回、行財政改革とか大綱とか出てこなかったんですけども、何らかの方法でということを入れてほしいんですが、その辺の方策として考えられているのはあるのかなのか、お尋ねします。

参考までに言わせてもらえば、過去の矢吹町のまちづくり総合計画ですと、基本計画の中にはシミュレーションというのは出ていたんですね。ですから、それがちょっとないものですから、今後何らかの形で、もう令和6年度も始まってもう3か月、4か月たってきているわけですから、改めていつ頃にどのような形でもって示されるのかをどういうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

3月議会の答弁におきまして、行財政改革大綱並びに財政シミュレーションにつきましては、6月議会でお示しする予定と私、答弁いたしました。今般お示しできなかったことについてはおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

令和4年度に受けました県の財政診断における財政シミュレーションをベースに、第7次まちづくり総合計画の事業を踏まえたシミュレーションというのは、一応はできております。ただし、町長答弁にもございましたように、コロナ禍の前後での社会経済情勢というものが変化が著しく、また国からの様々な財源が縮小傾向にあるという局面での財政シミュレーションはなかなか困難なものでありまして、青山議員をはじめ町民の皆様のご期待に沿えるほどの信憑性に欠けると判断いたしました。

第6次まちづくり総合計画での、先ほど青山議員さんおっしゃった財政シミュレーションも、平成28年度以

降毎年約2億から4億ほどのマイナスを見込むシミュレーションでありましたが、同じ手法で現在の局面、または今後の歳入減少の局面において、単にマイナスのシミュレーションをすることは説明が十分でないため、もう少しお時間をいただき、分析を進める必要があると判断したところでございます。

したがって、9月議会にはお示しできるよう鋭意分析を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、特会のほうにおきましては、シミュレーションと申しますか、その特会側でも経営戦略ということでシミュレーションはされておりますので、付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） なかなか社会変動もあり、正確なシミュレーションというものが、その信用度といえますか、正確さに若干不安が残るような数値だろうということで、控えられているということ承りました。

答弁にもありましたけれども、財政に関しましては返済していくとか、収支の状況とか、あるいはその起債残高の返済をしていくとか、償還するとかというものに関しまして、答弁にありましたが臨時財政対策債が減らされてきていて、結局財源が不足してきているんだということですね。これ、そういったことは今後も恐らく臨時財政対策債は増えてくることはまずあり得ないので、今後もこれはもう変わらない状況なんです。ですからこそ、その償還していく内容とかシミュレーションというのが必要なんです。

矢吹町と、先ほど出ましたけれども、類似団体である会津美里町はシミュレーションを出しながら、毎年毎年ローリングをかけているんですね。修正をかけているんです。これ以前にも私、質問しましたけれども、そういったことをやっていきますよというようなお話だったかと思ったんですけれども、そういったことについては対応は今後どうされるのか、併せて9月に公表されるということでしたから、そういったものも踏まえて方向立てたお話を、計画的なものがあればお示しいただきたいんですが、詳しく言えば今、申し上げましたように会津美里町のようにローリングをかけていく。取りあえず今の段階で出せるシミュレーションは出しておいで、毎年毎年ローリングをかけていくというような方法をしていかないと、私ども町民から負託を受けた議員ですから、チェックするところがないものですから、そういったことに対して今後の取組としてご検討いただけるかどうか、ちょっとお話を聞きたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

行政改革大綱の見直し、ローリングにつきましては、まず……

〔「財政シミュレーション」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（正木孝也君） 失礼しました。

財政シミュレーションの毎年見直しというおたがしでよろしかったでしょうか。それにつきましては、行政改革大綱の下に今度、実施計画というものがございまして、そちらについては毎年、効果検証というものを

行いますので、その中……。

大変失礼しました。

私、今、行財政改革大綱の実施計画と申しましたが、そちらも毎年検証はするんですけども、ローリングするとすればその第7次まちづくり総合計画にひもづいている事務事業、そちらのほうは毎年ローリングのほうを行ってまいります。それに基づいて、大きな変更等がございましたらばシミュレーションのほうも変更になっていくというふうな形になろうかと思えます。今後の財政シミュレーションの見直しもそうなんです、町民のサービス維持しながら、歳出の抑制と歳入の確保で歳入に合わせた歳出、身の丈に合った予算規模の予算編成を行って、安定的な財政基盤の確立に向けてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） 行財政改革実施計画というのは実行計画のことかと思うんですけども、それを見ても事務事業の実施内容とか出ておりますけれども、シミュレーション的なものはないんですよ。私、今これもずっと見ていたんですけども。

ですから、流れとして今後こうなりますよという財政収支と、やっぱりそれ出していただかないと、何とも理解しようがないんです。ですから、今申し上げましたようにそれを出しつつ、年々ローリングをかけて見直していく。やっぱり社会情勢の変化もありますから、そういう形で町民の皆様にはご公表をいただきたいというふうに考えるわけなんです。それをお願いしたいと思うんですけども、まずその1点、いかがなものか、何とか前向きに対応いただけるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

財政シミュレーションの毎年見直しというふうなお話だったかと思うんですが、財政シミュレーションにつきましても、当面の間のシミュレーションを行革大綱でお示しさせていただきまして、国の制度変更等による大きな動き等がございましたらば、そこは変更してまいりたいというふうに考えております。ただし、毎年の当初予算の編成であったり、この説明においてシミュレーションに比較しながらご説明できるものと考えておりますので、ご理解とご協力のほうよろしくよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） 財政シミュレーションというのは、収支について年度年度、これから先の今年度なりをずっとやっていくわけですけども、やはりどういう変動があるかどうかというのは、やっぱり終わってからの検証も必要ですから、過ぎたらば過年度ということで年々ごとにチェックする必要があると思っておりますので、

ちょっと前向きにご検討いただきたいと思います。

そして、もう一点だけすみません、もう時間がないので。

答弁の中で、受益者負担の割合が矢吹町低いですよということがございました。そして、財務諸表の公表におきましても、今後使用料の見直し、経常的なコストの見直し、使用料の見直しの検討を進め、ということになっております。やはりこれを第7次でもって入れてもらいたかったなと思いますし、その見直しについてはどのような方向で進まれるのか、お考えをお示しいただけますでしょうか。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也君登壇〕

○総務課長（正木孝也君） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

財務4表で示される自律性としての受益者負担という観点でございますが、受益者負担の原則の観点から、全ての使用料については見直しを検討させていただきたいというふうに考えております。受益者割合が類似団体と比較しまして2分の1程度の結果が出ておりますので、そこは数値が示すように使用料、自律性が低いという結果でございますので、この指標を参考に使用料の見直し、手数料の見直しを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 残りは10秒です。

再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） 以上で終了いたします。ご答弁ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） 以上で、10番、青山英樹議員の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（藤井源喜君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番。

○10番（青山英樹君） 議案第27号 第7次矢吹町まちづくり総合計画についてお尋ねをいたします。

一般質問でも行ってきましたけれども、この第7次におきまして、その財政等に関する記述がちょっと今までと変わってきたというところがございます。その中でもいわゆるその財政に対する健全化判断比率等について、経常収支なりあるいは実質公債費比率なり、そういったものが経年的に列挙されてきたのが過去のものでございます。それが今回は見当たらなくなったのには何か理由があるのかどうか、あるいはどのような目的であるのかをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 10番、青山議員の質問にお答えいたします。

財政シミュレーションがまちづくり総合計画に含まれていないことについてでございますが、こちらにつきましては、これまで説明させていただきましたとおり行財政改革大綱、こちらの中で総合計画の事業を踏まえた形で試算を行うということで、これまで説明させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（青山英樹君） 質問の意味がちょっと違っていただけかなと思います。財政シミュレーションではなくて、経年的な要するに実質収支比率とか、要するに健全化判断比率です。実質公債費比率、将来負担比率、そういったものはどのようになってきたのかなというところの部分ですね。そういったものが過去の総合計画の中では公表されてきて、財政の状況が分かってきたわけなんですけれども、それも今回見当たらないので、それは何か意図するものがあつたのかなという点でお聞きをしたわけなんですけれども、もう一度お答えいただければお願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 10番、青山議員の質問にお答えいたします。

先ほど総務課長より説明がありましたとおり、県のシミュレーションをベースとした試算を今行っているところでございます。そちらにつきまして、先ほどの財政の各数値につきましては、行財政改革大綱の中でお示しさせていただきたいというふうに考えております。今現在のその指標の見通しとしましては、ある程度改善していくような方向性ではないかというふうに見込んでいるところでございます。詳細につきましては大綱が確定した段階でお示しさせていただきます。

以上でございます。

○10番（青山英樹君） ちょっとポイントが違うんだけど。財政シミュレーションじゃないよ。健全化判断比率、実質公債費比率。

○議長（藤井源喜君） ちょっとお待ちください。

○10番（青山英樹君） 将来負担比率とか、経常収支比率とか。

〔「一度休議して確認したらいいんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 待って、これ1回目か。

答弁を求めます。

国井企画・デジタル推進課長。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 青山議員の質問にお答えいたします。

すみません、質問の意図がよく酌めていなくて失礼しました。

財政指標につきましては、行革大綱の中で推移についてお示しいたします。

以上でございます。

○議長（藤井源喜君） 質疑は3回までにあります。

○10番（青山英樹君） ありません。

以上です。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（藤井源喜君） 日程第3、これより議案、請願及び陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第28号については、7名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

お手元に配付しました第443回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第26号及び27号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、5月29日までに受理した請願及び陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

本日は、ご苦労さまでした。

(午前11時42分)

令和6年6月14日（金曜日）

（第4号）

令和6年第443回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和6年6月14日(金曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第26・27号

請願第1号・第2号

陳情第2号・第4号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 陳情第3号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第28号

審査結果報告 予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 4 同意第 3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 同意第 4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについて

日程第 6 議案第29号 三神公民館改修工事請負契約の締結について

日程第 7 発議第 5号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書(案)

日程第 8 発議第 6号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書(案)

日程第 9 発議第 7号 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)

日程第10 発議第 8号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	君	2番	小	島	紀子	君
3番	芳	賀	慎也	君	4番	関	根	貴将	君
5番	高	久	美秋	君	6番	鈴	木	浩一	君
7番	富	永	創造	君	8番	三	村	正一	君
9番	鈴	木	隆司	君	10番	青	山	英樹	君
11番	熊	田	宏	君	12番	角	田	秀明	君
13番	堀	井	成人	君	14番	藤	井	源喜	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	鈴木一史君
教育長	大杉和規君	総務課長	正木孝也君
企画・デジタル推進課長	国井淳一君	まちづくり推進課長	神山義久君
会計管理者兼総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	山野辺幸徳君	農業振興課長兼農業委員会事務局長	鈴木辰美君
商工観光課長	柏村秀一君	都市整備課長	有松泰史君
上下水道課長	西山貴夫君	行政管理監兼危機管理監兼政策管理監	阿部正人君
教育次長兼教育振興課長	佐藤豊君	生涯学習課長	渡辺憲二君
子育て支援課長	小椋勲君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏家康孝 次長 鈴木直人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、1番、梅宮議員より遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

○議長（藤井源喜君） 日程に入る前に、過日行いました小島紀子議員の一般質問において、町執行部より、一部事実と異なる発言等があったので、その確認及び対応をお願いしたい旨の申出がありました。その取扱いを協議するため、議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休議します。

（午前10時02分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 零時07分）

◎議会運営委員会委員長報告

○議長（藤井源喜君） 先ほど開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏君登壇〕

○11番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

まず冒頭に、審議に時間がかかり、私の進行の ますさから大変お待たせしました。申し訳ありません。おわび申し上げます。

では、報告させていただきます。

先ほど開催いたしました議会運営委員会において、小島紀子議員の一般質問の発言内容に対する取扱いについて協議をいたしました。

初めに、発言箇所の音声聞き、確認をしました。そのメンバーは議運のメンバー6名と小島紀子議員、正木総務課長です。

次に、事実確認を行うため、正木総務課長より職員募集の内容等の事実確認を、申出箇所、その内容の説明をいただき、質疑を行いました。総務課長から、昨年度の採用試験については一般行政職を募集し試験を実施したこと、また、専門職としては募集していないことを確認しました。

また、小島議員の発言で「水道が使えていますよ、使えますよというふうに答弁してあったはずだとは思いますが」と記載されている小島議員が言われている議会だよりと、その元となる令和4年3月議会定例会総務教育常任委員会の会議録における給排水面においては、その場所で作業が可能なように上水道、下水道の整備工事を行っており、これまでの工事費については1,050万1,552円をかけて整備を終えましたということを確認

認しました。

さらに、小島議員から今般、執行部から申出があった箇所に対する考えを聞き質疑を行いました。その結果、議長から小島議員へ注意することで協議が調いました。

皆さんにお願いですが、ロッカーに条例等のいろいろ資料が入っています。倫理条例と基本条例とがあります。そちらをもう一度読み返していただき、そして、議員必携も読み返していただき、議会に臨んでいただくようにお願いします。

また、議会中に不穏当な発言だと思われることがあった際には議長に指摘いただいて、すぐ議会運営委員会を開いていただければありがたいというふうに感じました。よろしくをお願いします。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

ありがとうございます。

○議長（藤井源喜君） 私から小島紀子議員へお伝えいたします。

議会における発言につきましては、これまで以上に十分注意していただくよう注意いたします。

ここで昼食のため、暫時休議いたします。再開は午後1時からです。

（午後 零時11分）

○議長（藤井源喜君） 再開します。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（藤井源喜君） 町長より、鈴木副町長が故佐藤利広さんの葬儀に出ているため遅れる旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

それでは、去る6月11日の本会議において、各常任委員会予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第26号、第27号、請願第1号、第2号、陳情第2号、第4号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第1、これより議案第26号、第27号及び請願第1号、第2号、陳情第2号及び第4号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 第443回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第26号、第27号、請願第1号、第2号、陳情第2号、第4号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第26号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を令和6年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 第7次矢吹町まちづくり総合計画について。

第6次矢吹町まちづくり総合計画が令和5年度をもって終了することから、新たに町の最上位計画として第7次矢吹町まちづくり総合計画を定めるものであります。

討論に入り、高久委員から、総合計画に上げられた各事業において財政面について具体的に示されていないとの観点から、反対する討論がありました。

一方、藤井委員から、審議会へ諮問して答申を受けており、これからの8年間の中で実施すべき施策等について明確に示されていることから、賛成する討論がありました。

また、富永委員から、詳細な数値等については実施計画の中で示されるものであり、総合計画として体裁を整えているため、賛成する討論がありました。

挙手採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

請願第1号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願。

本件は、政府関係機関に対し、国として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

請願第2号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願。

本件は、福島県に対し、県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。

本件は、政府機関に対し、地方財政の充実・強化を求める、10項目に対する意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。

本件は、政府関係機関に対し、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和7年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を求める意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5番。

〔5番 高久美秋君登壇〕

○5番（高久美秋君） 議案第27号 第7次矢吹町まちづくり総合計画について、反対の立場で討論いたします。

今、注力すべきは新たな政策ではなく政策の効果の検証であり、費用対効果の十分でない政策への歳出の削減だと思っております。このようなことを踏まえた上で、今回の第7次総合計画は財政シミュレーションが示されていないので、議案第27号 第7次矢吹町まちづくり総合計画について、反対します。

同僚議員の賛同をお願いします。

○議長（藤井源喜君） 議案第27号に対する反対討論が出ましたので、討論の整理をいたします。

第27号に賛成する討論はありますか。

3番。

〔3番 芳賀慎也君登壇〕

○3番（芳賀慎也君） それでは、議案第27号 第7次矢吹町まちづくり総合計画について賛成の立場で討論をいたします。

第7次まちづくり総合計画は、基本構想及び前期基本計画で構成され、町の目指すべき方向や各分野における指針を示したものであり、人口減少等、様々な課題を克服し、未来へとつながるまちづくりの政策により、魅力的で活力があり、将来への持続可能な矢吹町を実現させるための実用書となる計画でございます。

計画の策定に当たっては、令和4年度に福島県財政診断を受けた結果を踏まえ、一定の財政の見通しを立てながら策定されており、より具体的な財政シミュレーションについては、第7次行財政改革大綱において示されていくものと理解しました。人件費や燃料等の物価高騰、扶助費である社会保障費の増加など、特にコロナ禍の前後では社会経済情勢が著しく変化している中で、国からの財源も縮減されており、本町を取り巻く財政状況は厳しさを増すことも予測されますが、最上位計画である第7次矢吹町まちづくり総合計画で描いた町の将来像の実現に向け、集中と選択により歳出の削減を図りながら計画的に事業を執行し、矢吹町の将来のために投資していくことが蛭田町長の一般質問の答弁で確認できましたので、賛成するものであります。

同僚議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜君） 議案第27号に対する反対討論はありますか。

10番。

〔10番 青山英樹君登壇〕

○10番（青山英樹君） 議案第27号 第7次矢吹町まちづくり総合計画について、反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、第7次まちづくり総合計画の策定に関しましては、矢吹町まちづくり審議会に参加されました二十数名の町民の皆様並びに担当職員の皆様をはじめとする関係者の皆様に関しまして、多大な負担とご労苦の下にご尽力賜りましたことに鋭意敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げます。

さて、総合計画は2013年の地方自治法改正により、自治体には基本構想及び総合計画策定の義務はなくなりましたが、むしろ当町においては計画を最上位計画と位置づけていることは大変評価できるものと感心申し上げます。

そもそも総合計画とは、自治体のまちづくりの方向を示すものであり、この第7次矢吹町まちづくり総合計画にも記載されておりますとおり、基本構想、基本計画、実施計画という体系で構成されております。この中の基本計画には社会経済動向や新たな課題等を踏まえて4年をめどに見直しが行われ、将来の新規事業や投資事業が分野ごと、あるいは一覧表等で記載されているものであります。特に、この基本計画において財政裏づけ、財政フレームがきちんと明記されているのか、そのことが自治体が計画的に行財政運営を行っているかどうかの試金石となってくるわけであります。そのため、基本計画の財政フレームの検証が必要となり、具体的に基本計画に財政フレームがあるか、あるとすればどれだけ町民が検証できる内容なのかが問われてきます。

その意味での好例なのは、2012年4月に策定された東京都武蔵野市の第5期長期計画で、章を立てて財政計画を設け、1番として、日本経済の動向、2番目、武蔵野市の財政の状況と課題、3番目、財政計画の策定の方法について、4番目、財政計画、5番目、財政計画の見通しとした構成となっています。

内容におきましても、①歳入歳出基金、市債、借金です、残高、経常収支比率、財政力について10年間の推移を基に検証しており、2番目に、今後予定されている事業や退職時期を迎える職員の退職手当といった歳出要因や、制度改変による影響にも触れております。そして、3番目として、今後起こり得る影響を考慮して5年間の財政計画を掲げ、4番目に、投資的経費のうちの新規事業を資本予算として財源内訳をも公表し、今後の市債借金償還額、退職手当の支給見込額、築20年以上の主な市が所有する施設の年次別建設一覧表といった後年度負担についても掲載しています。

さて、今回の第7次矢吹町まちづくり総合計画においては、このような武蔵野市の形式まではいかないにしても、第5次矢吹町まちづくり総合計画にありました財政の現状と見通し、第6次矢吹町まちづくり総合計画にありました財政シミュレーションが見当たりません。財政計画は地方自治体が総合的な行政運営を行うための財源的な裏づけを保障するものであります。矢吹丸という船が今後8年間、大海原に向けて出航するわけですが、財源的な保証がないままに事業だけがアドバルーンのように掲げられても、財政計画は羅針盤であり、羅針盤のない船では、まさに後に後悔せざるを得ない航海となりかねません。財政シミュレーション、財政計画に関しては9月に行財政改革大綱で掲載するとの答弁もございましたが、行財政改革はあくまでも行財政改革、改革です。総合計画としての財政シミュレーション、財政計画は必須であります。

このような観点から、議案第27号 第7次矢吹町まちづくり総合計画について反対する次第です。

なお、冒頭に申し上げましたとおり、総合計画策定に参画されました皆様のご労苦、ご尽力に関しましては

甚だ申し訳ない判断とはなりますが、岩手県奥州市のように附帯意見をつけ、例えば、これから示されるであろう総合計画の中の実施計画において、財政計画等をお示しいただくといった附帯意見をつけて賛同する手法も考えられますが、当議会におきましてはまだそのような制度は整備されておられません。結果主義、成果主義としての二者択一であるとの思いから、反対の立場にて討論をさせていただきました。皆様方のご審議よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井源喜君） 議案第27号に対する賛成の討論はありますか。

議案第27号以外に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第26号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 第7次矢吹町まちづくり総合計画についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（藤井源喜君） 起立多数であります。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第2号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択されました。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第2、これより陳情第3号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 第443回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から6までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第3号の審査結果は、次のとおりであります。

陳情第3号 沢尻地区生活道路の舗装に関する陳情。

本件は、沢尻地区の生活道路について、砂利道の現道舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第3号 沢尻地区生活道路の舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第3、これより議案第28号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、3番、芳賀慎也議員。

〔3番 芳賀慎也君登壇〕

○3番（芳賀慎也君） それでは、予算特別委員会審査結果の報告をいたします。

第443回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第28号の審査結果は、次のとおりです。

議案第28号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,397万2,000円を追加し、総額を84億3,769万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、地方交付税50万円、国庫支出金706万4,000円、繰入金640万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費をふるさと思いやり基金事業等により614万6,000円の増額、民生費を障がい者自立支援事業等により636万6,000円の増額、衛生費を町民検診事業により146万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第28号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案及び議員発議がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を直ちに開き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 1時31分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 1時49分）

◎日程の追加

○議長（藤井源喜君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏君登壇〕

○11番（熊田 宏君） 議会運営委員会から報告させていただきます。

会期中に町長から提出のありました同意2件、議案1件、議員から発議4件の追加議案が提出されました。企画・デジタル推進課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（藤井源喜君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第4、これより同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第4、同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。

本案は、令和6年7月14日をもって教育長の任期が満了になることから、現教育長である矢吹町八幡町330番地の18、大杉和規氏を再度任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

大杉氏は、明朗快活で高潔な人格を有する方であり、子供たちの夢を応援し、子育て世帯への支援を図りながら魅力ある教育、保育環境の充実、教員の資質向上に取り組むとともに、学校施設の安全・安心な環境整備はもとより、生涯学習、文化、スポーツ等、数々の指導力を発揮し、教育行政の振興発展に尽力をいただいております。

今後も引き続き、教育長として豊富な識見と卓越した手腕にて町教育行政の進展に寄与していただきたいと考え、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜君） この議案については人事案件でありますので、大杉教育長の退場を求めます。

〔大杉和規君退場〕

○議長（藤井源喜君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第3号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（藤井源喜君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました大杉和規様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 1時55分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 1時56分）

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第5、これより同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第5、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、令和2年7月から固定資産評価審査委員会委員に就任していただき、また、令和3年7月に再任され、この6月30日をもって任期が満了となります矢吹町中畑176番地、岡崎長一郎氏を再度、同委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

岡崎氏には、任期中、卓越した識見と誠実さをもって職務にご尽力いただき、令和5年7月から固定資産評価審査委員会の委員長を務めていただいております。

今後も引き続き、同委員会の職務にご尽力していただきたく、ここに提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤井源喜君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第4号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（藤井源喜君） 起立全員であります。

よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました岡崎長一郎様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 1時59分）

○議長（藤井源喜君） 再開いたします。

（午後 1時59分）

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第6、これより議案第29号 三神公民館改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第6、議案第29号 三神公民館改修工事請負契約の締結についてであります。

本工事につきましては、矢吹町社会教育施設・社会体育施設長寿命化計画に基づき、三神公民館の長寿命化改修工事を実施するものであります。

今回の工事発注については、矢吹町制限付一般競争入札実施要綱に基づき、令和6年5月16日に4者による制限付一般競争入札を実施いたしました。不落となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低入札金額を提示した1者と令和6年5月23日に見積りを執行した結果、議案書のとおり8,690万円で矢吹町北町87番地2、三柏工業株式会社矢吹支店と仮契約を締結しましたので、本契約に移行するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第29号 三神公民館改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第7、これより発議第5号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、高久美秋議員。

〔5番 高久美秋君登壇〕

○5番（高久美秋君） 発議第5号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）について説明いたします。

全国で学校給食費無償化が大きな流れになっており、福島県においても35市町村が無償化、一部補助が19市町村に及び、値上げ分みの補助などを加えれば95%を超える自治体が何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっています。

学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で実施できなかったり、一部補助にとど

まっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題が生じております。これは、国が行うべき無償化を自治体任せにしてきたことによって生じた問題であります。

については、一刻も早く、国として学校給食費無償化を実現することを国及び政府に求める旨、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上で趣旨の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

○11番（熊田 宏君） ただいまの趣旨説明について質疑をさせていただきます。

「本来、国が行うべき無償化」という文言がありました。その根拠をお示してください。お願いします。

○議長（藤井源喜君） 答弁を求めます。

5番、高久美秋議員。

〔5番 高久美秋君登壇〕

○5番（高久美秋君） お答えいたします。

1961年参議院教育委員会における質問に対しまして、当時の辻田力政府委員長が学校給食費無償化について、現在は授業料でございますが、そのほかに教科書、それから学用品、学校給食費ということも考えておりますということを当時説明しております。これが最初の答弁になっておるので、ここを基に学校給食費無償化の根拠になっております。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はございますか。

熊田議員。

○11番（熊田 宏君） 2度目の質疑をさせていただきます。

では、なぜ、本来国が行うべき無償化がほとんどの自治体で行われていなかったのかというところは、どういう背景があつてのことだと思われませんか。

○議長（藤井源喜君） 質疑は趣旨説明に対する質疑としてください。

○11番（熊田 宏君） そうですね、分かりました。

以上で終わります。ありがとうございました。ご指摘ありがとうございました。

○議長（藤井源喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第5号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）は、これを提出す

ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第8、これより発議第6号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、高久美秋議員。

〔5番 高久美秋君登壇〕

○5番（高久美秋君） 発議第6号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）について説明いたします。

全国において学校給食費無償化が大きな流れになっており、青森県は今年10月から全県の小中学校で無償化に向けて各市町村に交付金を配分することを決定し、和歌山県では、給食費の2分の1の支援、千葉県や香川県では、第3子以降の給食費を無償化、沖縄県でも県としての支援が検討されるなど、全国的に支援が広がっております。

国に学校給食費無償化を促すためにも、県としての積極的な施策が必要であることから、「日本一子育てしやすい福島県」の思いを実現させるために、県として学校給食費無償化を実施することを地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第6号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第9、これより発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将君登壇〕

○4番（関根貴将君） 発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について説明いたします。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、物価高騰による多様な社会保障ニーズへの対応など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害に対する防災・減災や災害復旧への対応も迫られるなか、地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、政府に次の事項の実現を求めます。

1、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6、会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処

遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。

8、自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化に伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜君） 日程第10、これより発議第8号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、小島紀子議員。

〔2番 小島紀子君登壇〕

○2番（小島紀子君） 発議第8号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について説明いたします。

東日本大震災を受け創設された、「被災児童生徒就学支援等事業」は、被災した子どもたちにとり、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

しかし、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。

このような理由から、令和7年度においても、全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うことの実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（藤井源喜君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第8号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（藤井源喜君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、2時40分より、議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力願います。

これにて、第443回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 2時24分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月25日

議 長 藤井源喜

署 名 議 員 芳賀慎也

署 名 議 員 関根貴将